

# 助産専門職大学院認証評価

## 自己点検評価報告書

天使大学大学院助産研究科助産専攻

平成 20 年 7 月

天 使 大 学

## 目 次

I	対象助産専門職大学院の現況及び特徴	1
II	目的	4
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念・目的	5
	第2章 教育課程	12
	第3章 入学者選抜	32
	第4章 学生への支援体制	39
	第5章 教員組織	44
	第6章 施設・設備および図書館等	51
	第7章 管理運営体制	58
	第8章 点検・評価	63
	第9章 情報の公開・説明責任	68
IV	関係規程集	71
V	教授会・各種委員会報告	131
VI	添付資料	
	助産専門職大学院基礎データ表	
	学校案内	
	履修要項（2008年度入学生授業概要）	

## I 対象助産専門職大学院の現況及び特徴

### 1 現況

#### (1) 助産専門職大学院

(研究科・専攻)名

天使大学大学院助産研究科

助産専攻専門職学位課程 (2004年4月開設 2008年4月から分野を設置)

助産基礎分野 (2008年4月)

助産教育分野 (2008年4月)

#### (2) 所在地

北海道札幌市東区北13条東3丁目1番30号

#### (3) 学生数及び教員数

学生数 : 助産専攻専門職学位課程 (2年次) 24人

助産基礎分野 (1年次) 21人

助産教育分野 (1年次) 2人

教員 : 15人

### 2 特徴

天使大学の母体は1947年(昭和22年)、戦後まもない社会経済混乱状況のさなかにマリアの宣教者フランシスコ修道会(カトリックの女子修道会)によって北海道札幌市に旧制専門学校令により札幌天使女子厚生専門学校として設立され看護教育を開始した。2年後には栄養学院を併設し栄養士の養成を行った。その後、新しい学校教育法に基づき1950年(昭和25年)に日本初の3年制短期大学(天使厚生短期大学;昭和28年「厚生」を「女子」に改称)に改組した。保健師助産師看護師法(以下「保助看法」とする)による最初の看護教育終了者の卒業に時をあわせ、1952年(昭和27年)天使助産婦学校を開設した。1965年(昭和40年)に短期大学専攻科(保健師助産師合同課程)を開設して助産婦学校を発展的に廃止し、専攻科は2003年、大学への改組転換に伴って廃止した。

2000年(平成12年)短期大学は天使大学として看護師・保健師統合学士課程に改組転換した。本学にとって助産師教育は伝統的に重要な領域であったが2003年(平成15年)、専攻科の廃止によって中断のやむなきに至った。充実した助産師教育を志向する本学として2年課程での教育を検討し、①看護教育終了者を対象に特化した助産師教育課程にすること、②大学院に開設するのが望ましいが、従来の大学院は学究的で研究者育成の色が濃厚であり高度な実践家の育成にはなじまないこと。③2004年(平成16年)3月のいわゆる学士課程の完成年度内に助産課程開設の申請手続きを終え、2004年(平

成 16 年) 4 月から助産課程を開設したいこと。これらの諸条件を念頭に高等教育改革の進行状況を見守った。本学にとっては 2003 年(平成 15 年) 3 月に法制化された専門職大学院の制度による設置が高度専門職業人養成の助産師教育制度としてもっとも相応しいと思われた。

助産課程を専門職大学院として設置することは日本ではじめてであったので、大学院の助産教育の実施を検討してきた数大学と協議して、2002 年(平成 14 年) 8～9 月に大学で助産課程を開設している教育機関の意見を求めるため「助産師課程を大学院に開設することに関する調査」を実施した。95 校に配布し 64 校から回答を得た。64 校のうち助産課程を開設している、あるいは開設を予定している大学は 40 校(62.5%)あった。大学院での助産教育を希望している大学は 28 校、検討中 17 校、希望しない 19 校という結果をえた。

専門職大学院に関する法案は国会を通過し 2003 年(平成 15 年) 3 月に省令化されたので、同年 6 月に専門職大学院助産研究科の設置申請書を提出すべく準備に入った。わずか 2 ヶ月しかなかったが本大学院助産師教育の構想を練り、海外の大学院助産修士課程や、全国助産師教育協議会による「大学院修士課程における助産学カリキュラム(案)」などを参考に申請準備に取り掛かった。申請の資料に助産の実践家、教育者、研究者の団体である、日本助産師会、全国助産師教育協議会、日本助産学会がそれぞれ助産師の資質の向上のため専門職大学院助産研究科開設の要望書を学校法人天使学園に提出し、これを設置申請書に添付することにより、この大学院が助産専門職団体の支持を得ていることを示す証言となった。2003 年(平成 15 年) 6 月 27 日専門職大学院助産研究科設置認可申請書は文部科学省に受理された。その後、文部科学省において行われるヒアリング、来学して行われる実地調査などを経て 2003 年(平成 15 年) 11 月 27 日付けで認可された。

専門職大学院の設立は助産師や助産教育者の方々から助産師教育の水準の向上に画期的一步を踏み出すものとして祝福されたが日本看護協会および日本看護系大学協議会から反対があった。日本看護協会は保健師助産師看護師の教育を学士課程に一本化しそれによって国家試験と免許を看護師に一本化することができなくなる、いいかえれば看護師免許にできる限り幅広い業務と権限を保持することができなくなるという観点から文部科学省、大学設置審議会に反対の要望書を送り、国際助産師連盟(I C M)理事長来日の折に日本では助産師職だけ単独でこのような行動は許されないと申し入れた。しかし、看護関係以外の審査担当者の方々には助産の歴史、保助看法制定後の助産教育の位置づけなどを考慮され専門職教育の新たな挑戦として好意的に支持された。また I C M 理事長は「助産は独立した専門分野であり、看護の一部ではない」と述べたと伝えられている。

本大学院では、前述の経過をたどり、2004 年 4 月に自然出産を独立して支援する能力、科学的根拠のケアへの適用、助産管理・教育、チームにおける連携・調整、地域母子保健活動、子育て支援、性教育、ウィメンズヘルス、国際助産活動等に関する能力の育成を目指す助産専攻(2 年課程)を設置した。その後、助産師不足が急速に顕在化し、養成の強化には助産師教育者の育成が社会的急務であると判断するに至った。そこで助産専

攻を2分野に分け、2008年4月から従来の助産師無資格者のためのコースを助産基礎分野とし、新たに助産師として臨床経験をもつ者のために助産教育分野を設定した。両分野はいずれも修了要件を61単位とし、修了者には助産修士(専門職)の学位を授与する。新たな教育の制度のひとつとしての専門職大学院教育に取り組み始めたのでこれをさらに充実していきたいと考えている。

## II 目的

専門職としての助産師に必要な基本的知識や技術を修め豊かな人間性をもつ助産師を育成する。

助産基礎分野では、教育課程の目的は自然出産を独立して支援する能力、科学的根拠のケアへの適用、管理・教育、チームワークにおけるリーダーシップ連携調整、子育て支援、性教育、中高年の女性の健康支援、地域母子保健活動、国際助産活動等に関する能力を育成する。

助産教育分野では、上記に加えて助産の学習者に対して、教授学習に関する諸理論を修得し学習者の知識・技術の獲得を支援する助産教育者ならびに臨床助産指導者を育成する。

本研究科では、先の教育課程を助産基礎分野で2年、助産教育分野では1年半とする。いずれも修了要件を61単位とし、修了者には助産修士（専門職）の学位を授与する。

### Ⅲ 章ごとの自己評価

#### 第1章 教育の理念・目的

##### 1 基準ごとの分析

###### 1-1 助産専門職大学院の理念

###### 基準1-1-1

助産専門職大学院においては、その理念を明確に定め、それを教育目的や教育目標として、教育課程に反映していること。

(基準1-1-1に係る状況)

カトリック大学として「愛をとおして真理へ」を本学の建学の理念とし、キリスト教的人間観、価値観および世界観にもとづき、専門職助産師を育成する。

学習者が効率よく学習目的を達成することができるように教育環境を整え、職業に必要とされる能力の獲得を支援する。

学習者はユニークな資質を持つ人として尊厳を重んじられる。学習の進行に伴い、各々の学習目標の達成が認められ、習得が保証されることを通して、自尊心が高められる。これらの過程をとおして自己理解を深め自己を受け入れ、他者を気遣いケアする能力が醸成される。

助産師は神秘的な人間の生理現象に関わる専門職として、産む性である女性のかたわらにあり、その尊厳を重んじ、女性と新しい生命、その家族に必要とされるケアを提供することを目指す。

人間に備えられた心身のしくみ、生命の誕生に畏敬の念を持ち、深く理解し、自然の機能を最良の状態に保ち、発揮することができるように援助する者となることをめざす。

「愛をとおして真理へ」の理念は、入学時のオリエンテーション、修養会、学内の宗教行事（キリスト教ではイースター、クリスマス）への参加によって、全学生・院生に周知されている。また授業科目（概念形成科目の助産学概論、助産哲学・倫理、出産の文化）の中で、助産における宗教・文化を含めた対象者の価値観・世界観を尊重した人間理解、キリスト教を含む道德・倫理観の形成、専門職としての倫理的態度などについて学ぶ機会を設けている。更に、対象を尊重した助産ケアのあり方について学習する際、基礎科目をはじめ実践専門科目の各授業科目の中で、根拠（EBM）に基づくケア提供の必要性、真理を追究する姿勢を求めている。また実習科目では、対象理解、価値観を尊重したケアの提供、職業倫理に適った態度などを評価項目に含めている。

学習者が効率よく学習目的を達成することができるように、2年の教育機関の中で、まず授業科目を基礎科目に始まり実践専門科目から発展・展開科目へと、基礎から応用編へと進めている。助産のケア実践である実習科目では、数を限って基礎的な思考過程や技術を獲得する基礎実習から、妊娠期から産後まで個別性・家族を含めた継続ケアを行う統合実習Ⅰ、助産チームの中で同時に複数の対象へのケアを提供し、メン

バーシップを学ぶ統合実習Ⅱへのチーム医療並びにリーダーシップ等を考慮して、ケア対象を1名から複数へ、学習進度を単純から複雑へと進めている。実習施設では、医師と協働で助産ケアを展開する病院実習から、助産師本来の活動の場である助産所（独立助産実習）へと、また実習形態を教員の支援のある状態（基礎実習、統合実習Ⅰ）から、2年にはより自立した実習環境（独立助産実習、統合実習Ⅱ）へ配置するなど配慮している。

また、教育環境では、教室や図書室・実習室などハード面の整備を行っている。ソフト面では授業科目により専門分野に優れた教員、実習指導には臨床経験豊かな教員を配置し、助産師にふさわしい臨床施設の選択および、助産師職・助産師教育職に必要なとされる能力の獲得を支援している。

学習者の尊厳、学習支援への配慮は、入学後まもなく行われる修養会の場における自己紹介での自己開示、授業や演習および実習の中でのかかわりを通して、教員は各々の学生の能力や個性の理解に努め、教員間で学生の情報を交換し共有して学習指導に反映させている。中でも、実習現場では3～5人と小人数の学生を複数のプリセプター教員で指導する体制にあるため、個々の学生に対して学習した知識、実施できた技術、実践の中で気付いた点などを客観的に評価する一方で、学習上で抱える課題を把握し学習の方向性をアドバイスしている。ケア提供者としては対象者に、また専門職者としては仲間や指導者・関連職種との関係において求められる態度・コミュニケーションへの気付きを促し、自己認識をもって課題に取り組めるよう個別の学生に丁寧にかかわるよう努めている。また教員は2年間継続して同じ学生の担当を受け持ち、学生個々の状況を把握したメンター教員との交流の中で、学習・生活を含めた相談をすることができる体制をとっている。

助産の対象である女性理解においては、身体的にはフィジカル・イグザミネーションを始めとした専門基礎科目、マタニティサイクル助産ケアを始めとする実践専門科目など授業科目で基本的な身体面を理解し、さらに心理面では女性の一生の中でもマタニティサイクルにおける心理的状況の特徴を実践専門科目の助産ケア各期（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）に含めて学習し、また社会・文化的には概念形成科目の出産と文化、助産哲学・倫理、専門基礎科目の助産女性学、実践専門科目の独立助産実践概論や、臨床実習ではマタニティサイクルを中心とした女性の身体的・心理的変化の実際を学ぶ。

発展展開科目の子育て支援論、性教育、ウィメンズヘルス、国際助産学などをとおして対象女性が家族・社会・国家の中で置かれた多様な状況を考える機会が設けられている。

こうした対象女性・家族の理解を踏まえて、助産師としての役割を各授業科目で学習し、実習現場で助産師モデルに身近に接した上で、実際に助産ケアの実践に時間をかけることで、ケア提供者・援助者としての自己のあり方を獲得できるよう支援している。中でも、独立助産実習では、自律して助産院を営む熟達した助産師に身近に接し、その助産師観や対象の女性・家族理解、助産ケアのあり方を学ぶ機会を設けている。

基準1-1-2

助産専門職大学院においては、その理念を学内に周知し、学外に公表していること。

(基準1-1-2に係る状況)

教育理念は、履修要項の冒頭に記載されている。カトリック大学の理念は、入学時の修養会や宗教行事などの機会を捉えて学生に説明・周知され、学習者の支援ではオリエンテーションの中でプリセプター教員やメンター教員による教育システムについて説明されている。助産師の役割や対象理解については学生への授業・実習での教育・指導の中で具体的に説明し周知を図っている。

学外へはパンフレット、学報、WEB上での大学紹介において、また助産関係の専門誌等にも本学の理念を含めて紹介している。

## 1-2 助産専門職大学院の教育目的

### 基準1-2-1

助産専門職大学院においては、その教育目的を明確に定めていること。

(基準1-2-1に係る状況)

高度の専門性が求められる助産師という職業を担うにふさわしい、学識を深め、卓越した能力の育成を図るために、助産学の理論や実践の学習をとおして精深な知識と技能を練磨する。さらに、人間の尊厳を重んじ、豊かな人間性を卓越した知識と技術とを合わせもつ高度な専門職業人として、助産師を育成することを目的とする。

助産師有資格者で助産教育分野を専攻する者には、上記の目的とともに助産師を目指す学習者が、基本的助産実践能力を獲得する過程を支援するために必要とされる教育指導の理論と実践の能力を養うことを目的とする。

上記の目的の達成のために、以下の教育目標を置いている。

#### 1) 助産基礎分野

- (1)女性に優しい自然出産を自律して医療機関や地域で実践するために、正常経過の診断及びケア、正常からの逸脱の判断およびケアができる能力の育成
- (2)科学的根拠に明らかにされている手段を、ケアの質の向上に応用する力の育成
- (3)助産管理ならびに助産師教育の仕組みを理解、助産チームおよび他職種との連携・調整能力の育成
- (4)子育て支援について助産師の役割を明確化し、具体的な援助が行える。また、子育てにかかわる他領域の専門家の役割を理解し、ネットワークづくりができる基礎的能力の育成
- (5)性と生殖に関する理論をふまえ、思春期を中心とした性教育プログラムを開発し、性の健康相談ができる基礎的能力の育成
- (6)ライフステージ各期の女性のリプロダクティブ・ヘルスの増進を図るために、相談、教育、援助活動ができる基礎的能力の育成
- (7)地域母子保健活動を他職種と連携・協働しながら主体的に実践できる基礎的能力、並びに政策化プロセスを理解できる基礎的能力の育成
- (8)助産教育分野母子保健活動を理解し、国際的な視野をもって発展途上国での助産活動に貢献できる基礎的能力の育成

#### 2) 助産教育分野

上記の(1)～(8)に加えて、教育機関ならびに臨床現場において、助産師を目指す学習者に対して、教授学習の諸理論を踏まえて、学習者が知識・技術を獲得し、それらを実践において統合できるように教育・指導する能力を養う。また、変動する社会のニーズに合わせて教育の変革を推進する能力を育成する。

基準1-2-2

助産専門職大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を挙げていること。

(基準1-2-2に係る状況)

助産基礎分野では、現在の保健師助産師看護師養成所指定規則（以下「指定規則」という）によれば6ヶ月以上の期間に23単位以上を履修する助産師教育課程を、期間としては4倍の2年間、修得単位数ではその2倍半強の61単位としている。そのため、従来の教育課程では1授業科目の1～2コマをあてていた内容を、1～2科目(1～2単位)として深く、丁寧に履修するように計画されている。

基礎科目の概念形成4科目、専門基礎14科目、助産機能6科目、計24科目の多くが、指定規則の基礎助産学(6単位)、地域母子保健(1単位)、助産管理(1単位)に該当する。こうした科目を、広く深く時間をかけ学習し、思考の力を強め学識を深めることができるよう、順序立てた授業科目を配置している。

実践専門科目では、指定規則の助産診断・技術学(6単位)分を、マタニティサイクル助産ケアの10科目(11単位)として学習する。助産師活動のコアとなるマタニティサイクルの妊娠期、出産期、産褥・新生児期における正常と異常の診断・ケアおよび助産院での助産活動を学習。マタニティサイクル助産ケア実践では指定規則での9単位の2倍余り、6科目20単位の実習科目に、基礎実習から、統合実習Ⅰ・Ⅱ、独立助産実習へと潤沢な時間を確保、高度の専門的に、卓越した能力の育成に努めている。

また、「愛をとおして真理へ」の教育理念をはじめとして助産学概論、助産哲学・倫理、助産女性学など、基礎科目また実践専門科目でキリスト教的な人間観、倫理的思考過程の基本を学び、対象者とかかわることにより、人間の尊厳を重んじたケア提供を学ぶ。中でも、実習科目で助産ケアを提供する上での倫理観、助産ケアの提供者としての自己認識・課題について考察する機会を設け、日々のクラスメイトとの交流やプリセプター教員とのかかわり、節目々でのメンター教員との面接を通して自己形成の豊かな人間性を培う機会を設けている。

教育目標(1)(2)の女性に優しい出産の実践、科学的根拠に基づいたケアの提供においては、助産の対象である女性に身体的・心理的・また社会・文化的に理解を深めると共に、これらの女性に提供されるケアでは、上記の科目に加えてEBPM概論・EBPM展開論等によって、日常的ケアの科学的根拠に文献クリティークを適用する姿勢を培っている。

教育目標(3)(7)の助産管理・教育・チームや地域における連携・調整の学習には、主として機能科目の助産管理Ⅰ・Ⅱ、助産教育概論・方法論、母子保健行政・財政論と母子保健活動論の授業科目、病院と助産院実習、マタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅱを配置している。

教育目標(4)～(6)、(8)は、発展・展開科目の子育て支援、性教育、ウィメンズヘルス、国際助産活動に該当する部分で、全学生が各科目のⅠで概要を学習した後、各科目のⅡと演習または実習を選択した学生が、少人数でのゼミ形式での学習・演習を進め、または各分野の臨床現場での実習によって、各科目に必要な基礎的能力を育成している。

助産教育分野では、助産師有資格者が上記の内容に加えて、発展・展開科目に助

産・看護教育科目を7科目、17単位を設けた。助産師を目指す学習者の基本的助産実践能力を獲得する過程を支援、教育指導の理論と実践の能力を、5科目13単位の講義・演習科目と、2科目4単位の実習科目で養う。

助産研究科助産専攻(現在の助産基礎分野に該当)では3回生が修了し、現時点で入学時助産師資格未修得学生の全員が助産師国家試験に合格している。過去3回の学生76名が助産研究科を修了し、全員が病院などの助産の臨床現場に就職、1名は助産院を開業した。修了者の就職先からは、助産師としての資質、幅広い分野への理解や関心、確実な成長を評価する助産師管理職の声が聞こえてきている。

助産師有資格者対象の助産教育分野は、今年度開設したばかりで成果を論じる段階にない。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

従来の助産師教育期間が指定規則に定められた6ヶ月以上、あるいは現実に1年で実施されてきているが、現在のわが国の高い母子保健水準における助産師の専門性を考慮した場合、現在の助産師教育期間での助産師育成には追従できないところから助産教育課程を2年間の大学院教育に置いて、教育の充実を図った。助産師の基本的な能力の獲得のためには、時間をかけて助産ケアに必要な要素を学習し、自らエビデンスを調べ、考える力を養うことに従来よりも多くの時間をあて、実践訓練の機会を増して、質の高いケアの提供へと行動化するように臨床教育を図っている。また拡大する役割に備え、発展展開の4分野から1つを選択し演習・実習することで、拡大する各分野への理解を広げることを目指し、高度の専門性が求められる助産師職に必要な知識・技術、態度を育成してきたが、当初の目的はほぼ達成されている。

しかし、開設後、日が浅く修了者の就業後の評価を実施していないのでこの観点からの成果を裏付けるに至っていない。今後は修了者および就業先を調査し、専門職大学院での教育を評価してゆきたい。

一方で、本学修了者に求められるカトリック大学としての理念「愛をとおして真理へ」の周知には、人間観・価値観が対象理解や助産ケアに具現化されるよう、教員側が授業や実習現場での指導の際の具体的方法を工夫する必要があると感じている。

近年、コミュニケーションや人間関係のとり方が苦手な学生が、臨床実習の不足の中で看護ケアに必要な基本的な能力・態度を育成できないまま看護大学等を卒業する者があり、生活経験の乏しさ、他者への想像力や理解の不足から、周囲への配慮ができないなど、自己中心的態度をとり、自己認識に欠けることも少なくない。

学生全体に、助産ケアの対象者のみならず同・他職者への対象理解へ向けた想像力を養い、配慮をもって他者と接することができるよう働きかけを強化し併せて、助産師としての自己を客観的に評価し、適切な自己認識をもって求められる課題に真摯に取り組む姿勢を養うかかわりができるように、教員の効果的に働きかけを探求して行きたい。

このことは、個々の学生が就業に向けて、授業や実習の展開を工夫して助産ケアの現場で働いていける準備につなぐことにも関係している。統合実習Ⅱで、病院・クリニックで、スタッフの中でのインターンシップに相当する実践体験を持たせる試みをその解決策のひとつとして実施しているが、チームによるケア提供を学習するための内容・方法についても検討をしてゆく必要性を感じている。

## 第2章 教育課程

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

##### 基準2-1-1

高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

(基準2-1-1に係る状況)

教育理念・目的に基づく、助産師という高度な専門職業人の育成を目的に科目を入学時から卒業時まで統合されるように配置し、体系化を図っている。

科目群は、(1)基本助産科目群として基礎科目群、実践専門科目群(2)発展助産科目群(3)その他として特別統合研究科目の4群に分類され、段階的に学習できるように体系化を図っている(解釈指針2-1-1-1)。2008年度より助産基礎分野と助産教育分野の2分野となる。科目群の説明を以下に示す(シラバス頁Ⅱ-3,4,5、表2)。

#### 1) 助産基礎分野

##### (1) 基本助産科目群

教育目標1)～3)、7)を達成するために構成している。

基礎科目群と実践専門科目群から構成されている。

基礎科目群は、「概念形成」、「専門基礎」、「助産機能」で構成されている。

「概念形成」では、助産とは如何なる現象か、助産師とは何者か、さらに助産師に関連する倫理について、助産師のアイデンティティについて学ぶ。「専門基礎」では、助産ケア実践の基本に必要な生理・生物学的、心理・社会的現象を理解する。「助産機能」では、助産実践を有効に展開する基盤となる管理・運営および助産師教育について学習する。また、母子保健の歴史的変遷と課題について理解し、地域特性を踏まえた助産活動を学ぶ。

実践専門科目群は、「マタニティサイクル助産ケア」と「マタニティサイクル助産ケア実践」で構成されている。

「マタニティサイクル助産ケア」では、助産ケアのコアとなるマタニティサイクル期の正常経過の診断と助産ケアおよび正常からの逸脱の判断と助産ケアに必要な知識・技術を学習する。また、独立した助産実践の場である助産所のケア・管理・運営を理解し、助産所等で行われている助産ケアを学ぶ。「マタニティサイクル助産ケア実践」は実習科目であり、1年次前期マタニティサイクル助産ケア基礎実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲでは、妊娠・出産・産褥・新生児の各期における基礎的な助産過程を展開する。1年次後期マタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅰでは、妊娠期から産褥・新生児期まで連続して、個別的な助産ケアを実習する。また、2年次前期マタニティサイクル独立助産実習では、助産所における専門性の高い助産ケアについて実習を通して学び、助産師の独立し自立的な活動と専門職の倫理

的責任など実践を通して体得し、助産所の管理・運営について理解を深める。後期マタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅱでは、1, 2年次に学んだ知識・助産ケアを統合して、助産師として職業倫理を基に自律した助産ケアを実践する。

(2) 発展助産科目群

教育目標4) 5) 6) 8) を達成するために構成している。

発展・展開科目群としている。

マタニティサイクル期の助産ケアを基に、女性の生涯を通じた性と生殖の健康支援の担い手としての助産師の役割を学ぶ。女性の乳幼児期から老年期までのライフサイクルの中で、妊娠・出産・産褥期とそれ以外の女性への拡大した助産役割を探求するために、「子育て支援」、「性教育」、「ウィメンズヘルス」、および「国際助産学」の4コースを設定した。この4コースの中から1つを選択し、講義、演習または実習によって理解を深める。

(3) その他

教育目標2) を達成するために構成している。

その他の科目として特別統合課題研究がある。助産研究方法、EBPM 概論、EBPM 展開論を基に2年間の学びの中から、「マタニティサイクル独立助産実習」において実践した助産ケアについて、その現象を分析し、意味づけする。学生が関心を持った課題について、より質の高い助産ケアに向けて学際的・包括的に探求する。

2) 助産教育分野

(1) 基本助産科目群

基礎分野と同様に基礎科目群と実践専門科目群から構成されている。

基礎科目群「助産機能」の助産師教育論と助産師教育方法論、実践専門科目群マタニティ助産ケアのハイリスク助産演習とマタニティサイクル統合実習Ⅱ以外は基礎分野と同様である。

(2) 発展助産科目群

発展・展開科目の「子育て支援」、「性教育」、「ウィメンズヘルス」、および「国際助産学」は選択科目である。助産・看護教育科目群は、教授学習の理論を踏まえて、学習者が知識と技術を獲得し、それらを実践へ向けて統合できるように教育・指導する能力を養う教育目標達成のために7科目から構成されている。

(3) その他

特別統合研究科目は、助産師教育に関連し、探求したい課題を選び、研究計画を立案し実施する助産教育課題研究から成る。

専門職業人としての職業倫理に関する科目は、「助産哲学・倫理Ⅰ」、「助産哲学・倫理Ⅱ」である。Ⅰでは、助産専門家として倫理的態度をもった実践、倫理問題の理解に必要な諸理論、価値観、道徳的発達、助産専門職の職務と義務について学ぶ。Ⅱでは、事例を用いて倫理的意思決定のプロセスを学ぶ。Ⅰは必修科目、Ⅱは選択科目である（解釈指針2-1-1-2）。

## 基準2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されていること。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

(基準2-1-2に係る状況)

各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目に分類している。表2（教育課程表シラバス頁Ⅱ-4,5）参照。

助産基礎分野の必修科目として、基本助産科目群の基礎科目群は、概念形成3科目、専門基礎14科目、助産機能5科目であり、実践専門科目群は、マタニティサイクル助産ケア8科目、マタニティサイクル助産ケア実践6科目である。発展助産科目群の発展・展開は、子育て支援論Ⅰ、性教育Ⅰ、ウイメンズヘルスⅠ、国際助産学Ⅰである。さらに、その他の科目である特別統合研究科目の助産教育課題研究から成る。

選択必修科目である発展助産科目群の発展・展開は、子育て支援論Ⅰ・Ⅱ・演習、性教育Ⅰ・Ⅱ・実習、ウイメンズヘルスⅠ・Ⅱ・演習、国際助産学Ⅰ・Ⅱ・実習と4コースより構成され、そのうち1コースを選択する。

選択科目は、基本助産科目群の基礎科目群の概念形成1科目、助産機能1科目である。実践専門科目群のマタニティサイクル助産ケア2科目である。

助産教育分野の必修科目として、基本助産科目群の基礎科目群は、概念形成3科目、専門基礎10科目、助産機能1科目であり、実践専門科目群のマタニティサイクル助産ケア5科目、マタニティサイクル助産ケア実践5科目である。発展助産科目群の発展・展開は、助産・看護教育科目7科目である。その他の科目の特別統合研究科目の助産教育課題研究である。選択科目としては、基本助産科目群の基礎科目群の概念形成1科目、専門基礎4科目、助産機能3科目、実践専門科目群のマタニティサイクル助産ケア4科目である。発展助産科目群は、子育て支援論、性教育、ウイメンズヘルス、国際助産学である。

履修が系統的・段階的に配置されているかについては、1年次前期には、基礎科目、実践専門科目の講義・演習を終え、基礎実習が行われ、後期にはハイリスク助産学、助産研究方法、EBPM論等の授業後妊娠から産褥期まで個別的に継続して関わるマタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅰを行う。2年次では、助産所における助産実践を体験し、助産師として職業倫理を基に自律した助産ケアを目指す。さらに発展・展開科目で女性の生涯を通じた性と生殖の健康支援の担い手としての助産師の役割について学び、特別統合課題研究にて各自の課題について、より質の高い助産ケアに向けて学際的・包括的に探求する。以上より、シラバス教育課程学生進行図頁Ⅱ-6,7、履修モデル頁Ⅱ-10,11に記載しているように段階的・系統的に科目を配置している。さらに、授業の内容・方法・履修要件は、年度初めのガイダンス時にシラバスを用いて学生にあらかじめ説明している。

基準2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準2-1-3に係る状況)

本大学院における単位数は、大学設置基準第21条の規定に従い、講義を15時間、演習を30時間、実習を45時間とする内容をもって構成している。また、大学設置基準第22条の規定に従い1年間に授業を行う期間は、定期試験期間を含めて35週にわたるとされている。これに関して、本大学院では1年次の基礎分野35週、教育分野33週、2年次基礎分野34週である。そして、本大学院では、2学期制を採用しており、各期間の授業期間については、1年次の基礎分野前期18週、後期17週、教育分野前期14週、後期19週であり、2年次の基礎分野前期15週、後期19週である(年次教育計画 シラバス、時間割表)。さらに、大学設置基準第23条の規定にある各授業科目の授業は、10週または15週にわたる期間を単位として行うものとするについては、実習との関係上、特定の期間において授業を行っている(時間割表)。

## 2-2 教育方法

### 基準2-2-1

助産専門職大学院においては、授業・事例検討・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

(基準2-2-1に係る状況)

本大学院の教育の特色は、学生が主体的に学び、お互いの意見を交換し、ゆとりをもって教育の場面で得た経験を思索する機会をもつことを重視している。さらに、実践型の大学院であるので、講義・演習と臨地実習とが統合できるよう教育方法に配慮した。講義・演習においては、ロールプレイ、クイズ形式などの方法を取り入れ、事例を可能な限り用いる、実習ではカンファレンスを定例化し、事例検討会などを実施し、学生が主体的に物事を思索できるように配慮している。

教育方法は、以下のような特色を有している。

#### (1) 少人数教育によるセミナー

学生が、互いに得た知識や実践現場での経験を、グループワークの中で共有、討議する中で、その意味を見出して行く。

#### (2) 双方向教育

双方向教育は、教員と学生、また学生同士の相互作用により知識の共有、クリティカルシンキング、思考力の強化、学習の新たな展開や発見を促す。相互作用による学習効果を高めるため、多様な教育方法を用いて授業を行う。また、実習においては、経験を共有し、知識と実践の統合を図るために、グループワーク、ワークショップ、カンファレンスなどを行う。

#### (3) 実習・インターンシップ

1年次の臨床実習では、看護の基礎を学んでいるものであることをふまえて、前期・後期と十分な実習時間をかけて、病院の助産現場における助産師の役割を学習する。また、2年次には、助産所等でのインターンシップ(専門職の志望者が職場で行う実習)を通して、地域に根ざした助産所助産師の役割機能と地域の特性・ニーズに対応した助産師活動の実際、助産師の自律的・主体的活動のあり方を学ぶ。

#### (4) 実践例に基づく教育

専門職としての助産師の実践的能力を高めるため、学内の講義・演習においては、臨床事例を多く活用し、事例分析を通して現象を読み解く力を修得し、実践へ還元できる能力を養う。また、臨床実習を通して、講義・演習等で得た知識と実際の現象との統合を図り、EBPMに基づいた助産援助を行える能力を養う。

#### (5) メンターシップとプリセプターシップによる教育

専門職者に必要な学習および学習態度の成長を図るため、きめ細やかな助言と支援を行う方法として、メンターシップとプリセプターシップをおいている。メンターシップにより、入学時から学生1人1人にメンターとなる専任教員が付き、学習進度を確認し、学生の専門職者としての自己課題の発見および成長に必要な

支持、方向付け、フィードバックなどの支援を行う。また、プリセプターシップにより、臨床実習期間中に優れた実務経験を持つ臨床指導者、実習指導教員、専任教員が助産師の役割モデルとなり、学生が助産師としてのアイデンティティ形成や役割取得ができるための支援を行う。

助産専門職大学院においては、少人数教育を徹底するため、入学定員を40名とし、助産基礎分野30名、助産教育分野10名としている。2008年度は、1年次助産基礎分野21名・助産教育分野2名、2年次24名であり、グループ討議やロールプレイなどを取り入れ、少人数による双方向的あるいは多方向的な教育を行っている（解釈指針2-2-1-1）。

当該授業科目を再履修している者、当該授業科目の履修を認められている対象専門職大学院学生および科目等履修生は、現時点での該当者はない（表4）（解釈指針2-2-1-2）。

基準2-2-2

助産専門職大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

(基準2-2-2に係る状況)

(1) 効果的に履修できる方法として授業概要に学習目標・授業計画等について示している。また、授業の方法として、グループ討議、ロールプレイ、ミニレクチャーなどを取り入れ、学生が主体的にかかわるように配慮している。また、教材については体験談や新聞・雑誌記事等を取り入れて、対象者や臨床現場の実態・社会問題の提起し、視聴覚教材では、オーディオ装置、OHC、PC、ビデオなどでリアリティに訴える工夫をしている。

(2) 取得単位数が多いことから、授業・実習時間数の占める割合が多く、学生の自己学習の時間が不足しがちになる。授業の効果を十分上げられるよう、授業時間外における学習のために、モジュール学習を導入しており、学期始めのガイダンスに「マタニティサイクル助産ケアⅠ、Ⅱ、Ⅲ 学習ガイド」を配布し、学生が自己学習により主体的に学習に取り組むように指導し、演習にも活用できるように教員全員で学生にかかわり課題達成へ向けて個別に指導をしている。

「授業時間外における学修を充実させるための措置」としては以下のことが考えられる（解釈指針2-2-2-1）。

- ① 授業時間割については、できるだけ1～4時限に授業を配置し学生の自習時間を考慮している（時間割参照）。
- ② 予習事項等が事前に周知されていることについては、ガイダンス時に履修要項・授業概要を配布し説明している。
- ③ 予習または復習に関して、教員は実習以外ではオフィスアワーを月～金に設けている。マタニティサイクルⅠ・Ⅱ・Ⅲの学修については、予め学習ガイドを配布し担当教員による個別指導を受ける方法をとっている。
- ④ 授業時間外の自習が可能となるように、図書室分館・自習室にはPCとそれに付随する設備、図書があり、22時まで使用可能であり、さらに実習期間中は24時間使用可能である。また、実習室には必要な設備・備品が整えられいつでも使用可能である（時間外に自習可能な施設・設備に関する資料）。

基準2-2-3

助産専門職大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

(基準2-2-3に係る状況)

本大学院においては、履修登録することができる単位数の上限は、1年間に履修できる単位の上限は認定単位を除き39単位と定めている。ただし、助産教育分野の2年次前期の上限は、18単位とする(シラバス頁Ⅲ-3)。

修了要件単位数を61単位以上とする(シラバス頁Ⅲ-9)。

## 2-3 実習指導体制

### 基準2-3-1

助産実習科目の履修については、助産専門職大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

(基準2-3-1に係る状況)

臨床実習では、1年次にマタニティサイクル助産ケア基礎実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、マタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅰ、2年次にはマタニティサイクル独立助産実習、マタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅱを配置している。

1年次前期のマタニティサイクル助産ケア基礎実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(9週間、病院・クリニック)では、妊娠期、出産期、産褥・新生児期を各々3週間ずつ経験し、助産過程を展開して基本的な助産の知識・技術・態度を育成することに始まる。各期の実習では、週4日間臨床で実際の妊産褥婦を対象としたケアを経験し、ケースの情報収集の技術の確認から、アセスメント、ケア計画、評価までの思考過程、実際のケア技術と、助産過程の展開に必要な知識・技術を獲得する。臨床現場では同施設の学生・教員・助産スタッフで、各期のケースの情報交換やケースカンファレンスを行っている。また、週の終わりに帰校日を1日設け、学内では実習施設の違いを超えて各期ごとのカンファレンスを持ち、ケースの情報交換・ディスカッションの中から、またマタニティサイクル各期の授業担当教員等から現象の捉え方、アセスメントの視点、ケアのあり方などについてのアドバイスを受ける。こうした機会に、学生は自ら行った助産ケアの経験を整理し、他の学生のケースからも学習を深めることができる。

1年次後期のマタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅰ(12週間、病院・クリニック)では、家族を含む対象者を継続症例として受け持ち、継続的・統合的に理解した上で助産ケアの実践能力の育成を図る。妊娠末期から3例の継続事例を受け持ち、出産期、産褥・新生児期を通して、初産婦・経産婦それぞれの特徴と個別性に配慮したケアを展開する。ケアの実施に際しては臨床の指導助産師、実習指導教員、専任教員が必要に応じて助産過程の展開やケア実践にアドバイスをを行い、支援する。学生は、対象者を退院後の家庭訪問、1ヶ月検診まで継続して担当することで、母子をめぐる家族や社会も視野に入れてかかわる必要性を学習する。その他、数事例は出産期から産褥・新生児期に退院するまで受け持ち、多様なケースに接して個別性に配慮したケアのあり方を学習する。

1年次終了時点で、学生は妊娠期25例以上、出産期10例以上、産褥・新生児期の母子10組以上のケアを経験する。統合実習Ⅰの終了時には、実習で経験したケースの報告会を持って、学生各自が学んだことを整理して発表、学生間で共有する機会を設けている。

2年次に入ってからの実習では、学生は助産院や病院等での助産師の指導のもとインターンシップの形をとって実習に臨み、より自立した形での学習、先輩助産師との連絡・相談・調整能力を養っている。

マタニティサイクル独立助産実習(6週間、助産所)では、さらに自然な出産を目

指す開業助産師の自律した活動に触れて、助産師職に求められる倫理や担う責任を学ぶ。

より自律して助産を実践する助産所の助産師から、自然な出産の実現へ向けた個別的・継続的にかかわり、熟練した技、業務遂行上での責任、地域で求められる役割や他職種との連携を学ぶ。また必要に応じて24時間体制で実習に臨むことで、助産所の運営の実際に参加する。その中で妊娠末期から出産期・産褥新生児期までの継続したケアを3例以上のケースで経験し、自然な出産や育児への援助のあり方を体験学習する。

最後にマタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅱ(2週間、病院・クリニック)では、複数の対象を受け持つ中での助産ケアの提供と病院の助産チームの中でのメンバーとしての役割を経験する。

施設の助産チームの中で、複数の母子を受け持ち、個別性を捉え、かつ助産ケアにおいては優先順位を考えて行動し、より自律したケアを実施、自ら行ったケアへの評価・修正を行う。また助産チームでメンバー役割を経験することで、リーダーや他のチームメンバーとの人間関係、職業倫理を踏まえた態度、臨床現場で働くにあたっての自己課題の認識と対策を求められる。

以上のように、実習内容は2年間にわたり学習の順序性を踏まえて経験する事柄を徐々にステップアップし、助産の実践能力を養い、自己の助産観を構築できるように展開している。

基準 2-3-2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

(基準 2-3-2 に係る状況)

1年次前期のマタニティサイクル助産ケア基礎実習では、あらかじめ得られた個々の情報に配慮して学生を配置するが、後期のマタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅰでは、臨床実習の中で見えてきた学生の思考能力、コミュニケーションや人間関係能力などの実態を踏まえて、学生数や学生間での効果的なグループダイナミックス、施設を担当する専任教員などに考慮して実習学生を配置する。

また、実習指導に困難が生じた学生に対しては、対応できる教員が実習先に出向き、より効果的な指導ができるように配慮している。実習評価や学生の自己認識によっては、複数の教員で面接を行い、臨床で経験を積む中で自己の学習課題に取り組むようアドバイスすることもある。

2年次のマタニティサイクル独立助産実習では、実習科目担当の教員が中心となって、学生に施設の特徴や自己の学習課題を考慮した実習先の希望を取り、1年次の実習やメンター教員などの意見を参考とし、さらに各助産所の特徴を配慮して学生を配置する。科目担当の教員は前もって助産所側に学生の特徴や課題について伝え、実習開始後は連絡窓口となって相談等を受け、実習施設が遠隔地ではあるが実習期間中2回は実習施設に出向いて関東地域でのカンファレンスを開催し、実習・学習の進捗状況や実習上の問題の把握とその解決に努めている。

マタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅱでは、原則として学生が1年次に実習した病院・クリニックに配置し、実習中は施設担当教員が窓口となって相談に応じ、状況によっては実習施設に出向いて対応ができる体制を整えている。

基準2-3-3

助産専門職大学院は、実習科目を履修する実習施設に、助産専門職大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する臨床指導者が配置されていること。

(基準2-3-3に係る状況)

学生の臨床実習にあたっては、1年次のマタニティサイクル助産ケア基礎実習では7施設に専任教員7名、別途に実習指導教員13名を配置している。後期のマタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅰでは8施設に専任教員9名、臨床専任教員(みなし教員)1名、実習指導教員16名を配置して実習指導にあたっている。臨床側においても臨床経験豊富な実習指導助産師が複数以上配置されて各々学生指導にあたっており、その中の1～2名が中心となって本大学院側との調整にあたっている。

また、2年次の実習施設では、助産所9施設では院長(うち2名が本学臨床専任教員)が中心となって他の助産スタッフと共に実習指導にあたっており、病院・クリニックでは1年次の実習同様の臨床助産師が指導にあたっている。

基準2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

(基準2-3-4に係る状況)

各実習施設への配置学生数は、各々の施設の規模、分娩件数等を配慮して1～5名の学生数としている。

1年次の病院実習への配置では、特に産科外来での保健指導体制や正常分娩の件数を考慮して、1施設当りに学生3～5名を配置、2年次には開業実績を重ねた助産所に分娩件数に応じて1～2名を2グループに分けて配置している。

基準 2-3-5

助産専門職大学院では、実習施設および臨床指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

(基準 2-3-5 に係る状況)

病院・クリニックなど実習施設の責任者、臨床指導者とは、各実習科目の開始に先立って、年4回の臨床指導者会議を持ち、実習の目的や方法、学生指導上の配慮等について伝えた上で実習に臨んでいる。また、終了した実習科目の学生評価・成績を提示して、臨床指導者・教員間で指導上のかかわりについて意見交換に努めている。また日々の実習現場でも臨床スタッフ・教員間で情報交換を密にして学生の学習・実践・態度の指導および評価にあたっている。

一方、助産所においては実習中2回、本大学院から専任教員が出向いて実習調整にあたりると共に、東京・神奈川では2名の助産院院長(本学臨床専任教員)が必要に応じて相談等を受けている。

また、実習施設の臨床指導者・助産師を対象としたFD研修も開催している。

基準 2-3-6

助産専門職大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

(基準 2-3-6 に係る状況)

病院・クリニックでは、医師・助産スタッフの考え方が反映された、システム・施設整備やケアが提供されており、多少の違いはあるものの、妊産褥婦・新生児をケアするというマタニティサイクル助産ケアを学ぶ上で大きな差異はない。また、そうした多少の差異、施設のビジョンや抱える課題は、他方では全国の施設の実態の一端を反映するもので、将来助産師として就職する際に施設の多様性を踏まえた就職先の選択、あるいは改革への参加に生かすことができるのではないかと考える。

1年次の病院・クリニックは、目指す助産師モデルの助産ケアを目にすることにより、2年次に、助産所での実習期間をしっかりと設けることによって、助産師本来のあるいは理想的な業務のあり方を間近で経験する機会が得られる。

一方で、実習施設の中で医師が助産学生の内診を許可しない施設が出てきた。分娩の進行状態の判断に重要な診察手段が学べないことから、学生が実習目的を達成できないと考えて 2008 年度は正常分娩を学習する実習からはずし、異常妊産婦・新生児のケアを学ぶ M F I C U や N I C U など出産期以外の演習・実習施設として活用している。

## 2-4 成績評価および修了認定

### 基準 2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報と共に学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

(基準 2-4-1 に係る状況)

- (1) 成績評価の基準は、入学時に院生へ配布している履修要項巻末の規程(p.13)、に記載されており、A、B、C、Dの4種類の評語をもって表している。合格・不合格の基準は以下のとおりである。

成績評語	評点	合格・不合格
A	100～80点	合格
B	79～70点	
C	69～60点	
D	59点以下	不合格

授業科目の成績は、試験、出席状況及び学習態度等の結果に基づいて、科目担当教員が総合的に判断している。

実習科目の評価については、実習評価項目（実習の到達目標－実習要項参照）、実習記録（提出物）、出席状況を含む実習態度の結果に基づいて、総合的に判断している。

- (2) 学内専任教員の担当科目試験の成績に関して、可能な限りにおいて、機会を設けて結果を伝えると共に問題内容の解説を行っている。  
各科目の成績一覧を前期・後期に分けて、科内会議の報告事項として、配布し（会議終了後回収）、科内の専任教員間で共有し次期の授業や実習に活かすよう努力している。
- (3) 成績結果は、試験日程と共に通知日を掲示し、試験または実習終了後の期末に院生へ直接、手渡しにて通知している。また、成績結果に関する異議申し立て期間として、通知後1週間を設けている。
- (4) やむを得ない事由で科目試験を受験できなかった場合の追試験（詳細に関しては履修要項巻末の規程(p.14)参照）や単位認定に必要な評点に達しなかった場合の再試験（詳細に関しては履修要項巻末の規程(p.15)参照）の期間について、試験日程と共に試験期間の3週間前までに助産研究科院生専用掲示板にて通知している。

基準 2-4-2

学生が在籍する助産専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該助産専門職大学院における単位を認定する場合は、当該助産専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 2-4-2 に係る状況)

本学大学院助産研究科以外の機関における、助産師資格の既取得者についての履修結果の単位認定は行っていない。しかし、2008 年度開設の助産教育分野の院生に対して、本学大学院助産研究科履修規定第 16 条に基づき、単位付与を行っている。単位付与を行っている科目は以下のとおりである。

区 分	科 目 名
基礎科目	女性形態機能学 助産薬理学 I 妊産褥婦乳幼児の栄養 発生・胎児・新生児学 健康教育論 I
実践専門科目	マタニティサイクル助産ケア I マタニティサイクル助産ケア II マタニティサイクル助産ケア III マタニティサイクル助産ケア基礎実習 I マタニティサイクル助産ケア基礎実習 II マタニティサイクル助産ケア基礎実習 III マタニティサイクル助産ケア統合実習 I

基準2-4-3

助産専門職大学院の修了要件は、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取り扱いをすることができる。

- (1) 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を助産専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
- (2) 教育上有益であるとの観点から、当該助産専門職大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、(1)による単位と合わせて助産専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

(基準2-4-3に係る状況)

本学大学院助産研究科の修了要件は、大学院学則第36条に定めるとおりである。

- (1) 本学大学院学則第28条および助産研究科履修規定第17条において、入学前に他大学院等において修得した単位、若しくは科目等履修生の制度により修得した単位について、合わせて15単位を超えない範囲で、単位認定を行うことを謳っているが、2008年度5月の時点までに履修した単位互換の認定申請例はない。

- (2) 本学大学院学則第28条において、本学大学院助産研究科入学前に他大学院等において修得した単位、若しくは科目等履修生の制度により修得した単位について、合わせて15単位を超えない範囲において単位認定を行うことを謳っている。

2008年度5月の時点までに本科（助産研究科）において他大学院の修了者が、二名入学している。しかし他分野の大学院修了者であることから、本科の修了要件としての認定は行っていない。

基準 2-4-4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

（基準 2-4-4 に係る状況）

教育内容および方法の改善を図るために1年に2回程度のFDを年間計画として実施している。また、授業評価として、各科目の授業の最終日に学生へアンケート調査を行い、集計したものを年度末に「授業評価アンケート報告書」として各教員へ配布している。各教員は、その報告書を基にして次年度の授業の改善・工夫に役立っている。

過去4年間のFDの内容は下記のとおりである。

2004年度	1.助産管理と臨床評価 講師：Ms.Lily Hsia 2.モジュールの枠組みと目標 講師：Ms.Lily Hsia
2005年度	1.カリキュラムの作成過程 講師：Dr.Joyce E. Thompson 2.モジュール学習の作成過程 講師：Ms.Kathlen.McHugh（ペンシルバニア大学教授） 3.新生児救急蘇生法（認定申請の準備）講師：田村正徳氏（埼玉医科大学総合医療センター教授）
2006年度	1.モジュール学習の再検討と評価(勉強会) 2.新生児救急蘇生法（認定申請の準備） 講師：田村正徳氏（埼玉医科大学総合医療センター教授）
2007年度	1.モジュール学習の再検討と評価(勉強会) 2.新生児救急蘇生法 「専門」コース認定講習会 講師：田村正徳氏（埼玉医科大学総合医療センター教授）
2008年度	1.助産専門分野担当科目内容の検討会

また、天使大学の全教員向けのFDとして、行われたものは以下のとおりであり、参加を心がけている。

2004年度	・高等教育をめぐる諸情勢について 講師：原野幸康氏（日本私立大学協会常務理事）
2005年度	・「建学の精神」と教育活動 講師：ヘネロソ フローレンス神父様
2006年度	・教員の教育評価と授業評価 講師：細川敏幸氏（北海道大学高等教育機能開発総合センター教授）

## 2 優れた点及び改善を要する点等

高度の専門性が求められる助産師育成に向けて、実践を重視する専門職大学院として2年間の教育期間を設けることで、従来の助産師教育課程の中では充足することのできなかつた教育内容・方法、実習などに十分配慮した充実したカリキュラムとすることができ、大枠では目的を達していることは評価に値する。

教育課程の編成は、履修モデルでも示したように、基礎科目から発展・展開科目と系統的・段階的に科目を構成している。発展・展開科目では、「国際助産学」、「性教育」、「ウィメンズヘルス」、「子育て支援」の4コースを設け、十分な時間数を当て

ていると同時に、学生が課題としているテーマを決め、この4コースより選択できるように組み立てている。このように余裕をもった構成は他の養成機関では見られないことである。

実習においては、臨床で助産ケアを実践する十分な実習期間を設けることで、多様な対象へのケアを経験し、臨床現場と学内を行き来して学生自ら思索する機会を設け、実践と理論の統合を図ることができるよう工夫している点は評価したい。中でも助産所での実習の充実は、身近で助産師モデルと接し、そのケアや助産所運営に参加することで、自律した助産師への大きな動機づけとなっている。

一方で、学生により効果的で満足できる授業・実習の充実に向けて、講義・演習・実習科目を担当する教員間で、教育内容・方法の情報を交換する、助産専門分野の担当科目の検討会を予定している。また、授業・実習評価の点では、教員や臨床指導者が学生の到達レベルをより客観的に評価できるよう、学生が目標とする学習項目を明確に表示することが課題となる。

今後、カリキュラムワーキングを設け、科目の見直し、内容が重複していないか、単位数に見合った時間数か等検討していきたい。

実習においては、札幌市内、道内の実習施設は、1つは道内助産師養成学校が競合していること、看護師養成施設の増設で母性看護実習生数が増加し、また近年の産科医療施設の集約化・統廃合の影響で、産科医数が減少した施設では産科を閉鎖する実習施設も出てきており、助産学生の実習施設の確保が困難な状況に拍車をかけている。

さらに、分娩件数の多い施設ではスタッフが多忙で、実習指導者の不在を理由に実習生受け入れには消極的な施設が少なくない。そのため、1つの実習施設に多くの学生を実習配置できる状況にはなく、遠隔地である関東方面の施設を使わざるを得ない。

他方では、分娩件数の少ない実習施設には3名単位で学生を配置しているが、専任教員・実習指導教員の配置に困難を生じることが考えられる。

こうしたことから、助産所を含めて道外・遠隔地での実習に長い期間を確保せざるを得ない状況で、学生・教員の交通費や宿泊施設などの費用を要し、本学の経済的な負担が少なくない。

## 第3章 入学者選抜

### 1 基準ごとの分析

#### 3-1 入学者選抜

##### 基準3-1-1

助産専門職大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、助産専門職大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

(基準3-1-1に係る状況)

本大学院では入学者の選抜方法・広報等に関する事項を審議する機関として入試・広報委員会を設置している。入試・広報委員会では看護系大学等の卒業見込み者または卒業生および看護師免許を取得し臨床現場で勤務をしている者に対し、建学の精神、教育目標、カリキュラム、教育方法、実習体制、入学者選抜方法等に関する情報をパンフレット、学生募集要項、看護職の専門雑誌、新聞、ホームページ、オープンキャンパス等で提供している。また、入試・広報委員会は入学者選抜に係る業務も担当している。各試験実施の際には研究科長を中心とする実施本部を組織し、入試・広報委員長、研究科教員、事務局総務課長、総務課入試担当職員が的確に入試を遂行している。さらに、公正な試験実施のために各試験の実施ごとに実施要領・監督要領を作成し、担当者間の意志疎通を図っている。

基準3-1-2

入学者選抜にあたっては、助産専門職大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準3-1-2に係る状況)

本大学院は、キリスト教精神に基づいた人間観と世界観を持ち、助産と女性のリプロダクションに関する健康領域において、根拠に基づく助産を実践できる高度な専門職業人としての助産師を育成することを目的としている。そのために、基礎的な学力の有無を一定基準で評価することはもちろんであるが、本学の建学の精神と教育目標を理解し、将来助産師として助産所を開業する、病院等に勤務する等明確な目的意識をもった学生の入学を奨励している。

これらのことから、入学者選抜においては、推薦入学試験、一般入学試験(前期・後期)、社会人入学試験(前期・後期)の3種類5回の多様な選抜試験を実施しており、学科試験の他に必ず個人面接試験を課し、受験者の幅広い能力等を総合的・客観的に評価している。また、学士の学位を持たない3年制または2年制の看護系短期大学および専修学校の卒業者については、受験資格の有無を審査するために出願資格認定審査を実施している。

入学者選抜の内容、方法は、事前に学生募集要項、パンフレット、ホームページ等に公表し周知している。

基準3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

(基準3-1-3に係る状況)

3-1-2でも記載したとおり、学科試験の成績一辺倒の評価ではなく、提出書類、学科試験、小論文試験、個人面接試験の結果を総合的に評価のうえ、入試・広報委員会が合否案を作成し、教授会により入学者を選抜している。教授会では、時間をかけて受験者1名ずつの合否判定を行い、学科試験成績では現れない受験者の多面的な能力を評価している。

基準3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

(基準3-1-4に係る状況)

入学生の選抜方法、広報等に関する事項を審議する機関として入試・広報委員会を設置しているが、委員会は研究科教員4人で構成され、事務局は総務課が所管している。入試・広報委員会は、学生募集計画(パンフレットの作成、各種広報媒体への参画、看護系大学の母性看護学分野の担当教員への広報、病院の産科病棟への看護師長への広報、ホームページの作成等)の立案・実施、入学者選考の基本方針の策定、学生募集要項の作成、入学者選抜試験の実施に関する事項についての業務を行っている。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

入学者選抜試験に関する基本事項・実施等を企画する組織として入試・広報委員会が組織され、公正に入学試験が実施されている。また、入学試験においては、推薦入学試験、一般入学試験、社会人入学試験を設け、それぞれの試験単位で、提出書類、学科試験、小論文試験、個人面接試験を組み合わせ受験者を多面的・総合的に評価を行っていることは、本学の建学の精神と教育目標を理解し、助産師となるという明確な目的意識をもった受験者に入学してもらうことができる点では大いに評価できる。

しかし、学生募集面からは、研究科が設置された時点から入学定員が満たされない状況が続いており、本学の学部看護学科からの一定数の入学者の確保及び助産師の養成課程を設置していない看護系大学との連携並びに社会人の確保等を考慮し、広報展開を図る必要がある。

### 3-2 収容定員と在籍者数

#### 基準3-2-1

助産専門職大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

下表のとおり過去2年間の在籍者数は、収容定員に対して欠員となっており、収容定員と在籍者数の比率でも充足率が0.79から0.66と下がっている。このことは、日本で最初であり、唯一の助産専門職大学院としての周知状況がまだ十分でないこと、経済的な問題により2年課程の助産師養成施設への進学にブレーキがかかっていること、東京首都圏を中心に看護系大学院の1専攻として助産専攻が設置されてきていることなどが影響しているものと考えられる。

収容定員と在籍者数の比率(各年度とも5月1日現在)

年度	項目	第1年次	第2年次	計
2006	収容定員(A)	40	40	80
	在籍者数(B)	29	34	63
	収容定員と在籍者数の比率(B/A)	0.73	0.85	0.79
2007	収容定員(A)	40	40	80
	在籍者数(B)	26	27	53
	収容定員と在籍者数の比率(B/A)	0.65	0.68	0.66
2008	収容定員(A) 基礎分野	30	40	70
	在籍者数(B)	21	24	45
	収容定員と在籍者数の比率(B/A)	0.7	0.6	0.64
2008	収容定員(A) 教育分野	10		10
	在籍者数(B)	2		2
	収容定員と在籍者数の比率(B/A)	0.2		0.2

## 2 優れた点及び改善を要する点等

助産師を志向または助産師免許取得者で自己のレベルアップを志向する者等確実な目的意識をもった学生が入学をしている点は評価できる。しかし、北海道の地域性、本大学院開設を受けて助産師教育を大学院あるいは4年制大学専攻科等、短期間で免許が得られる動きが進んだこと、また不況への動きの中で私学の授業料の負担感などによって、収容定員を下回る状態が続いている。助産師教育を専門職大学院に設置する意義は多くの教育施設も認めるところである。今後も、その意義について助産師を目指す人々に粘り強くアピールするよう広報活動を行う。

## 第4章 学生への支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 4-1 学修支援

##### 基準4-1-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、助産専門職大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

(基準4-1-1に係る状況)

新学期の初めに、全学生に履修のガイダンスを行い、履修要項には詳細を記して、各履修科目のシラバスを掲載している。

看護大学卒業後、ストレートで本大学院に入学した学生の中には、授業科目の課題や臨床現場での実習への適応に時間を要する者もあり、各学生の個別性を配慮した対応が求められている。科目担当教員はもとより、メンターシップを取り入れ、1名の教員が数名の学生を入学時から修了まで担当し、個々の学生の学習、生活両面での相談・支援を行っている。また、実習においては3～5名の学生に2～4名の専任・実習指導教員を配置して、プリセプターとして個々の学生のレベル、課題、心身のコンディションに配慮した指導を行っている。

助産有資格者には、より自立して学習・実習に臨み、個々の助産師が自己の臨床経験を踏まえて知識や助産実践のあり方を振り返り学習をふかめることができるよう、教員が必要に応じてかかわっている。

## 4-2 生活支援等

### 基準4-2-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

(基準4-2-1に係る状況)

2007年度の奨学金貸与・給付の実績は表11と表12に示した。

本学独自の奨学金として貸与型奨学金「天使大学奨学金」と給付型奨学金「天使大学シスター川原ユキエ記念奨学金」がある。

天使大学奨学生は単年度採用で月額3万円を無利子で貸与し、希望者のうち57%が奨学生として採用された。天使大学シスター川原ユキエ記念奨学金は年額60万円を授業料に充当することとし、その額を後期授業料から減額する方法をとっている。希望者のうち25%が奨学生として採用された。

入学時に奨学金オリエンテーションを実施し、出願希望を受け付け、特に経済的に困窮する学生を奨学生として選考した。春期募集期間以外であっても家計の急変等の状況に陥り授業料等の納入が困難な学生に対しては、事務局学生課で相談を受ける体制をとっている。

学外の奨学金としては日本学生支援機構奨学金のほか、日本助産師会奨学金等から奨学生の募集があった。日本学生支援機構奨学金は無利子貸与の第一種と有利子貸与の第二種がある。第一種奨学生は推薦枠が少ないが、第二種までの推薦枠を合わせると、希望する学生のほとんどが貸与を受けられる状況であった。日本助産師会奨学金の推薦枠は少ないが希望者も少なく、希望した学生は貸与を受けることが出来た。

他にも地方公共団体や民間病院等の奨学金が多数あり、希望があれば紹介できる体制を整えているが、就職先が限定されるため希望する学生はほとんどいない。

2007年度については助産研究科全学生のうち何らかの奨学金を受けている学生の割合は52%となっており、希望する学生は何らかの奨学金を受けられる状況であった。また、修学上、経済的に非常に困難な場合は複数の奨学金貸与を受けている学生いる。

基準4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

(基準4-2-2に係る状況)

学生の健康相談に関しては保健相談室を整備し、保健師を1名配置している。

定期健康診断はX線撮影、身体計測、聴力測定、聴打診、尿検査を実施した。

新入生には四種抗体価とHBs検査を実施した。抗体価検査結果が陰性だった学生には予防接種や抗体価獲得の確認検査の勧奨を行い感染予防啓発に努めた。

2007年度から希望者を対象に貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査を行えるようにした。

保健相談室の助産研究科学生の相談来室件数は2006年度は延べ92件であったが2007年度はやや減少した。

学生の悩みやトラブルの相談窓口として学生相談室を置き、臨床経験5年以上の臨床心理士を2名配置している。

学生相談室の開室日は週に5日(月・火・水・木・金)、一日4時間、相談を受け付ける体制をとっている。

年間の助産研究科学生の相談件数は数件と少ないが2005年度から2007年度までは毎年増加の傾向にある。教員との連携で来室するケースも増えている。

各種ハラスメント対策については「天使大学キャンパスはハラスメントの防止と解決に関する規程」を定め、キャンパス・ハラスメント防止委員会を設置し、防止の体制を整えている。教職員等の相談員が相談窓口となり学生対応し、必要に応じて調査解決委員会を開き、被害者の救済や加害者への適切な措置をとる体制を整備しているが、大学院開設後、現在までにハラスメントの相談は起きていない。防止委員会ではハラスメントのないキャンパスを目指して防止策を考えている。

学生生活ガイドブックに「ハラスメントと感じたら相談を」との記事を掲載し、学生が1人で悩まないための啓発を行っている。

基準4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

(基準4-2-3に係る状況)

本学ではメンターシップ制度をとっており、各学年、学生3～5名に対し1名のメンター教員が付き、学業から学生生活までの全般の相談を随時受けている。

2007年度からはオフィスアワー制度を設け、メンター教員以外にも学生が相談や面談できる窓口を常時設けている。各教員のオフィスアワーは掲示板や研究室前に掲示し、学生に周知している。

就職支援については就職相談室で受け付けた助産師の求人を整理し、わかりやすくファイリングして学生に情報提供している。先輩学生の受験報告書等も閲覧できるように整備している。学生委員会で就職ガイダンスを企画し、就職試験対策講座も学年毎に実施している。就職相談室には職員を配置し就職に関する相談等を受けている。2007年度までに3回修了生を送り出しているが、就職率は修了までに100%決定する状況となっている。2007年度修了生の就職した職種は100%助産師で、勤務地は道外75%、道内25%であった。全員が希望した勤務場所に就職できた。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

学生全体を視野においた履修指導や学習相談の制度は整っており、個別の学生の学習・生活面から就職先の相談まで、また休退学者への対応や復学・再入学等の際にも、メンター教員がメールや携帯電話等も活用して一貫して相談に応じており、メンターシップが効果的に機能していると評価できる。

修了生を3回送り出したことから、就職後の職場への適応状況、助産師職としての能力の評価など、専門職教育の視点からの評価を得て、就職相談等に教育内容をフィードバックする必要がある。

## 第5章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教員の資格と評価

##### 基準5-1-1

助産専門職大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準5-1-1に係る状況)

高度な専門職業人としての助産師を育成するために、助産師教育に経験のある15名の専任教員を配置している。専任教員の内訳は、教授9名、講師6名である。

教授9名には、助産師教育において国際的に著名な2名の外国人を含め、本学の大学院に着任前に国公私立大学等で助産師教育を行っていた教員が4名、実際に助産所に勤めている臨床専任教員が1名となっている。いずれも助産の臨床経験豊富な教員である。また、小児看護を専門とする専任教授(助産師)が1名、助産カウンセリングで精神看護学を兼任する教授が1名となっている。

講師6名は、助産の臨床経験豊富な専任講師4名と、臨床専任教員として助産所・クリニックの助産師2名が加わり、実践に強い陣容となっている。

基準5-1-2

基準5-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者。
- (2) 当該専攻分野について、高度の技術技能を有する者。
- (3) 当該専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者。

(基準5-1-2に係る状況)

専門職大学院設置基準第5条第3項では、基準5-1-2で記載した第1項に基づき、「第1項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。」と規定されており、さらに専門職大学院に関し必要な事項について定める件第2条第1項では「専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。」と実務家教員について規定し、第2項では「前項に規定するおおむね3割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。」となっており、いわゆるみなし専任教員（本大学院では臨床専任教員）について規定している。

本大学院では、基準5-1-1について専任教員15名を次のとおり配置している。

- (1) 当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者  
教授8名、講師3名
- (2) 当該専攻分野について、高度の技術技能を有する者  
教授7名、講師6名
- (3) 当該専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者  
教授1名、講師2名の計3名

## 基準5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準5-1-3に係る状況)

教員を新たに採用する場合には、学長は採用者の専攻分野、職位、採用時期等の募集の大綱を教授会に提案し、承認を得た後に本学のホームページおよび独立行政法人科学技術振興機構の研究者人材データベース(JREC-IN)に登録し、公募を行っている。公募を行うと同時に、学内では「天使大学大学院助産研究科教員選考委員会規程」に基づいて、学長、研究科長、その他書類等研究業績を審査する教員3名以内で構成する教員採用候補者選考委員会を設置し、採用候補者の審査の準備を行っている。

具体的に採用候補者が出た場合は、採用までの審査手続きは次のとおりとなっている。

- (1) 教員採用候補者選考委員会で採用候補者の履歴および研究業績を「天使大学 大学院助産研究科教員の採用及び昇任の選考に関する規程」に基づいて、審査を行う。
- (2) 審査の結果、教育・研究上本大学院の教員として適格であると判断した場合には、特別教授会(教授による教授会)に上程し、教授全員で採用の可否について無記名投票を行う。採用を可とする者が、有効得票数の3分の2以上の得票数を得た者を採用候補者として、学長は理事長宛上申する。
- (3) 理事長は、採用について理事会に諮り、承認が得られれば採用予定者となり、理事長名で採用内定通知を送付する。
- (4) 学長は直近の教授会に理事会の審査結果を報告する。

また、教員の昇任については、研究科長は一定の期限を定め、所属する教員の履歴書、教育研究業績書その他必要な書類を収集し、学長と協議の上、昇任候補者がある場合には、学長は毎年一定の時期に昇任手続の開始を教授会に発議する。発議と同時に、採用時と同様に教員昇任候補者選考委員会を設置し、昇任候補者の審査の準備を行っている。なお、具体的に昇任候補者が出た場合の審査・決定までの流れは、上記(1)から(4)と同様の手続きとなる。

## 5-2 専任教員の配置と構成

### 基準5-2-1

助産専門職大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人あたりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

#### （基準5-2-1に係る状況）

専門職大学院設置基準第5条第1項、同条第3項の規定に基づき定められた「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」の第1条（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）に基づいて、設置基準上の最低の人数を算出すると、15名の専任教員が必要とされており、本学はその基準を満たしている。しかし、本大学院は高度な専門職業人の育成を柱としていることから臨地実習の科目・時間数が多く、また、修了の要件の取得単位数は61単位となっており、各教員の担当科目数・持ち時間数は決して少ないとは言えない。なお、具体的な各教員の授業担当科目、本時間数および教員の年齢構成については、基礎データの表14、表15を参照願いたい。

基準5-2-2

5-2-1で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

(基準5-2-2に係る状況)

基準5-1-1で記載しているが、15名の教員を専攻分野ごとにバランス良く配置し、教育を実施している。

15名の教員は、専門職大学院設置基準の教育上または研究上の業績を有する教員として、教授8名、講師3名を配置しているが、うち教授7名、講師3名は合わせて高度技能(5年以上の臨床経験)を有している。さらに、臨床専任教員3名(教授1名、講師2名)は助産所を経営し、あるいはクリニックに勤務して特に優れた知識・技術および経験を有する等各々の教員が専攻分野全体の授業科目を担当し、実習指導にかかわっている。さらに、アメリカでの助産師教育者の育成の経験を持つ教授2名が加わり、専門分野の中でも書く教員の業績や臨床経験内容に応じて更に専門とする領域の授業を担当するよう配置している。

基準5-2-3

5-2-1で規定される専任教員数のおおむね3割以上は、助産に関するおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。

(基準5-2-3に係る状況)

専門職大学院設置基準第5条第3項に規定されている実務家教員については、設置基準に合致する講師を配置している。

しかしながら、前述のように15名の専任教員中14名は助産師免許を有し、うち13名(教授7名、講師6名)は、いずれも医療機関等での5年以上の助産実務経験を有しており、高度の実務能力をもつ実務家でもある。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

教員組織については、専門職大学院設置基準を遵守し、その設置目的を具現化するための専任教員配置をしている。高度な専門職業人としての助産師の育成を行うために、日本国内の教育および臨床経験豊かな教員はもとより、国際的にも助産師教育に造詣の深い教員が加わり、日本で最初の助産師養成のための専門職大学院を構成している。しかし、高度な専門職業人の育成との観点から、臨地実習が多い、修了要件としている取得単位数が多いので実習期間中の教員の实習指導時間が多くなる。今後教育課程および臨地実習の指導体制の見直し等検討の余地がある。

## 第6章 施設・設備および図書館等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 施設の整備

##### 基準6-1-1

助産専門職大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該助産専門職大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

(基準6-1-1に係る状況)

##### 1 専門職大学院施設

2004年度に専門職大学院助産研究科を開設したが、専用施設は、その前年度3月に4階建ての8号館を建設した。その内訳は、1階に受付事務室、教員談話室、学生専用ラウンジおよび学生専用ロッカー室各1室、2階に図書館分館および自習室1室、3階に講義室2室、4階に助産教育実習室1室、1・4階にゼミ室6室、1・3・4階に研究室10室となっている。

なお、2006年度に大学院看護栄養学研究科を開設したことに伴い、講義室およびゼミ室は助産研究科のカリキュラム上、空き時間がある場合には、看護栄養学研究科および学部も使用している。また、図書館分館および自習室についても、十分な席数が確保されているため、看護栄養学研究科学生も使用している。

##### (1) 講義室(2室)(解釈指針6-1-1)

通常の授業での利用を主たる目的とする。講義室内に、液晶プロジェクター(天井据付)、スクリーン、DVDプレイヤー、ビデオデッキ、OHC、スライド、ワイヤレスマイクを各1台ずつ設置している。

内訳は次のとおりである。

86.63 m<sup>2</sup> (定員45名) × 1室

140.33 m<sup>2</sup> (定員90名) × 1室

##### (2) ゼミ室(6室)(解釈指針6-1-1-1)

演習に利用されるほか、学生の自主的な学修やゼミに利用されている。

内訳は次のとおりである

40.28 m<sup>2</sup> (定員24名) × 1室

19.28 m<sup>2</sup> (定員12名) × 2室

19.56 m<sup>2</sup> (定員12名) × 2室

21.66 m<sup>2</sup> (定員12名) × 1室

##### (3) 実習室(1室)(解釈指針6-1-1)

例えば助産の対象に合わせた健康教育(集団教育)を企画・立案し、必要な教材作成、教育技法、実践・評価までの一連の過程を展開する技術を習

得するためのグループワーク演習等の助産演習に利用されている。

内訳は次のとおりである

145.90 m<sup>2</sup> (定員 40 名) × 1 室

- (4) 受付事務室 (1 室)、教員談話室 (1 室) および教員研究室 (10 室) (解釈指針 6-1-1-1)

1 階にコピー機を備えた受付事務室および教員談話室を設置し、学生への細かな対応や教員の各種会議等に利用されている。また、2、3、4 階には教員研究室を設置している。

内訳は次のとおりである

研究室は約 1 室あたり 19.63 m<sup>2</sup> で 10 室の内 4 室が教員 2 名で使用している。

- (5) 図書館分館および自習室 (1 室) (解釈指針 6-1-1)

2 階には助産に関する専門図書、雑誌等を配架し自習室を兼ねた図書館分室 (利用席数 82 席) があり、学生に利用させている。また、開館中は図書館職員が常駐して学生へのサービスとして対応を行っている。さらに利用期間を区切ってはいるが、自習室として 24 時間利用も可能としている。

内訳は次のとおりである

246.35 m<sup>2</sup> (82 名)

閲覧席および自習席 (82 席)

利用者用パソコン 34 台、レーザー他プリンタ 8 台、有料コピー機 1 台

- (6) 学生専用ラウンジおよびロッカー室 (解釈指針 6-1-1)

1 階には学生専用ラウンジ (72 席) を設け、学生同士のコミュニケーション、休息、グループワーク等の場所として、有効に活用されている。また、学生全員がロッカー使用できる専用のロッカー室も設置している。

## 6-2 設備の整備

### 基準6-2-1

助産専門職大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

基準6-1-1でも述べたが、講義室には、液晶プロジェクター（天井据付）、スクリーン、DVDプレイヤー、ビデオデッキ、OHC、スライド、ワイヤレスマイクを設置し、学生の多岐にわたる学修形態へ対応できる環境を整備している。また、助産に必要な備品等も基礎データ表21のとおり常備しており、助産研究科の教育目的である、人間の尊厳を重んじ、豊かな人間性と卓越した知識・技術を併せもつ高度な専門職業人の育成のために活用している。

## 6-3 図書館の整備

### 基準6-3-1

図書館には学生の学習および教員の教育研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育研究のために、十分に確保されていること。

(基準6-3-1に係る状況)

#### 1. 2007年度目標

- 1) 天使大学に相応しい図書館ならびに分館のあり方についての検討
- 2) 相互協力・相互利用を活用した図書館機能の整備
- 3) 図書館利用サービスの改善に向けた検討
- 4) 電子ジャーナルの活用に関する検討
- 5) 図書館老朽化・狭隘化対策としての増改築と耐震補強工事

#### 2. 図書館の利用状況、利用サービスの状況など図書館の活動

##### 1) 図書館本館の老朽化・狭隘化対策としての増改築と耐震補強工事

視聴覚資料についてはスペースの弾力的な活用を図るため、本館では移動式ラウンドケースを多用した。

また、不用となった図書資料の廃棄を円滑に進めるため、「天使大学図書資料の除籍及び廃棄規程」を制定し、あわせて未製本雑誌・資料の保存期間等についても原則を定め、昨年度末から運用を開始した。これに付随して、受贈図書で受入選定されなかった図書の天使祭での放出も行った。

今年度に入り、全学的な耐震壁補強工事が行われ、これに伴い図書館本館の増築工事が7月から11月末までに行われた。これにより本館東側に収蔵スペースとして旧来のスペースの5割程度が拡張された。オープン固定架では向後4年程しか収蔵力が確保できないため、やむを得ず集密書架の導入を決定し、倍の8年程度の収蔵力を確保した。

##### 2) 相互協力・相互利用を活用した図書館機能の整備

文献複写受付件数は、昨年度よりさらに増え、5,000件を超えた。国立情報学研究所をはじめ、他機関から高い評価を受けた。

##### 3) 図書館利用サービスの改善に向けた検討

昨年度後期から、祝日開館を実施し、開館日数を増やすことができたが、学生のみならず、教員からの開館時間の延長ならびに入試日の開館希望は多く、今後の課題となっている。

ただし、閉館後の分館利用は、学生の目的運用を強化していきたい。

助産実習期間中は、図書館分館の書籍は昼夜を問わず24時間利用可能である。

##### 4) 電子ジャーナルの活用に関する検討

洋雑誌数の不足については、今年度もEBSCOhost CINAHL Plus with Full Textをコンソーシアム価額で安価に購入し、一定の解消を図った。冊子体の価

額高騰は依然として続いているが、電子ジャーナルについてはサービス内容が改善されて、本学でも導入可能となり、冊子体より利便性の高いものも出てきている。各学科・科・研究科で検討の結果、栄養学科・栄養管理学専攻の5誌については2008年より電子ジャーナルへの切り替えが実現した。

さらに、今年10月から洋雑誌の利用状況調査を開始し、1年後にその結果を踏まえて、継続購入の見直しや電子ジャーナルへの切り替えを検討・実施できるよう、判断基準を準備している。

#### 5) 天使大学に相応しい図書館ならびに分館のあり方についての検討

助産研究科開設の為に情報センターと自習室の機能を合わせもつ図書館分室を新しく設置した。

本館は、収蔵、閲覧、視聴覚資料利用のすべてのスペースが狭隘化しているが、今年度当初の耐震壁補強工事の実施に伴い、急遽本館の増改築工事が盛り込まれ、本館東側に収蔵スペースが誕生した。これまでの利用しにくい環境がかなり改善されたため、多くの利用者から好評を得ることができた。また除籍・廃棄規程に基づく蔵書管理の徹底と電子ジャーナルへの切り替えなどを駆使した資料の合理的な運用などが考えられる。

近年、図書・雑誌の無断持ち出しが頻発しているため、対応について検討を重ねてきた。他館のようなブック・ディテクションを導入するスペースならびに予算を確保することは極めて困難な状況にあり、かつこのために図書に装備するタトルテープについては、ICチップへの移行期にあることから、現時点での導入は好ましくない。それと同時に、本学の建学の精神に照らしてみても、いのちの現場に携わる看護師、栄養士、助産師を目指す学生の人間教育の一環として、自発的な返却を呼びかけることが図書館として選択すべき道ではないかと考え、アピール文を作成し、春期休業前に配布することとした。

### 3. 2007年度の活動の評価・次年度への課題

学生満足度調査などで希望の多い、開館日の増設と開館時間の延長については、祝日開館を通年にわたって行い、一部実現することができたが、今後は開館時間の延長に向けて体制づくりをしていかなければならない。

具体的には22時まで勤務が可能な「職員の2交代制」をとって2009年度から実施できるよう、準備を進める。

文献複写受付については、例年どおり、参考係の効率的な処理によって通常の勤務時間内で処理されている。これまで相互協力・相互利用の精神に報いるため、受付単価を20円としてきたが、局課長会議において4年を区切りに単価を見直し、原価に見合った単価に改めるべきとの判断がなされたため、次年度から単価を40円に引き上げることとした。

本館の老朽化ならびに狭隘化対策については、増改築工事によって、向後4～5年程度は図書館らしさを保つことができるようになったが、その後は集密

書架を増設して通路の節約をするなどの難題を抱えており、現時点から対策を講じていかなければならない。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点として、以下のことが挙げられる。

第1に講義室、実習室、ゼミ室が同じ建物（8号館）に集中しており、さらに助産研究科専用受付（教務課課員を1名配置）、教員談話室、また学生専用ラウンジ、学生専用ロッカー室が設置されていることにより、施設管理・利用を効率的かつ円滑に行うことができている。

第2に各講義室とゼミ室にAV機器を配置し、情報機器による双方向授業などを支援している。

第3に学生用の自習室も同じ建物内（8号館2F）に設置されており、パソコン、プリンター、コピー機が備えられており、平日は22時までの利用が可能である。休日についてもテンキーシステムにより利用が可能となっている。さらに実習期間に関しては24時間利用を可能として、学生の学修を支援しており、活発に利用されている。また、自習室は図書館分館としての機能も兼ねており、助産学関連専門書等を含めて約5500冊を備えており正規の授業・実習を補うための自主的学習の場となっている。

改善を要する点として、今現在は特にないが、今後は平日の時間外（18時以降）や休日の図書館司書が不在となる時間帯の図書の貸し出しシステム（ICチップを活用した自動貸出装置の導入）を整備するなど、利用環境の充実を検討する。

## 第7章 管理運営体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7-1 管理運営体制

##### 基準7-1-1

助産専門職大学院の管理運営に関する規程等が整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

助産専門職大学院独自の管理運営に関する規程は、助産専門職大学院の教育研究活動および運営に関する事項を審議するための組織である研究科教授会を運営するための「天使大学大学院研究科教授会規程」、教授が構成員となり研究科教授会へ付議される議案の確認、学長から諮問された事項を協議する運営会議を運営するための「天使大学大学院運営会議規程」、また教授会構成員により常設の委員会を組織しているが、その委員会の校務分掌を定めた「天使大学大学院校務分掌規程」等が整備されている。なお、その他に学部、他研究科との共通事項に関することは、共通の規程が整備されている。

## 7-2 管理運営の仕組み

### 基準7-2-1

助産専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備され、実施されていること。

(基準7-2-1に係る状況)

助産専門職大学院には、天使大学大学院学則第10条に基づいて、研究科教授会が置かれている。研究科教授会は毎月第4水曜日を定例開催とし、学長、研究科長及び研究科の授業を担当する専任教員の教授、准教授、講師、助教ならびに臨床専任の教授、准教授、講師、助教をもって構成している。研究科教授会に付議される議案は、基準7-1-1で記載したとおり、各委員会で議論され、運営会議に諮られて教授会に上程され、審議される。また、大学全体の教育組織の改編および学部との共通の審議案件については、学長、研究科長、図書館長、学科長、科長、宗務部長、教務部長、学生部長、事務局長、助産専門職大学院研究科教授会で選出された教員3名をもって構成する評議会で審議される。さらに、助産専門職大学院研究科としては、教員全員が参加し、教育課程・方法等について意見交換を行う協議組織として、科内会議を定例開催している。

基準7-2-2

重要事項を審議する会議では、助産専門職大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議されていること。

(基準7-2-2に係る状況)

(1) 研究科教授会は、原則構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、次の事項を審議のうえ、議決については教員の人事に関する事項および学位の授与に関する事項ならびに授与した学位の取消しに関する事項は出席者の3分の2以上の賛成を必要とし、それ以外の事項については出席者の過半数以上の賛成をもって決定としている。ただし、研究科教授会には助産所で職業を有する臨床専任教員が構成員のため、教育課程の改訂、課程修了の認定等が審議案件となっている教授会時には出席を要請しているが、その他の教授会には出席が無理な状況のため、成立要件の関係から特別に出勤の状態が常でない専任教員を除き、成立要件(4分の3以上の出席)を別途定め対応している。

- ① 授業科目、単位及び履修方法等の教育課程並びに研究計画に関する事項
- ② 授業担当教員の人事に関する事項
- ③ 課程修了の認定及び学位の授与に関する事項
- ④ 入学、休学、復学及び退学等学生の身分に関する事項
- ⑤ 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- ⑥ 学則その他の規程の制定並びに改廃に関する事項
- ⑦ 主要な施設設備計画及び予算に関する事項
- ⑧ その他研究科の運営に関する重要な事項

(2) 評議会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、次の事項を審議のうえ、議決については出席者の過半数以上の賛成をもって決定としている。

- ① 教育・研究の計画に関する重要事項
- ② 組織及び管理・運営に関する重要事項
- ③ 学部及び学科並びに大学院研究科等の設置及び廃止に関する事項
- ④ 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- ⑤ 管理運営に関する予算の方針及び編成に関する事項
- ⑥ その他学長が必要と認めた事項

また、助産専門職大学院の運営を担当する研究科長および各種委員会委員長  
の任免については、次のとおりの手続きで決定される。

- ① 研究科長の職制および職務については「学校法人天使学園管理運営組織規程」第7条第3項で規定され、具体的な任免は「天使大学研究科長、学科長、科長、及び宗務部長等の任期及び選考に関する規程」で、任期は2年間で再任は可、選考は学長が指名し研究科教授会で選考する、理事長が任命する等が規定されている。

本大学院では、現在、研究科長が学長との兼務のため、研究科長代理を置き、効率的な運営を図っている。

- ②各種委員会委員長の校務分掌については「天使大学大学院校務分掌規程」で規定され、委員長は科内会議で意見聴取を行い、教授により運営されている協議機関である運営会議で原案を作成し、研究科教授会で審議決定している。任期は1年間で再任は可、任命は学長が行っている。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

2007年度の研究科教授会の回数は18回、教授による特別教授会の回数は7回計25回実施され、「天使大学大学院研究科教授会規程」に則り、学長の下、民主的に運営されてきた。今後は、研究科教授会に上程される審議又は報告案件を精査すること、各種委員会に権限を強化する等の方法により、開催回数の削減・開催時間の短縮を図ること、あるいは教育・研究時間確保のために、会議そのものの省略化を図る。

## 第8章 点検・評価

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 結果の公表

##### 基準8-1-1

助産専門職大学院の教育水準の維持向上を図り、当該助産専門職大学院の社会的使命を達成するために教育活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

(基準8-1-1に係る状況)

教育・研究の向上のため、学内向けには自己点検評価の結果を「天使大学大学院助産研究科年報」や学生による授業評価アンケート結果を「天使大学大学院助産研究科授業評価アンケート報告書」としてまとめ、学内 LAN 掲示板にて公開し、教職員には配信している。

今後は、本学のホームページ等で学外に配信することを検討している。

## 8－2 実施体制の整備

### 基準8－2－1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準8－2－1に係る状況)

学校教育法第109条の趣旨に則り、助産研究科については総務委員会が中心となり、学長をはじめ助産研究科の専任教員全員で各項目毎に自己点検結果を評価し、年報にまとめて教職員に配布するとともに、学内LANの掲示板に公開している。

自己点検評価の項目についてはすでに大学基準協会外部評価を受けた看護栄養学部の自己点検評価の項目に沿って設定している。

### 8-3 教育活動等の改善に資する体制

#### 基準8-3-1

助産専門職大学院の自己点検および評価の結果は、当該助産専門職大学院の教育活動等の改善に活用するために適切な体制が整えられていること。

(基準8-3-1に係る状況)

教育内容および方法の改善を図るため、基準2-4-4で述べたように、教員FD(内容はp.29に掲載)・臨床指導者FD・特別講義等を年間計画として実施している。また、授業評価として、各授業科目の最終日に学生によるアンケート調査を行い、集計したものを年度末に「天使大学大学院助産研究科授業評価アンケート報告書」としてまとめ各教員へ配布している。教育活動の改善策について各教員がその報告書を基に、次年度の授業の改善を策定している。

また、臨床指導者向けFD・特別講義として、行われたものは以下のとおりである。

2004年度	1.臨床指導者に期待されること 講師：近藤潤子 2.スキルアップと継続教育の意義 講師：柳原真知子 3.発展途上国における母子保健の現状と助産師の役割 講師：立山恭子氏（日本キリスト教海外医療協力会） 4.知識と実践を統合する学びの構造 講師：佐伯胖氏（青山学院大学教授）
2005年度	1.成人に対する教育のあり方 講師：藤岡英雄氏（元徳島大学教授） 2.臨床での自律した助産実践とは？ 講師：Ms.Helen Vaney Burst（エール大学名誉教授） 3.周産期女性の心理 講師：岡堂哲雄（聖徳大学大学院臨床心理学研究科長） 4.日本の母子保健の変遷 講師：松本清一（日本家族計画協会会長） 5.思春期の性 講師：松本清一（日本家族計画協会会長）
2007年度	1.リプロダクティブヘルスの歴史と課題 講師：松本清一（日本家族計画協会会長）

## 8-4 評価結果の検証

### 基準8-4-1

自己点検および評価の結果について、当該助産専門職大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準8-4-1に係る状況)

助産研究科の校務分掌規程により、自己点検評価および第三者評価等に関する事項は総務委員会の所管事項となっている。校務分掌規程では、当委員会の担当委員の若干名は、教授会の議を経て学長が選任することになっており、学外の者を選任することにはなっていない。

しかし、今後は大学の職員以外の第三者を加えた中での評価を検討していきたい。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

FD等教育活動の改善に資する活動は、専門職大学院設置基準第11条に基づいて実施の努力をしているがまだ十分とは言えない。

今年度は、助産教育分野を開設し、教員自身も助産師教育について改めて学習する機会をもっている。教育研究活動の内容・方法については、毎年見直してきたが、5年目を迎えて、専門職大学院の助産教育カリキュラム全体を再検討する時期となっている。

学生の授業アンケートや教員の自己点検・評価を分析しFD研修会として各教員の担当科目を全教員で検討し、到達目標、教育内容・方法等、教育計画について検討会を行う予定である。

## 第9章 情報の公開・説明責任

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 情報の公表・説明責任

##### 基準9-1-1

助産専門職大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準9-1-1に係る状況)

助産研究科のパンフレットを作成し、またその内容をより詳細にホームページに掲載し、広く社会に対し周知を図っている。また、随時開催されている公開授業についても、ホームページや実習施設等に案内する等により周知を行っている。今後は、学内のみの配信にとどまっている自己点検評価結果をまとめた「天使大学大学院助産研究科年報」や学生による授業評価をまとめた「天使大学大学院助産研究科授業評価アンケート報告書」をホームページに掲載し学外に発信するよう努力しなければならない。

## 9-2 情報公開のための体制整備

### 基準9-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

(基準9-2-1に係る状況)

現在のホームページについては、看護栄養学部の広報委員会が管理している。しかし、基準9-2-1の項目どおり情報公開のための規程が整備されていること、またその体制が出来ていることが望ましいことから、鋭意検討し、整備を行ってゆく。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

助産研究科の教育実践、研究の成果等を公開している点は評価できるが、今後は、自己点検評価結果等についてホームページ等で積極的に学外に公開することを努力しなければならない。

# 関 係 規 程 集

## 天使大学大学院助産研究科履修規程

(目的)

第1条 この規程は、天使大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第28条及び第29条並びに助産研究科再入学に関する規程に基づき、入学前の既修得単位等の認定、学生の授業科目の履修及び再入学した者の退学又は除籍となる以前に修得した授業科目及び単位等の認定について必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 助産基礎分野における授業科目の種類、配当年次、単位数及び必修・選択の別並びに修了に必要な単位数は、別表1のとおりとする。

2 助産教育分野における授業科目の種類、配当年次、単位数及び必修・選択の別、認定対象科目と単位数並びに修了に必要な単位数は、別表2のとおりとする。

(履修の登録)

第3条 授業科目を履修しようとする者は、各年次当初の所定の期日までに履修届を提出し、履修の登録を行わなければならない。

2 後期開講科目の履修の変更を希望する者は、後期開始後1週間以内に変更手続きをしなければならない。

3 所定の期間外の履修登録又は履修登録の変更は、教務委員長の認めたものに限る。

(履修単位数の登録上限)

第4条 学生が1年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、認定単位を除き39単位とする。ただし、助産教育分野の2年次前期における履修科目として登録できる単位数の上限は、18単位とする。

(重複履修の禁止)

第5条 次に掲げる授業科目の履修は認めない。

(1) すでに単位を修得している科目。

(2) 授業時間が重複する科目。

(聴講)

第6条 研究科及び学部で開講する授業科目の聴講を希望する者には、これを認める。

2 聴講を希望する者は、研究科及び学部の学期開始の1ヶ月前までに、当該授業科目担当教員の了解を得たうえで、教務課に願出しなければならない。ただし、1年次前期に限り、願出の期間を学期開始後1週間以内とすることができる。

3 聴講の許可は、教務委員長が行う。

(試験)

第7条 試験の種類は科目履修終了試験、追試験及び再試験とする。

2 試験の方法は、筆記試験、レポート又は実技等による。

(科目履修終了試験)

第8条 科目履修終了試験は科目履修終了時に科目担当教員が適宜行う。

(追試験)

第9条 病気その他やむを得ない理由で科目履修終了試験及び再試験を受験できな

った者には、願出により審査しその理由が正当な場合に追試験を認める。

2 追試験受験の審査は教務委員会が行い、教務委員長が許可する。

3 追試験には、1科目につき1,000円の受験手数料を課す。

(再試験)

第10条 試験の結果、単位認定に必要な評点に達しなかった者には、願出により再試験を認めることがある。

2 再試験に合格した者の評点は、60点とする。

3 再試験には、1科目につき2,000円の受験手数料を課す。

(追実習)

第11条 臨地実習において病気その他やむを得ない理由で出席日数が実習日数の3分の2以上を満たすことができなかつた者には、願出により審査し、その理由が正当な場合に追実習を認めることがある。

2 追実習可否の審査は教務委員会が行い、教務委員長が許可する。

3 追実習には、1科目につき1,000円の手数を課す。

(再実習)

第12条 臨地実習における評価の結果、単位認定に必要な評点に達しなかった者には、願出により再実習を認めることがある。

2 再実習可否の審査は教務委員会が行い、教務委員長が許可する。

3 再実習に合格した者の評点は、60点とする。

4 再実習には、1科目につき2,000円の手数を課す。

(不正行為)

第13条 試験において不正行為をした者には、大学院学則第39条に基づく懲戒処分のほか、当該科目の試験を無効とする。

2 懲戒処分は、学生の懲戒に関する規程による。

(成績評価)

第14条 履修科目の成績評価は、試験及び出席状況並びに学修態度等の結果に基づいて、科目担当教員が総合的に判定する。

2 成績は、A、B、C、Dの4種の評語をもって表し、A、B、Cを合格とする。

基準は次のとおりとする。

成績評語	評点	単位付与
A	100～80点	合格
B	79～70点	
C	69～60点	
D	59点以下	不合格

3 既修得単位等の認定科目の成績評語は、「N」で表す。

(単位付与)

第15条 授業科目が終講され、次の要件が満たされる場合には、学長が単位を付与する。

(1) 履修登録がなされていること。

- (2) 授業への出席が授業実施時間数の3分の2以上であること。
- (3) 成績評価の評点が合格に達していること。
- (4) 当該学期の授業料等が納入されていること。

(助産教育分野における入学後の単位の付与)

第16条 別表2に定める単位付与対象科目については、入学後に行うレポート課題に基づく評価又は15日間の臨床実践における行動評価に基づき、単位を付与することができる。なお、単位付与のためのレポート課題の提示は入学前に行うことができる。また、臨床実践の期間は必要に応じて延長することができる。

- 2 単位付与対象科目の担当責任教員は、助産教育分野における当該科目責任教員(以下「担当教員」という。)とし、当該学生に対して単位付与に必要な指導を行うことができるものとする。
- 3 単位付与の時期は、授業科目及び演習科目については原則として1年次の5月末日までに、臨床実践科目については1年次の9月末日までに行うものとする。
- 4 単位付与は、担当教員の評価に基づき教授会の議を経て学長が行う。
- 5 単位付与科目の成績評語は第14条に定める成績評語で表す。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 本研究科入学前に他の大学院において履修した授業科目の修得単位は、本研究科の履修とみなし修了要件単位とみなすことができる。

- 2 認定できる単位は15単位以下とする。
- 3 単位を認定された者の修了年限の短縮は行わない。
- 4 単位認定は、教授会の議を経て学長が行う。
- 5 単位認定科目の成績評語は「N」で表す。

(再入学した者の退学又は除籍となる以前に修得した授業科目及び単位の取扱い)

第18条 再入学した者が退学又は除籍となる以前に本研究科において修得した授業科目及び単位数は、再入学した年次の「教育課程」に照らして読み替え、修了の要件となる単位に含めることができる。ただし、既に修得した科目の全部又は一部を再履修させることがある。また、読み替える単位数の上限は定めない。

- 2 単位認定は、教授会の議を経て学長が行う。
- 3 単位認定科目の成績評語は第14条に定める成績評語で表す。

(科目の履修要件)

第19条 科目の履修要件を次のように定める。

- (1) 助産基礎分野においてマタニティサイクル独立助産実習、発展・展開科目の演習及び実習科目並びに特別統合研究課題を履修するためには、1年次に開講する全ての必修科目の単位を修得していなければならない。
- (2) 助産基礎分野においてマタニティサイクル助産ケア統合実習Ⅱを履修するためには、1年次に開講する全ての必修科目並びにマタニティサイクル独立助産実習の単位を修得していなければならない。
- (3) 助産教育分野において選択科目の演習及び実習科目を履修する場合は、事前に担当教員の了解を得ていなければならない。
- (4) 臨地実習科目を履修するためには、本学が指定する抗体価等検査※を受け、さ

らに必要なに応じて予防接種を受けていなければならない。

(助産師国家試験受験資格取得のために必要な要件)

第20条 助産基礎分野において助産師国家試験受験資格の取得するためには、当該課程必修科目の単位及び修了に必要な単位を修得しなければならない。

(改 廃)

第21条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度に入学した学生は改正前の規程による。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前に入学した学生は改正前の規程による。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

別表1 助産基礎分野 2008年度以降入学生対象〔新〕別表参照

別表2 助産教育分野 2008年度以降入学生対象〔新〕別表参照

## 天使大学大学院学則

### 第1章 総 則

#### (設置の目的)

第1条 天使大学大学院は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところにより、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、カトリック精神に基づき「愛をとおして真理へ」に生き、知的、応用的及び専門的能力を発揮して、人間愛をもって社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

#### (位 置)

第2条 天使大学大学院（以下「本大学院」という。）を、札幌市東区北13条東3丁目1番30号に設置する。

#### (自己点検及び評価等)

第3条 本大学院は、その教育研究の向上を図り、第1条の目的を達成するため、学校教育法第69条の3の各項に定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、また、文部科学省の認証評価機関による評価を受けるものとする。

2 前項の自己点検及び評価並びに認証評価機関による評価に関する必要な事項は、別に定める

### 第2章 課程、学生定員及び修業年限等

#### (課程及び分野)

第4条 本大学院に、専門職学位課程、修士課程及び博士課程を置く。

2 専門職学位課程は助産基礎分野及び助産教育分野に区分する。

3 博士課程は前期及び後期の課程に区分する。前期の課程はこれを修士課程として取扱う。

#### (修業年限等)

第5条 本大学院専門職学位課程の修業年限等は次のとおりとする。

(1) 助産基礎分野の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない

(2) 助産教育分野の修業年限は1年6カ月とする。ただし、3年を超えて在学することはできない

2 本大学院修士課程及び博士前期課程の修業年限を2年とし、4年を超えて在学することはできない。ただし、看護学専攻修士課程の修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 本大学院博士後期課程の修業年限を3年とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

(研究科、専攻、分野及び収容定員等)

第6条 本大学院に、次の研究科、専攻及び分野を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
助産研究科	助産専攻（専門職学位課程）	40人	80人
	（助産基礎分野）	（30人）	（60人）
	（助産教育分野）	（10人）	（20人）
看護栄養学研究科	看護学専攻修士課程	8人	16人
	栄養管理学専攻博士前期課程	3人	6人
	栄養管理学専攻博士後期課程	2人	6人

### 第3章 教員組織及び運営組織

#### 第1節 助産研究科

(授業担当教員)

第7条 本研究科における授業及び研究指導は、研究科の専任教員並びに臨床専任教員がこれを担当する。

2 必要に応じて兼担又は兼任の教員が授業を担当することがある。

(臨床専任教員)

第8条 前条第1項に定める臨床専任教員とは、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第5条第1項、同条第3項及び第26条第2項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文部科学省告示第53号）第2条の規定により、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとされる者をいう。

2 臨床専任教員に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第9条 本大学院の研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、本研究科に関する事項を掌理する。

3 研究科長の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科教授会)

第10条 本研究科の組織及び教育研究の指導並びに運営に関する事項を審議するため、研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会においては、次の事項を審議する。

(1) 授業科目、単位及び履修方法等の教育課程並びに研究計画に関する事項

- (2) 授業担当教員の人事に関する事項
  - (3) 課程修了の認定及び学位の授与に関する事項
  - (4) 入学、休学、復学及び退学等学生の身分に関する事項
  - (5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
  - (6) 学則その他の規程の制定並びに改廃に関する事項
  - (7) 主要な施設設備計画及び予算に関する事項
  - (8) その他、研究科の運営に関する重要な事項
- 3 教授会の細部に関する必要な事項は、別に定める。

## 第2節 看護栄養学研究科

(授業担当教員)

第11条 本研究科における授業及び研究指導は、天使大学の教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。

2 必要に応じて兼担又は兼任の教員が授業を担当することがある。

(研究科長)

第12条 本研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、本研究科に関する事項を掌理する。

3 研究科長の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第13条 本研究科の組織及び教育研究の指導等に関する事項を審議するため、研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会においては、次の事項を審議する。

(1) 授業科目、単位及び履修方法等の教育課程並びに研究計画に関する事項

(2) 授業担当教員の人事に関する事項

(3) 課程修了の認定及び学位の授与に関する事項

(4) 入学、休学、復学及び退学等学生の身分に関する事項

(5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項

(6) 諸規程の制定並びに改廃に関する事項

(7) 主要な施設設備計画及び予算に関する事項

(8) その他、本研究科の運営に関する重要な事項

3 委員会の細部に関する必要な事項は、別に定める。

## 第4章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定される休日
  - (3) キリスト降誕祭 12月25日
  - (4) 創立記念日 12月8日
  - (5) 夏期休業 7月25日から8月31日まで
  - (6) 冬期休業 12月20日から翌年1月14日まで
  - (7) 春期休業 3月16日から3月31日まで
- 2 学長は、必要がある場合、教授会又は委員会の議を経て、前項の休業日を変更し又は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 学長は、必要がある場合、教授会又は委員会の議を経て、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

## 第5章 入 学

(入学の時期)

第17条 本大学院の入学の時期は、毎年4月とする。編入学及び転入学並びに再入学の場合も同じとする。ただし、教育上の支障が無いと認められる場合には、他の時期とすることができる。

(入学資格)

第18条 本大学院に入学することができる者は、次項以下のとおりとする。

2 助産研究科助産専攻（専門職学位課程）

(1) 助産基礎分野

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）並びに関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し又は看護師国家試験受験資格を有する者とする。

- ① 学校教育法第52号の大学を卒業した者
- ② 学校教育法第68条の2第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- ③ 学校教育法施行規則第70条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- ⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 助産教育分野

学校教育法施行規則第70条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ保健師助産師看護師法並びに関係法令の定めるところによる助産師免許を取得し助産師としての実務経験が5年以上の者とする。

- ① 学校教育法第52条の大学を卒業した者
- ② 学校教育法第68条の2第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- ③ 学校教育法施行規則第70条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- ⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 看護栄養学研究科看護学専攻修士課程

(1) ホスピス・緩和ケア看護学コース

学校教育法施行規則第70条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ保健師助産師看護師法並びに関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し、3年以上の実務経験を有する者とする。

- ① 学校教育法第52条の大学を卒業した者
- ② 学校教育法第68条の2第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- ③ 学校教育法施行規則第70条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- ⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 公衆衛生看護学コース

学校教育法施行規則第70条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ保健師助産師看護師法並びに関係法令の定めるところによる看護師並びに保健師免許を取得し、又は看護師並びに保健師国家試験受験資格を有する者とする。

- ① 学校教育法第52条の大学を卒業した者
- ② 学校教育法第68条の2第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- ③ 学校教育法施行規則第70条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

- ④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- ⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(3) 精神看護学コース

学校教育法施行規則第70条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ保健師助産師看護師法並びに関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し、又は看護師国家試験受験資格を有する者とする。

- ① 学校教育法第52条の大学を卒業した者
- ② 学校教育法第68条の2第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- ③ 学校教育法施行規則第70条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- ⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

4 看護栄養学研究科栄養管理学専攻博士前期課程

学校教育法施行規則第70条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ栄養士法（昭和22年法律第243号）並びに関係法令の定めるところによる栄養士免許を取得した者とする。

- (1) 学校教育法第52条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- (3) 学校教育法施行規則第70条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- (6) その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

5 看護栄養学研究科栄養管理学専攻博士後期課程

学校教育法施行規則第70条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ栄養士法並びに関係法令の定めるところによる管理栄養士の資格取得者（取得見込み者を含む）とする。

- (1) 学校教育法第68条の2第1項の定めにより、修士の学位を授与された者
- (2) 学校教育法第68条の2第4項第2号の定めにより、修士の学位を授与された者
- (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

- (4) 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- (5) その他、本研究科において修士の学位と同等以上の学力があると認められた者  
(入学の出願)

第19条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 その他入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第22条 他の大学院に1年以上在学して退学した者で、本大学院への編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、2年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第23条 他の大学院に在学している者で、本大学院に転入学を希望する者があるときは、欠員のあるときに限り、選考のうえ、相当の学年に転入学を許可することがある。

2 転入学を志願する者は、現に在籍している大学院の学長の許可書を提出しなければならない。

3 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第24条 本大学院を退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、選考のうえ、相当の学年に再入学を許可することがある。

2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

## 第6章 単位及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第25条 本大学院に開設する授業科目は、授業、演習及び実習とし、授業科目名及び単位数は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に掲げるとおりとする。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 授業については、15時間の授業をもって1単位とする
  - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする
  - (3) 実習については、45時間の授業をもって1単位とする
- (単位の授与及び成績)

第27条 授業の成績評価は、試験その他の方法によって授業科目の担当教員が行う。

2 授業科目の成績は、A、B、C及びDの4種の評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。

3 前項で合格と判定された授業科目について、学長は単位を授与する。  
(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院において修得した単位若しくは科目等履修生の制度により修得した単位を本大学院の課程修了の要件となる単位として認定することができる。

2 前項の規定により認定することのできる単位数は、次のとおりとする。

- (1) 助産研究科助産専攻（専門職学位課程）については15単位以下
- (2) 看護栄養学研究科看護学専攻修士課程及び看護栄養学研究科栄養管理学専攻博士前期課程については10単位以下

3 単位認定に関する必要な事項は、別に定める。  
(履修規程等)

第29条 この章に定めるもののほか、履修の方法、授業科目の概要、授業の方法、年間授業計画及び学修評価の基準並びに科目履修の認定の取扱い等については、履修規程等により別に定める。

## 第7章 休学、復学、退学、転学及び除籍

### (休学)

第30条 疾病その他特別の事由により引き続き2ヵ月以上修学することができない者は、教授会又は委員会の議を経て学長が休学を許可することができる。

2 休学の期間は当該年度末までとし、専門職学位課程、修士課程及び博士前期課程においては通算して2年、博士後期課程においては通算して3年を超えることはできない。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、教授会又は委員会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

4 休学期間は、第5条の修業年限並びに同条第3項の在学期間に算入しない。

### (復学)

第31条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、教授会又は委員会の議を経て学長が復学を許可する。

2 復学の時期は、次の学期の始まりでなければならない。

### (退学)

第32条 退学しようとする者は、教授会又は委員会の議を経て学長の許可を受け

なければならない。

(転学)

第33条 他の大学院への入学又は転入学を希望する者は、教授会又は委員会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は、教授会又は委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第30第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (4) 他の大学院に籍を置く者
- (5) 長期にわたり行方不明の者

## 第8章 課程修了及び学位授与

(課程修了の所定単位)

第35条 本大学院における授業科目の履修については、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の定めるところに従い、課程・専攻により次のとおりの単位を修得しなければならない。

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| (1) 助産研究科助産専攻 (専門職学位課程)    | 61単位以上 |
| (2) 看護栄養学研究科 看護学専攻修士課程     | 39単位以上 |
| (3) 看護栄養学研究科 栄養管理学専攻博士前期課程 | 34単位以上 |
| (4) 看護栄養学研究科 栄養管理学専攻博士後期課程 | 18単位以上 |

(課程修了の認定)

第36条 専門職学位課程の修了要件は、助産基礎分野にあつては本大学院に2年以上、助産教育分野にあつては1年6カ月以上、修士課程及び博士前期課程の修了要件は、修士課程にあつては本大学院に2年以上若しくは1年以上、博士前期課程にあつては本大学院に2年以上在学し、前条の定めるところに従い必要単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、本大学院の行う修士論文の審査又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者は、教授会又は委員会の議を経て、学長が助産修士又は修士の学位を授与する。

2 博士後期課程の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、前条に定めるところに従い必要単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとし、合格した者には、委員会の議を経て、学長が博士の学位を授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院の博士課程を経ることなく、博士の学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ本大学院の博士課程を修了した者と同等の学力を有すると認められた者に対して、委員会の議を経て、学長が授与する。

4 学位に関する必要な事項は、別に定める。

(資格の取得)

- 第37条 本大学院専門職学位課程助産基礎分野において修了要件を満たした者は、保健師助産師看護師法に基づき、助産師国家試験受験資格を取得する。
- 2 本大学院看護栄養学研究科栄養管理学専攻博士前期課程において修了要件を満たし、別表第5に定める教育職員免許状授与の所要資格を取得した者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定に基づき、栄養教諭専修免許状が授与される。
- 3 本大学院看護栄養学研究科看護学専攻修士課程に、日本看護系大学協議会の定めに基づく専門看護師教育課程を含む。

第9章 賞 罰

(表彰)

- 第38条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会又は委員会の議を経て学長が表彰することができる。
- 2 学生の表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

- 第39条 本大学院の規則に違反した者又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会又は委員会の議を経て、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、戒告及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学生の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 健康管理

(健康管理)

- 第40条 本大学院に健康管理者をおき、学生の健康管理を行う。
- 2 健康診断、健康相談、疾病予防その他の保健衛生に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生及び委託生

(研究生)

- 第41条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会又は委員会の議を経て学長が研究生として許可することができる。
- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の

学力があると認められた者とする。

3 研究生の研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合には、教授会又は委員会の議を経て学長がその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第42条 本大学院学生以外の者で、本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、教授会又は委員会の議を経て学長が科目等履修生として許可することができる。

(委託生)

第43条 本大学院において、他の大学、研究機関若しくは団体等から派遣され、授業科目の聴講又は特定の研究課題についての研究を行う者の委託があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会又は委員会の議を経て学長が委託生として受入れを許可することができる。

(細部規定の委任)

第44条 この章に規定する研究生、科目等履修生及び委託生の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

## 第12章 入学金及び授業料等

(入学金、授業料等の金額)

第45条 入学金及び授業料・施設設備費・実験実習費(以下「授業料等」という。)の金額は、別表第6のとおりとする。

(授業料等の納付)

第46条 授業料等は、別に定める期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、学長の許可を得て延納又は分納することができる。

(学年途中で課程修了する者の授業料等)

第47条 学年の途中で課程を修了する者は、当該期分の授業料等を納付するものとする。

(退学及び停学等の場合の授業料等)

第48条 学期の途中で退学する者、退学若しくは停学を命じられた者又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第49条 休学を許可され又は命じられた者については、休学期間中の授業料等を免除する。

(復学等の場合の授業料等)

第50条 学年の中途において復学した者はその月から学期末まで、また、入学した者は当該期の授業料等を、復学又は入学した月に納付しなければならない。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第51条 経済的理由によって、授業料等の納付が困難であると認められる場合には、別に定めるところにより、授業料等の全部若しくは一部を免除し又は徴収を

猶予することがある。

(研究生及び科目等履修生等の授業料等)

第52条 研究生、科目等履修生及び委託生の入学検定料、授業料等及び委託料については、別に定める。

(納付金の取扱い)

第53条 納付した入学検定料及び入学金は返還しない。

2 入学検定料、入学金及び授業料等の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

### 第13章 奨学制度

(奨学制度)

第54条 修学の熱意があるにもかかわらず、災害、その他家庭状況等経済的事由により修学が困難な者を奨学生と認め、奨学金を貸与又は給付することがある。

2 奨学制度に関する必要な事項は、別に定める。

### 第14章 名誉教授・客員教授

(名誉教授)

第55条 本大学院に、名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授は、本大学院に多年にわたり勤務し、教育並びに学術研究上特に功績のあった教授で、教授会又は天使大学教授会(以下「大学教授会」という。)の議を経て学長が発令する。

3 名誉教授に関する必要な事項は、別に定める。

(客員教授)

第56条 本大学院に、客員教授を置くことができる。

2 客員教授は、本大学院の教育並びに学術研究の発展のため招聘した教授又は研究者等で、教授会又は大学院教授会の議を経て学長が任命する。

3 客員教授に関する必要な事項は、別に定める。

### 第15章 大学院事務組織

(事務)

第57条 本大学院に係る事務は、大学事務局において行う。

### 第16章 補 則

(改正)

第58条 学長は、本学則を改正するときは、教授会及び大学院教授会の議を経て学校法人天使学園理事長に上申しなければならない。

(細則その他)

第59条 本学則の施行にあたって必要な細則等は、教授会又は大学院教授会の議を経て別に定めることができる。

附 則

本学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2006年4月1日から施行する。

ただし、2006年3月31日以前に入学した助産研究科の学生の別表第1の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2008年4月1日から施行する。

ただし、2008年3月31日以前に入学した学生については、従前の別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5を適用する。

## 天使大学奨学金貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、天使大学（以下「本学」と総称する）に在学する者で、経済的に修学が困難な学生に対し、その修学に必要な資金（以下「奨学金」という）を貸与し、もって優秀な学生を育成することを目的とする。

### (奨学生の認定)

第2条 本学の学生で、次の各号の一に掲げる事項に該当する者で、その状況を詳細に精査し、天使大学奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という）の議を経て、学長が奨学金を貸与することが適当と認めた学生を奨学生と認定する。

- (1) 経済的に修学が困難であること
- (2) 本学又は本学入学直前の高等学校等における学業成績が良好であること
- (3) 心身共に健康で、行いが善良であること
- (4) その他学長が必要と認める事項

2 選考委員会は、当分の間、日本学生支援機構奨学生学内選考会をもって充てる。

3 選考委員会が必要と認めたときは、選考委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (貸与金額等)

第3条 奨学金の貸与月額は、学部生については 20,000 円、大学院生については 30,000 円又は 50,000 円とし、選考委員会の議を経て学長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、選考委員会が特に必要があると認めるときは、限度額を超えて貸与することがある。ただし、この場合の貸与金額は、当該学生の当該年度又は当該期の授業料、実験実習費及び施設設備費の合計額の2分の1相当額を超えないものとする。

3 奨学金は、無利子とする。

### (貸与期間等)

第4条 奨学金の貸与期間は、1年とする。ただし、継続して貸与することを妨げない。

2 奨学金は、修業年限を超えて貸与することができない。

3 奨学金の貸与始期は、毎年4月とし翌年3月に終わる。

### (貸与の申請)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする学生は、連帯保証人2人を定め、別に定める様式による申請書を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、学長は、その内容を審査して選考委員会の議を経て、奨学生の認定の可否及び貸与金額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

### (連帯保証人)

第6条 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 奨学金の貸与を受けようとする学生が未成年であるときは、連帯保証人のうち1人は、その学生の法定代理人でなければならない。

3 連帯保証人が欠けたとき又はその他の事情によりその適性を失ったときは、直ちに新たな連帯保証人を定めて学長に届け出なければならない。

(貸与の決定の取消し)

第7条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合には、その事項発生の日付の翌月以降の奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 本学を転学又は退学したとき若しくは除籍になったとき
- (2) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
- (3) 傷害・疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき
- (4) 学業成績又は性行不良その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき

(貸与の停止)

第8条 奨学生が休学又は停学になったときは、学長は、休学又は停学になった日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として、すでに貸与した奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与したものとみなす。

(返還)

第9条 奨学生が本学を卒業又は修了したときは、卒業又は修了した日の属する年から起算して、各号に定める期間内に貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

- (1) 貸与を受けた期間が1年又は1年未満の場合は2年間
- (2) 貸与を受けた期間が2年の場合は4年間
- (3) 貸与を受けた期間が3年の場合は6年間
- (4) 貸与を受けた期間が4年の場合は8年間

ただし、卒業又は修了した日の属する1年間は据え置くことができる。

2 前項の奨学金の返還は、年賦・半年賦又は月賦のいずれかの方法により返還しなければならない。ただし、特に必要があると認めるときは、学長はこれと異なる方法を指示することができる。

3 奨学金は、いつでも繰り上げ返還をすることができる。

4 奨学生は、第7条の規定により貸与の決定を取り消された場合は、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して6ヶ月以内に、別に定めるところにより貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

(返還の債務の減免)

第10条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、学長は、貸与した奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 災害・疾病その他やむを得ない理由により貸与を受けた奨学金の返還の債務の履行が困難となったとき
- (2) 奨学生であった者が、奨学金の返済期間中に死亡したとき

2 奨学生が奨学金の貸与期間中に死亡したときは、貸与した奨学金のうち死亡した日の属する月の分までの奨学金の返還の債務を免除する。

(奨学金の返還通知)

第11条 奨学生であった者で奨学金を返還する義務を有する者に対しては、あらかじめ返還金の額・返還期日及びその支払方法等を通知する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

(細則への委任)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

(事務の所管)

第14条 この規程の施行に関する事務は、学生課が所管する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項に規定する貸与額のうち50,000円については、2009年4月1日から実施する。

## 天使大学奨学金貸与規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、天使大学奨学金貸与規程（以下「規程」という）に基づき、奨学金の貸与手続その他規程の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(申請書)

第2条 規程第5条第1項の規定による奨学金の貸与の申請は、別記第1号様式の申請書を学長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号にあげる書類を添付しなければならない。

- (1) 身上申告書（別記第2号様式）
- (2) 学業成績証明書
- (3) 申請者と生計を一にする者の所得に関する証明書

3 第1項の申請書は、毎年5月末日までに提出しなければならない。ただし、特別の理由により6月以降に申請しようとする学生は、学長の指定する期日までに提出しなければならない。

(誓約書)

第3条 規程第5条第2項の規定により、奨学生と認定した旨の通知を受けた学生は、直ちに別記第3号様式による誓約書を学長に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第4条 奨学金は、毎月交付する。ただし、特別の事情があるときは、数か月分を合せて交付することを妨げない。

2 規程第3条第2項の規定により貸与を受ける場合の奨学金は、当該学生の授業料若しくは実験実習費又は施設設備費への納付振替をもって交付とする。

(借用証書及び返還明細書)

第5条 奨学生は、奨学金の貸与が終了したとき又は規程第7条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、当該理由の生じた日から起算して20日以内に貸与を受けた奨学金の全額について、別記第4号様式の借用証書及び別記第5号様式の返還明細書を学長に提出しなければならない。

2 奨学生は、前項の規定により提出した返還明細書の内容を変更しようとするときは、別記第6号様式の変更申請書を学長に提出して、その承認を受けなければならない。

(届出)

第6条 奨学生又は奨学生であった者が、貸与を受けた奨学金の返還を終了するまでの間又は規程第10条の規定により返還の債務の全部の免除をされるまでの間に、次の各号の一に該当する場合には、別記第7号様式により速やかに学長に届け出なければならない。

- (1) 奨学生又は奨学生であった者、若しくは連帯保証人の本籍・住所又は氏名に変更のあったとき
- (2) 連帯保証人を変更したとき
- (3) 奨学生が奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき

- (4) 奨学生が休学又は停学又は復学したとき
- (5) 奨学生が転学又は退学又は卒業したとき若しくは除籍になったとき
- (6) その他特に必要と認める事項

2 奨学生が死亡したときは、連帯保証人又は遺族はその旨の届出書に死亡診断書又は戸籍抄本を添えて速やかに学長に提出しなければならない。

(返還債務の減免申請)

第7条 規程第10条の規定により返還の債務の減免を受けようとするときは別記第8号様式の減免申請書にその事実を証明する書類を添えて学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、減免するかどうかを決定するものとする。

3 学長は、前項の規定により減免すると決定したときはその旨を、減免しないと決定したときは理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

(返還金の納付)

第8条 返還金の納付は、学長の発する別記第9号様式の奨学金返還払込通知書により、指定の期日までに払込むものとする。

(返還金の督促)

第9条 規程第9条の規定により貸与を受けた奨学金を返還すべき者が、第8条に定める指定の期日を6ヶ月以上過ぎても、なお納付しなかった者に対しては、期限を定めて督促するものとする。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2008年4月1日から施行する。

## 天使大学シスター川原ユキエ記念奨学金規程

### (目的)

第1条 この規程は、本学の前身である札幌天使女子厚生専門学校初代校長シスター川原ユキエを記念し、建学の精神を顕揚して人材の育成を図るとともに、経済的に修学困難な学生を救済するために、修学に必要な資金の一部給付について定めることを目的とする。

### (奨学金原資)

第2条 給付奨学金の原資は、シスター川原ユキエのご遺族からの寄付金を母体とし、その他学校法人会計等からの繰入金による。

### (奨学生の対象及び認定)

第3条 奨学生の対象は学部生の2年次以上の者のうち、次の各号に掲げる事項に該当する学生で、その状況を詳細に調査し、天使大学奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が奨学金を給付することが適当であると認めた学生を「給付奨学生」として認定する。

- (1) 経済的に修学が困難であること
- (2) 心身共に健康で、行いが善良であること
- (3) その他学長が必要と認める事項

### (給付金額)

第4条 給付金額は、次のとおりとし、選考委員会の議を経て学長が決定する。

- (1) 看護栄養学部看護学科 年額 600,000円
- (2) 看護栄養学部栄養学科 年額 500,000円

### (給付期間等)

第5条 給付奨学金の給付期間は、1年とする。

- 2 給付奨学金は、修業年限を超えて給付することはできない。
- 3 給付奨学金の給付は、当年度の7月以降とし、後期授業料等への振替によって行う。

### (給付の願出)

第6条 給付奨学金を受けようとする学生は、保証人1人を定め、別に定める様式により願出書を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による願出があったときは、学長はその内容を審査して選考委員会の議を経て、給付奨学生の認定の可否及び給付金額を決定し、その旨を願出者に通知しなければならない。

### (保証人)

第7条 保証人は、原則として本学入学時の「誓約書」に記載の保証人と同一人とする。

- 2 奨学金の給付を受けようとする学生が未成年であるときは、その学生の法定代理人でなければならない。
- 3 保証人が欠けたとき又は事情によってその適性を失ったときは、速やかに新たな保証人を定めて学長に届け出なければならない。

(事 務)

第 8 条 この規程の施行に関する事務は、事務局学生課が行う。

(細 則)

第 9 条 この規程の施行に関する事項は、別に定める。

(改 廃)

第 1 0 条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2005 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2006 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2008 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 3 条及び第 4 条の規定については、2008 年 4 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日までの間は、従前の例による。

## 天使大学シスター川原ユキエ記念奨学金規程施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、天使大学シスター川原ユキエ記念奨学金規程（以下「規程」という）第9条の規定に基づき、手続その他規程の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(願 出)

第2条 規程第6条第1項の規定による願出は、奨学生願出書（別記第1号様式）を学長に提出しなければならない。

2 前項の願出には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 誓約書（別記第2号様式）

(2) 保証人の所得に関する証明書（別記第3号様式）

3 願出書は、毎年5月末日までに提出しなければならない。ただし、特別の理由により6月以降に願出しようとする学生は、学長の指定する期日までに提出しなければならない。

4 願出は1年度毎とし、次年度以降の再願出は妨げない。ただし、修業年限を超えて願出することはできない。

5 願出書の保証人は入学時の保証人と同一人とする。

(給付等)

第3条 奨学金の給付期間は、1年とする。

2 奨学金の給付は当年度の7月以降とし、後期授業料等への納付振替をもって給付とする。

(認定等)

第4条 奨学生として認定したときは、当該学生に奨学生認定通知書（別記第4号様式）を交付する。

2 奨学生は奨学金の受領後、学長あてに奨学金受領書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

3 奨学生として認定後、交付するまでの間に退学・休学・停学その他、奨学生としての条件を満たさない場合には、認定を取り消す。（別記第6号様式）

(届 出)

第5条 奨学生又は保証人は次に該当した場合には、速やかに学長に届け出なければならない。

(1) 保証人を変更したとき（別記第7号様式）

(2) 奨学生若しくは保証人の住所又は氏名等に変更があったとき（別記第8号様式）

2 奨学生が死亡したときは、保証人又は遺族はその旨、死亡診断書又は戸籍抄本を添えて速やかに学長に届け出なければならない。

附 則

この細則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2008年4月1日から施行する。

# 天使大学キャンパス・ハラスメントの 防止と解決に関する規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、天使大学（以下「本学」という。）の教職員（非常勤講師、実習指導教員及び臨時職員等を含む）が学生（大学院生、研究生、科目等履修生及び留学生等を含む）に対して、又は学生相互に教育、研究、学修、職務遂行及び生活場面で不当に不利益を与える行為を防止し、また、そのような事態が生じた場合に迅速かつ適切に解決するための手続きを定めることにより、本学学生にとって良好な大学環境を確保することを目的とする。

### (定 義)

第2条 キャンパス・ハラスメントとは、教職員が、その権威、権限又は権力を背景に、教育、研究、学修、職務遂行及び生活場面で学生に不利益を与えること又は学生が相互に不利益を与えることをいい、本条第2項、第3項及び第4項に定めるものをいう。

2 アカデミック・ハラスメントとは、教員が、単位認定及び指導等の教育上の権威、権限又は権力を背景に、本学の教育、研究及び学修場面で学生に不利益を与えること若しくは職員が職務遂行上の権威、権限又は権力を背景に、学生に不利益を与えることをいい、次のような内容を含む。

- (1) 学生の研究・学修に対する妨害・いやがらせ。
- (2) 授業・演習・実験実習等における教育・指導の面での差別的な取り扱い。
- (3) 学生の授業・研究結果に対する不当な評価。
- (4) 成績評価の結果やその根拠の開示を求める学生の請求に関する不当な拒否。
- (5) 教員の職務上又は職務外での奉仕の強要。
- (6) 学生を萎縮させるような強圧的な対応。
- (7) 学生を劣等者扱いするような侮蔑的な対応。
- (8) 学生のプライバシーの侵害。
- (9) その他学生がアカデミック・ハラスメントと認知する言動。

3 セクシュアル・ハラスメントとは、教職員が学生に対して、又は学生相互に、言葉、視覚又は行動等により、教育、研究、学修又は大学行事・課外活動上の関係を利用して、相手を不快にする性的な言動等を行うことをいい、以下のような内容を含む。

- (1) 教育、研究、学修又は大学行事・課外活動上の利益若しくは不利益を与えることを条件にして、性的要求への服従を求めること。
- (2) 相手が望まないにもかかわらず、性的誘い掛けを行うこと又は性的に親密な態度を要求すること。
- (3) 性的言動又は掲示等により、不快の念をいだかせるような環境をつくり出すこと。

(4) その他行為者の意図にかかわらず、その行為を性的に不快なものであると相手が認知すること。

4 その他のハラスメントとは、本条第2項及び第3項に規定するハラスメントを除き、教職員と学生との相互の関係を利用して、教職員が学生に不利益を与えることをいう。

5 キャンパス・ハラスメントの申立てにおいて、当該ハラスメントが本条第2項から第4項までのどの条項に該当するかは、申立人の訴えによる。

(注意義務)

第3条 本学の教職員及び学生は、この規程の定めに従い、前条に定めるハラスメントの防止に努めるとともに、自らハラスメントにかかわる言動を行わないように注意しなければならない。

## 第2章 キャンパス・ハラスメント防止委員会

(キャンパス・ハラスメント防止委員会の設置)

第4条 本学は、常設の委員会としてキャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置しなければならない。

2 防止委員会は、学長の直属の組織とする。

(防止委員会の構成)

第5条 防止委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 学 長

(2) 研究科長

(3) 学科長、科長

(4) 教務部長

(5) 学生部長

(6) 評議会が選出する教員2人

(7) 事務局長が指名する職員2人

2 前項第6号及び第7号に規定する者の選出又は指名にあたっては、防止委員会全体としての男女割合の均衡を図るよう努めなければならない。

3 第1項第6号及び第7号に規定する者の任期は1年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合に補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長は、学長とする。

5 委員長は、委員会を招集し、委員会の会務を統括する。

6 委員会には、委員長が指名する委員長代理を置き、委員長代理は、委員長不在時に委員長の職務を代行する。

7 委員会の事務は、事務局総務課が担当する。

(防止委員会の職務)

第6条 防止委員会の職務は、次のとおりとする。

(1) 本学においてキャンパス・ハラスメントが発生する可能性を認識し、その発生を防止するための施策を検討し、実施すること。

- (2) キャンパス・ハラスメントに関する本学内の認識を高め、防止に資する啓発、研修活動を行うこと。
  - (3) キャンパス・ハラスメントの防止及び解決に係るシステムを監督し、必要な改善を図ること。
  - (4) キャンパス・ハラスメントの申立てを受けた場合は、その申立て内容に応じて、第10条に規定するアカデミック・ハラスメント調査解決委員会又は第16条に規定するセクシュアル・ハラスメント調査解決委員会を直ちに組織すること。
  - (5) 前号の調査解決委員会から受けた調査結果及び解決回答に関する報告に基づいて、最終決定を行うこと。
  - (6) 第13条及び第19条に定める不服申立てに対応すること。
  - (7) 第27条の規定に基づいてその他のハラスメントが申立てられた場合には、申立て内容に応じて適切な措置を講ずること。
  - (8) その他キャンパス・ハラスメント防止に必要と認められる事項。
- 2 防止委員会は、不服申立てがあった場合には、申立人に対して、アカデミック・ハラスメント調査解決委員会又はセクシュアル・ハラスメント調査解決委員会の報告があった後速やかに回答しなければならない。

(相談体制)

第7条 防止委員会は、キャンパス・ハラスメントの防止及び申立ての受付のために、相談体制を整備しなければならない。

- 2 防止委員会は、申立てを受ける相談窓口を本学内に設置し、相談員を置く。申立人は、いずれの相談窓口も利用することができる。
- 3 前項に定める申立ての相談窓口及び相談員は、各学科のクラス担任、大学院学生委員、学生課・学生課長、教務課・教務課長、保健相談室・保健師及び学生相談室・学生相談員をもって充てる。ただし、申立人は、相談窓口及び相談員以外の本学内の機関及び教職員を相談窓口及び相談員とすることができる。
- 4 防止委員会は、前項に定める相談窓口及び相談員がその役割を機能し得るよう適切な指示を与えるとともに、その職務を監督しなければならない。
- 5 防止委員会の長は、申立て相談窓口の相談員から申立て受け付けの報告を受けた場合には、直ちに防止委員会を開き、調査解決委員会の設置を検討しなければならない。

### 第3章 アカデミック・ハラスメント調査解決委員会

(申立て)

- 第8条 第2条第2項に定めるアカデミック・ハラスメントを受けたと認知する学生は、その事実に関する調査解決を申立てる権利を有する。なお、卒業・修了又は退学等により学生たる身分を失った者は、6月以内に申立てなければならない。
- 2 事情によって学生自らが申立てることができない場合は、本人から依頼を受けた者が、本人に代わって申立てることができる。

- 3 学生又はその代理人は、申立てによって不利益を受けない。学生又はその代理人は、申立てによって不利益を受けたと認知する場合は、改めて、防止委員会に対し、その事実に関する調査及び解決を申立てることができる。

(申立ての方法)

第9条 第7条の申立ては、申立ての対象となっている教職員又は教職員集団を特定し、又はこれを特定せずに教職員組織のみを明示して、相談窓口の所定の書面（別紙様式）によるもののほか、口頭、電話、文書、ファクシミリ及び電子メール等で行うことができる。ただし、所定の書面によらない申立てについては、相談窓口で申立てを受け付けた者が、これを書面に記録し、申立人の署名を得なければならない。

(アカデミック・ハラスメント調査解決委員会)

第10条 防止委員会は、学生からのアカデミック・ハラスメントの申立てに対応し、速やかにアカデミック・ハラスメント調査解決委員会（以下、この章において「調査解決委員会」という。）を設置する。ただし、申立人の意に反して設置することはできない。

- 2 前項の調査解決委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 防止委員会が指名した教職員4名。
- (2) 学生2名。
- (3) 防止委員会が必要と判断し、委嘱した外部の専門家。

- 3 委員会の長は、前項第1号教職員4名の互選とする。

- 4 防止委員会は、申立人に対し、調査解決委員会の設置とその構成員について通知しなければならない。

- 5 申立人は、その設置と構成員について異議がある場合には、防止委員会に対し、異議を申立てることができる。防止委員会は、申立人より異議があった場合には、委員会の設置及び構成員について再考するものとする。

- 6 調査解決委員会を設置する期間は、当該申立てから解決までの間とする。

- 7 調査解決委員会は、申立てられた事項に関して、設置された日から30日以内に防止委員会に対し報告しなければならない。

- 8 調査解決委員会の事務は、事務局教務課が行う。

(アカデミック・ハラスメント調査・解決の手続き)

第11条 調査解決委員会は、次の手続きに従って調査及び解決を行う。

- (1) 調査解決委員会は、申立人又はその代理人と面談し、申立て内容の確認を行わなければならない。なお、申立人又はその代理人は介添人を付けることができる。

- (2) 調査解決委員会は、申立て内容の確認の後、申立ての対象となっている教職員、教職員集団又は教職員組織に対して申立て内容の調査を行わなければならない。

- (3) 調査解決委員会は、双方の主張を明らかにするために、必要に応じて他の学生、教職員又はその他の関係部署等からの意見聴取を行うことができる。

(調査結果の通知と解決案の提示)

第12条 調査解決委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立て内容が肯定されると認められる場合には、次の解決策から1つ又は複数の最も相応しい解決案を防止委員会に報告し、申立人及び教職員、教職員集団又は教職員組織に通知しなければならない。

- (1) 対象教職員、教職員集団又は教職員組織からの謝罪。
- (2) 原状回復。
- (3) その他適切と認められる策。
- (4) 必要と判断される場合には、懲戒手続への移行。

2 調査解決委員会は、前条の調査に基づき審査を行った後、申立てのあったアカデミック・ハラスメントの事実がないと認められる場合には、申立人又はその代理人に、その理由を付して文書で回答しなければならない。

3 調査解決委員会は、申立て事項に関する調査及び解決までの経緯を、防止委員会に文書で報告しなければならない。

(調査解決委員会の解決回答に対する不服申立て)

第13条 アカデミック・ハラスメントを申立てた学生は、調査解決委員会の解決回答について不服がある場合は、防止委員会に文書で不服を申立てることができる。なお、調査解決委員会は、解決回答の際に不服申立てが可能であること及びその方法を学生又は代理人に告知しなければならない。

2 解決回答を通知された教職員、教職員集団又は教職員組織は、その解決回答に不服がある場合には、防止委員会に文書で不服を申立てることができる。

#### 第4章 セクシャル・ハラスメント調査解決委員会

(申立て)

第14条 第2条第3項に定めるセクシャル・ハラスメントを受けたと認知する学生は、その事実に関する調査解決を申立てる権利を有する。なお、卒業・修了又は退学等により学生でなくなった者は6月以内に申立てなければならない。

2 事情によって本人自らが申立てることができない場合には、本人から依頼を受けた者が、本人に代わって申立てることができる。

3 本人又はその代理人は、申立てによって不利益を受けない。本人又はその代理人は、申立てによって不利益を受けたと認知する場合には、改めて、防止委員会に対し、その事実に関する調査及び解決を申立てることができる。

(申立ての方法)

第15条 第13条の申立ては、申立ての対象となっている教職員又は学生を明示して、相談窓口の所定の書面(別紙様式)によるもののほか、口頭、電話、文書、ファクシミリ及び電子メール等で行うことができる。ただし、所定の書面によらない申立てについては、相談窓口で申立てを受け付けた者が、これを書面に記録し、申立人の署名を得なければならない。

(セクシュアル・ハラスメント調査解決委員会)

第16条 防止委員会は、学生からのセクシュアル・ハラスメントの申立てに対応し、速やかにセクシュアル・ハラスメント調査解決委員会（以下、この章において「調査解決委員会」という。）を設置する。ただし、申立人の意に反して設置することはできない。

2 前項の調査解決委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、防止委員会の判断により、調査解決委員会の構成員のうち第2号及び第3号の者を指名しないことができる。

- (1) 防止委員会が指名した、男女を含む教員3名
- (2) 学生男女各1名。
- (3) 職員から1名。
- (4) 防止委員会が必要と判断し、委嘱した外部の専門家。

3 委員会の長は、前項第1号教員3名の互選とする。

4 防止委員会は、申立人に対し、調査解決委員会の設置とその構成員について通知しなければならない。

5 申立人は、その設置と構成員について異議がある場合には、防止委員会に対し、異議を申立てることができる。防止委員会は、申立人より異議があった場合には、委員会の設置及び構成員について再考するものとする。

6 調査解決委員会の設置期間は、当該申立てから解決までの間とする。

7 調査解決委員会は、申立てられた事項に関して、設置された日から30日以内に防止委員会に対して報告しなければならない。

8 調査解決委員会の事務は、事務局学生課が行う。

(セクシュアル・ハラスメント調査・解決の手続き)

第17条 調査解決委員会は、次の手続きに従って調査及び解決を行う。

- (1) 調査解決委員会は、申立人又はその代理人と面談し、申立て内容の確認を行わなければならない。なお、申立人又はその代理人は介添人を付けることができる。
- (2) 調査解決委員会は、申立て内容の確認の後、申立ての対象となっている教職員又は学生に対して申立て内容の調査を行うものとする。
- (3) 調査解決委員会は、双方の主張を明らかにするために、必要に応じて他の教職員又は学生若しくはその他の関係部署等からの意見聴取を行うことができる。

(調査結果の通知と解決案の提示)

第18条 調査解決委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立て内容が肯定されると認められる場合には、次の解決策から1つ又は複数の最も相応しい解決案を防止委員会に報告し、申立人及び申立ての対象となっている教職員又は学生に通知しなければならない。

- (1) 対象となっている教職員又は学生からの謝罪
- (2) 原状回復
- (3) その他適切と認められる策
- (4) 必要と判断される場合には、懲戒手続への移行

2 調査解決委員会は、前条の調査に基づき審査を行った後、申立てのあったセクシュアル・ハラスメントの事実がないと認められる場合には、申立人又はその代理人に、その理由を付して文書で回答しなければならない。

3 調査解決委員会は、申立て事項に関する調査及び解決までの経緯を、防止委員会に文書で報告しなければならない。

(調査解決委員会の解決回答に対する不服申立て)

第19条 セクシュアル・ハラスメントを申立てた学生は、調査解決委員会の解決回答について不服がある場合は、防止委員会に文書で不服を申立てることができる。なお、調査解決委員会は、解決回答の際に、不服申立てが可能であること及びその方法を本人又は代理人に告知しなければならない。

2 解決回答を通知された対象教職員又は学生は、その解決回答に不服がある場合には、防止委員会に文書で不服を申立てることができる。

## 第5章 二次被害及びプライバシー侵害の防止

(二次被害の防止)

第20条 アカデミック・ハラスメント調査解決委員会、セクシュアル・ハラスメント調査解決委員会又はその他のハラスメント調査解決委員会は、その調査及び解決の過程において、申立人が再度ハラスメントを被らないように注意しなければならない。

2 申立人は、調査及び解決過程においてに二次的に被害を被ったと認知した場合には、これを防止委員会に申立てることができる。

3 防止委員会は、前項の申立てがあった場合には、必要に応じて調査解決委員会の委員を交代させることができる。

(プライバシーの侵害)

第21条 キャンパス・ハラスメントの調査及び解決に関わった者は、正当な理由がないのに、その調査及び解決の過程において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

## 第6章 雑 則

(学生委員名簿の作成)

第22条 防止委員会は、看護栄養学部2年次以上の学生及び大学院学生から有志を募り、アカデミック・ハラスメント調査解決委員会及びセクシュアル・ハラスメント調査解決委員会(以下「調査解決委員会」という。)の学生委員を選出するための名簿(以下「学生委員名簿」という。)を作成しなければならない。

2 学生名簿登録期間は、卒業又は修了年次までとし、防止委員会は毎年度初めに補充するための募集を行わなければならない。

3 学生委員名簿への登録を希望する学生は、所定の書面により事務局学生課に申し込むものとする。なお、学生委員名簿に登録された学生は、事務局学生課に申

し出ることにより名簿からの削除を求めることができる。

4 防止委員会は、学生委員名簿に登録された学生が、学生委員として相応しくない言動を行った場合には、この者を学生委員名簿から削除することができる。

5 学生委員名簿は、20名以内とする。

(学生委員の選出)

第23条 防止委員会は、調査解決委員会において学生委員を加える場合には、学生委員名簿から無作為に必要な員数を選出しなければならない。

(学生委員の授業出席に関する配慮)

第24条 防止委員会は、調査解決委員会と学生委員の授業時間が重複する場合には、当該授業科目を担当する教員に出欠に関する配慮を依頼しなければならない。

(学生委員の活動費)

第25条 学生委員の活動は、原則として無償とする。ただし、交通費に係る費用については実費を支給する。

(委員会の非公開)

第26条 防止委員会及び調査解決委員会の審議は、公開しない。

(準用)

第27条 第14条から第19条までの規定は、その他のハラスメントの申立てについて準用する。

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

#### 附 則

1. この規程は、2005年4月1日から施行する。
2. 天使大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程（平成13年9月20日）は廃止する。
3. セクシュアル・ハラスメント対策委員会運営規程（平成13年9月20日）は廃止する。
4. セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談並びに被害者の救済に関する手続規程（平成13年9月20日）は廃止する。

## 天使大学大学院

### 助産研究科教員選考委員会規程

#### (目的)

第1条 この規程は、天使大学大学院助産研究科教員の採用及び昇任の選考に関する規程（以下「規程」という）第10条第2項並びに第17条第2項及び第23条第2項の規定により、教授会が行う本学専任の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という）の人事を審査するために設置される教員選考委員会（以下「委員会」という）について定めることを目的とする。

#### (委員会の業務)

第2条 委員会は、本学教員の採用又は昇任（以下「任用」という）について、規程に基づいて審査を行う。

2 委員会による任用の審査は、次の各項目別の資料収集と面接等の調査によって総合的に行う。

- (1) 人格：大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の定めに基づく、教育者としての人格・識見並びに本学の建学の理念及び教育方針に対する理解・尊重について
- (2) 学位：学士、修士（専門職学位を含む）又は博士の学位の有無について
- (3) 教育実績：高等教育機関における教育経験並びに授業科目の担当時間数及び教育方法等の工夫・改善について
- (4) 研究実績：著書、学術論文、学会発表、その他雑誌等への発表について
- (5) 実務実績：実務機関における実務経験並びに実践方法等の工夫・改善について
- (6) 学会・社会活動：国・地方自治体等における審議会等委員、学会の委員及び専門家養成に係る研修会委員・講師又は研修員の指導等について

#### (委員会の設置)

第3条 委員会は、学長が必要と認めたときにその都度、学長及び教授をもって構成する教授会（以下「特別教授会」という）に諮って設置し、その業務を終えたときに解散する。

#### (委員会の構成)

第4条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
  - (2) 研究科長
  - (3) 書類等研究業績を審査する教員（以下「審査委員」という）3名以内
- 2 前項第3号の審査委員の選出は、研究科長が推薦し、特別教授会の議を経て承認された教員とする。
- 3 学長が必要と認めたときは、委員会の承認を得て、第1項の委員会に他の者を委員として加えることができる。
- 4 委員会が必要と認めたときは、研究業績並びに実務実績等の審査につき、学外の研究者の意見を聴くことができる。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は学長があたる。

2 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名した委員がそれにあたる。

(会議)

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ開催することができない。この場合、委任状は認められない。

3 議事は、出席委員の4分の3以上の賛成をもって決定する。

4 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は総務課があたる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は2007年4月1日から施行する。

# 天使大学大学院助産研究科教員の 採用及び昇任の選考に関する規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、天使大学大学院助産研究科（以下「本学」という）の教員の採用及び昇任の選考基準並びに採用及び昇任の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (就業規則の適用)

第2条 本学の教員の採用及び昇任は、この規程によるほか、学校法人天使学園（以下「学園」という。）就業規則の定めによる。

### (選考の原則)

第3条 本学の教員の採用及び昇任の選考は、建学の理念並びに教育方針を理解し、これを尊重することを確認し、人格、学位、教育実績、研究実績、実務実績及び学会・社会活動等に基づいて行う。

## 第2章 採用及び昇任の選考基準

### (専任教員)

第4条 この規程でいう専任教員とは、学園就業規則第4条第1号に規定されている教員をいう。

### (専任教員の教授の資格)

第5条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者で、専攻分野について教育上又は研究上の業績を有する者又は高度の技術・技能を有する者若しくは特に優れた知識及び経験を有する者とする。なお、教育・研究における必要な経験年数は、表1のとおりとする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

### (専任教員の准教授の資格)

第6条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者で、専攻分野について教育上又は研究上の業績を有する者又は高度の技術・技能を有

する者若しくは特に優れた知識及び経験を有する者とする。なお、教育・研究における必要な経験年数は、表1のとおりとする。

- (1) 前条各号（教授の資格）のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる教員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 上記(1)から(4)の者に準ずる能力を有すると認められる者  
（専任教員の講師の資格）

第7条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者で、専攻分野について教育上又は研究上の業績を有する者又は高度の技術・技能を有する者若しくは特に優れた知識及び経験を有する者とする。なお、教育・研究における必要な経験年数は、表1のとおりとする。

- (1) 第5条（教授の資格）又は第6条（准教授の資格）に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者  
（専任教員の助教の資格）

第8条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者で、専攻分野について教育上又は研究上の業績を有する者又は高度の技術・技能を有する者若しくは特に優れた知識及び経験を有する者とする。なお、教育・研究における必要な経験年数は、表1のとおりとする。

- (1) 第5条（教授の資格）、第6条（准教授の資格）又は第7条（講師の資格）各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする者又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 上記(1)から(2)の者に準ずる能力を有すると認められる者  
（専任教員の助手の資格）

第9条 助手となることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

2 助手の任期は別に定める「学校法人天使学園教員の任期に関する規程」による。  
（臨床専任教員）

第10条 臨床専任教員とは、専門職大学院設置基準第5条第1項、第3項及び第

26条第2項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日、文部科学省告示第53号）第2条第1項、第2項の規定により1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の組織運営について責任を担う教員をいう。

2 臨床専任教員の選考等に関する事項は別に定める。

（実務経験）

第11条 第5条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条に規定する教員採用選考は、助産師の免許状を有し、かつ、原則として5年以上の実務経験を有する者について行う。

2 前項に定める実務経験年数は、第5条、第6条、第7条及び第8条に規定する表1の年数として読み替えることができる。

（研究及び教育活動の換算）

第12条 研究及び教育活動等の業績は概ね点数に換算し、その資格別所要点数は次の基準による。

教授	64点以上
准教授	32点以上～64点未満
講師	16点以上～32点未満
助教	12点以上～16点未満

（研究活動換算点数基準）

第13条 前条の資格別所要点数は、次の各号に定める換算点数を基本として採用候補者選考委員会又は昇任候補者選考委員会が算出する。

(1) 著書については1冊につき最高20点とする。ただし、教科書及び翻訳書は1冊につき最高10点とする。

(2) 学術論文については1編につきファースト・オーサーの場合は最高12点、その他の場合は最高8点とし、標準審査・選考のある学会誌等に発表された論文についても同様とする。ただし、審査・選考のある学内紀要に発表された論文は最高5点とする。

(3) 学会発表は1回につき最高3点とする。

(4) その他の雑誌への掲載等については1編につき最高3点とする。

2 前項に定める研究業績の各項目別の標準点は各最高点の7割をめやすとし、共

著についてはその執筆分担を明示させる。

(教育活動等の評価)

第14条 正課教育、専門分野での学会活動及び社会活動並びに実務経験等の評価については、表2のとおりとし、前条に準じて採用候補者選考委員会又は昇任候補者選考委員会が判定し、第12条に定める資格別所要点数に加えることができる。

### 第3章 選考の方法

(模擬授業等)

第15条 採用候補者選考委員会又は昇任候補者選考委員会は、採用候補者又は昇任候補者に対して面接試験及び模擬授業等を課することができる。

### 第4章 採用の手続

(採用の手続)

第16条 学長は、教員の採用の必要が生じたときその事由を付して教授会に提案し、採用者の専攻分野、職位、採用時期等の募集の大綱の承認を得なければならない。

2 学長は、応募の期限を定め、応募者に対して、その履歴書、教育研究業績書その他必要な資料の提出を求める。

(採用候補者選考委員会の設置)

第17条 学長は、期限までに応募者があった場合には、応募者の資格及び採用候補者を選考する委員会(以下「採用候補者選考委員会」という)を設置するため、学長及び教授をもって構成する教授会(以下「特別教授会」という)を召集しなければならない。

2 採用候補者選考委員会に関する事項は別に定める。

(特別教授会での選考)

第18条 特別教授会は、前条の採用候補者選考委員会の報告に基づき、第1順位の応募者について、その資格による採用の可否を審議し、無記名投票により決定する。

2 前項の特別教授会において、第1順位の応募者のその資格による採用が否決された場合には当該応募者について否決された資格の直下位の資格による採用の可否を審議し、無記名投票により決定することができる。

(採用の上申)

第19条 学長は、前条の結果に基づいて、応募者の中から採用すべき候補者を決定した場合にはその採用を学校法人天使学園理事長(以下「理事長」という)に上申しなければならない。

(教授会への報告)

第20条 学長は、前条の結果を直近の教授会に報告しなければならない。

## 第5章 昇任の手続

(選考資料の収集)

第21条 研究科長は、第6条から第8条に該当する研究科に所属する教員（以下「昇任候補者」という）に対して、毎年一定の期限を定め所定の履歴書、教育研究業績書その他必要な資料の提出を求めなければならない。

(昇任の手続)

第22条 教員の昇任の手続は、学長が研究科長と協議の上、昇任候補者がある場合には、毎年一定の時期にその昇任手続の開始を教授会に発議する。

(昇任候補者選考委員会の設置)

第23条 学長は、昇任候補者の資格及び昇任の可否を選考する昇任候補者選考委員会を設置するため、特別教授会を招集しなければならない。

2 昇任候補者選考委員会に関する事項については、別に定める。

(特別教授会での選考)

第24条 特別教授会は、前条の委員会の報告に基づき、昇任候補者についてその資格による昇任の可否を審議し、無記名投票により決定する。

(昇任の上申)

第25条 学長は、前条の結果に基づいて、昇任すべき候補者を決定した場合には、その昇任を理事長に上申しなければならない。

(教授会への報告)

第26条 学長は、前条の結果を直近の教授会に報告しなければならない。

## 第6章 補 則

(採用及び昇任の時期)

第27条 教員の採用及び昇任の時期は、原則として4月とする。

(採用及び昇任の事務)

第28条 教員の採用及び昇任に関する事務は、事務局総務課が行う。

(改 廃)

第29条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

## 附 則

1. この規程は、2007年4月1日から施行する。
2. 天使大学大学院研究科教員選考規程（2004年4月1日施行）は廃止する。

表 1 教育・研究における必要な経験年数（第 5 条～第 8 条関連）

		教 授	准 教 授	講 師	助 教
1	博士の学位を有する者	大学等で 10年以上	大学等で 8年以上		
2	修士の学位又は専門 職学位を有する者	大学等で 16年以上	大学等で 11年以上	大学等で 4年以上	
3	助教授又は准教授と して在職	大学等で 5年以上			
4	助教授又は准教授及 び講師として在職	大学等で通 算9年以上			
5	講師として在職		大学等で 3年以上		
6	講師及び助教又は助 手として在職		大学等で通 算8年以上	大学等で通 算3年以上	
7	助手として在職			大学等で 4年以上	大学等で 3年以上
8	大学に準ずる研究機 関の経歴	20年以上	13年以上	9年以上	6年以上
9	専攻分野での実務能 力が特に優れている者	専門領域で 15年以上	専門領域で 10年以上	専門領域で 8年以上	

※ 大学等とは、大学・短期大学及び高等専門学校をいう。

表 2 正課教育活動実績並びに社会活動実績（第 14 条関連）

1. 教育実績

1. 週当たりの担当持ち時間数が過去 3 年間平均で次の場合は、第 1 2 条に定める資格別所要	
点数に以下の点数を加算する。	
(1) 週当たり 7～9 時間の場合	1 点
(2) 週当たり 10～15 時間の場合	2 点
(3) 週当たり 16～20 時間の場合	3 点
(4) 週当たり 21 時間以上の場合	4 点
2. 教育（授業）方法の工夫・改善についてその具体的な実践例を評価し、第 1 2 条に定める	
資格別所要点数に以下の点数を加算する。	
(1) 特にすぐれた工夫・改善を行っている	5 点
(2) すぐれた工夫・改善を行っている	2 点

2. 社会活動実績

過去 3 年以内において、次のとおりの社会活動貢献を行った場合は、第 1 2 条に定める資格別所要点数に以下の点数を加算する。ただし、社会活動実績が重複する場合は、点数の高い一つの実績を採用する。	
(1) 国、地方自治体等における審議会・委員会委員として活動を行った場合	委員長 5 点、副委員長 3 点、委員 1 点
(2) 専門分野の学会・財団などにおける委員等として活動を行った場合	(全国規模 100%、地方規模 50%) 理事 6 点、委員等 4 点、評議員 2 点
(3) 助産師の職能団体の役員として活動を行った場合	(全国規模 100%、地方規模 50%) 会長 10 点、副会長・理事 6 点、支部長 4 点、委員会委員長 2 点
(4) 学会におけるシンポジウムや専門分野分科会（ワークショップなど）その他 専門家養成に係る研修会等において活動を行った場合	(全国規模 100%、地方規模 50%) 企画委員又はプログラム委員等 3 点、講師 3 点、シンポジスト 2 点、 座長 1 点
(5) 国際交流への貢献として研修員等を受入れ指導を行った場合	1 件 4 点
(6) 上記 (1)～(5) に準ずる社会活動を行った場合は、教員選考委員会の判断により 1 点～3 点の範囲で、点数を加算することができる。	

## 3. 実務実績

過去において、次のとおり医療機関で勤務をした経験がある場合は、第12条に定める資格別所要点数に以下の点数を加算する。

## 1. 医療機関での助産師勤務経験年数

- |     |            |    |
|-----|------------|----|
| (1) | 14年以上      | 5点 |
| (2) | 12年以上14年未満 | 4点 |
| (3) | 10年以上12年未満 | 3点 |
| (4) | 8年以上10年未満  | 2点 |
| (5) | 6年以上8年未満   | 1点 |

## 2. 医療機関での職位経験

- |     |                     |     |
|-----|---------------------|-----|
| (1) | 病院の副院長・部長クラス        | 10点 |
| (2) | 開業助産所の院長クラス         | 8点  |
| (3) | 病院の副部長・開業助産所の副院長クラス | 6点  |
| (4) | 病院の師長・科長クラス         | 4点  |
| (5) | 病院の副師長・主任クラス        | 2点  |

## 天使大学大学院臨床専任教員内規

### (目的)

第1条 この内規は、天使大学大学院学則第8条第2項の定めにより、臨床専任教員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (臨床専任教員の定義)

第2条 前条に定める臨床専任教員とは、専門職大学院設置基準第5条第1項、同条第3項及び第26条第2項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日、文部科学省告示第53号）第2条第1項、第2項の規定に該当する専任教員とみなすことができるとされる教員をいう。

### (臨床専任教員の責務)

第3条 臨床専任教員は、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担うため、教授会に出席する義務を負う。

### (任用の対象)

第4条 臨床専任教員として任用するためには、専門職大学院設置基準（平成15年3月31日、文部科学省令第16号）第5条第3項等に定めるところにより、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者について、前2条の定めるところにより特別の形態の雇用契約を締結する必要がある。

### (雇用の契約)

第5条 臨床専任教員の雇用契約は、学長が教授会の議を経て理事長に上申し、理事長がこれを締結する。

2 臨床専任教員を採用しようとする場合は、臨床専任教員となろうとするものが、他の機関と雇用契約をしているときは、理事長は、その所属機関の承諾を受けなければならない。

3 臨床専任教員の雇用契約期間は2年とする。ただし、前2項の手続を経て雇用契約を更新することができる。

4 臨床専任教員として雇用契約できるのは、その年度内において3名までとする。

### (賃金条件等)

第6条 臨床専任教員には、別に定める契約基本料月額250,000円を支給する。

2 前項に規定する契約基本料月額には、助産所等において展開する臨地実習科目の担当を含む。

3 第1項に規定する契約基本料月額に含まない授業科目を担当した場合には、担当した授業時間数に応じて別に定める非常勤講師の「講義料等に関する事務手続き」に準拠し、講義料及び必要な旅費等を加算支給する。

4 臨床専任教員が、教授会等の会議に出席する場合の旅費等については、別に定める。

(改 廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2007年4月1日から施行する。

## 天使大学図書資料の除籍及び廃棄規程

(目的)

第1条 この規程は、天使大学図書館の図書資料整備の一環として、除籍及び廃棄の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における除籍とは図書資料の資産登録原簿からの抹消をいい、廃棄とは図書資料の放出、売却・焼却等の処分をいう。

(取扱責任者)

第3条 図書資料の除籍及び廃棄の取扱責任者は、図書館長とする。

(図書資料の範囲)

第4条 この規程における図書資料とは、資産として計上される次のものをいう。

- (1) 図書
- (2) 視聴覚資料
- (3) 製本雑誌
- (4) その他図書館長が認めた図書資料

(除籍価額)

第5条 図書資料の除籍価額は、原簿に記載されている次の取得価額相当額とする。

- (1) 購入したものは、購入価額とする。
- (2) 寄贈によるものは、別に定める寄贈図書資料評価基準によって算定された公正な評価額とする。
- (3) 自館製作によるものは、その製作に要した費用とする。
- (4) 合冊又は分冊製本するものは、その製本価額とする。

(除籍及び廃棄の対象)

第6条 除籍及び廃棄の対象となるものは、次の各号に該当する図書資料をいう。

- (1) 盗難・紛失・天災・火災で亡失した図書資料
- (2) 回収不能となった図書資料
- (3) 汚損・破損が甚だしく、補修不可能な図書資料
- (4) 不用図書資料
  - ア 改訂・増補版の刊行により、利用価値が著しく減じて不用と認められた図書資料
  - イ 複本としての保存価値が認められなくなった図書資料
  - ウ 内容的価値が失われたと認められる図書資料
- (5) その他図書館長によって除籍が適当と認められた図書資料

(除籍及び廃棄の処理)

第7条 前条各号のいずれかに該当した図書資料は、各研究科、各学科又は科による確認を経たうえで、学校法人天使学園固定資産及び物品管理規程の定めに準拠して除籍及び廃棄の処理を行う。

(除籍後の所在判明)

第8条 第6条第1号又は第2号に該当する図書資料で、一旦除籍した後に所在が判

明した場合には、あらためて登録対象の図書資料として取扱うことができる。

(事務)

第9条 図書資料の除籍及び廃棄に関する事務は事務局図書課が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2007年3月1日から施行する。

## 天使大学大学院研究科教授会規程

### (目的)

第1条 この規程は、天使大学大学院学則（以下「学則」という。）第10条第3項の定めにより、大学院研究科教授会（以下「教授会」という。）に関する必要な事項について定めることを目的とする。

### (構成員)

第2条 教授会は、学長、研究科長及び研究科の授業を担当する専任教員の教授、准教授、講師及び助教並びに臨床専任教員の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

2 前項の定めにかかわらず、教員の任免及び昇任等の人事に関する教授会は学長並びに教授をもって構成する。

3 休職中の者並びに留学等により出勤が常態でない教員は、構成員から除くものとする。

### (構成員以外の出席)

第3条 学長が必要と認めたとき、教授会の同意を得て前条の構成員以外の関係者を教授会に出席させ、学長が認めた範囲内において意見を述べ、あるいは付議案件の説明等をさせることができる。

2 前項により出席した者は、議決権を有しない。

### (教授会の招集及び議長等)

第4条 教授会は学長が招集し、その議長になる。

2 前項において、学長に事故ある場合又は学長から委任を受けた場合、研究科長あるいは学長の指名した教員がこれに代わる。

3 教授会の招集にあたっては、付議案件を明示するものとする。

4 付議案件は、審議事項、報告事項に区分しなければならない。

5 教授会の招集通知に記載されていない事項は、原則として審議することができない。

6 教授会の招集通知は、原則として教授会開催の一週間前迄に行うものとする。ただし、急に開催される場合はこの限りでない。

### (付議案件の提出)

第5条 教授会構成員に、教授会に付議すべき案件があるときは、教授会の招集通知に先立ち所定の書面により研究科長を通じて学長に提出しなければならない。

### (教授会の成立)

第6条 教授会は、第2条に定める構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

### (議決の方法)

第7条 教授会の議決は、出席構成員の過半数をもって決し、採決の方法はその都度決定する。ただし、以下の事項については、出席構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

- ① 学則第10条第2項のうち(2)授業担当教員の人事に関する事項
- ② 同上(3)課程修了の認定及び学位の授与に関する事項

(一時不再議)

第8条 教授会において審議決定された事項については、一時不再議を原則とし、特に重大な事由が無い限り再審議することは出来ない。

2 特に重大な事由が発生し、先に決定されたことについて再審議すべきことが生じたときは、当該事項の再審議について、出席構成員の3分の2以上の賛成があったときのみ再審議することができる。

(決議録の作成・保管)

第9条 教授会には書記を置き、その決議録を作成しなければならない。

2 決議録には、次の事項を記録しなければならない。

- ① 会議の名称
- ② 会議の日時
- ③ 会議の場所
- ④ 出席者、欠席者の氏名及び第3条により出席した者の氏名
- ⑤ 議長及び署名人の氏名
- ⑥ 付議案件名
- ⑦ 議事経過の概要及び決定事項

3 書記は、決議録の正確を期するためにテープレコーダーを使用することができる。

4 書記は、決議録記載内容について議長の確認を受けた後、原則として次回の教授会においてその記載内容を報告し承認を得なければならない。

5 教授会において報告し承認を得た決議録は、議長及び署名人の署名、押印の後事務局長の職責においてこれを保管する。

(教授会の事務及び書記)

第10条 教授会の事務及び書記は、事務局総務課が所管する。

(決議録の閲覧)

第11条 教授会構成員は、校務遂行上必要あるとき、学長の許可を得て決議録を閲覧することができる。ただし、校務遂行に関係なく決議録を閲覧する希望がある場合は、学長が教授会の議を経てその可否を決することができる。

2 前項の決議録閲覧の方法は学長が指示する。

(非公開の原則)

第12条 教授会の議事は、非公開を原則とする。

(機密の保持)

第13条 教授会の構成員並びに出席者は、審議の経過及び結果について、正当な権限をもった機関がその責任において公表する以外において、厳重にその機密を保持しなければならない。

(教授会出席の義務)

第14条 教授会構成員は、特別の事由が無い限り教授会を欠席・遅刻・早退してはならない。止むを得ず欠席・遅刻・早退する場合は、その事由を示した書面をもってあらかじめ議長に届け出なければならない。

(常設委員会への委任)

第15条 教授会は、校務の迅速な執行を図るため、学則第10条第2項に定める審議事項についてその一部の審議及び執行を別に定める天使大学大学院校務分掌規程により、常設委員会に委任することができる。

2 常設委員会は、前項により委任された事項のうち重要と認められるものについては、その審議及び執行の経過及び結果等を教授会に報告しなければならない。

(規程の疑義)

第16条 この規程に疑義が生じた場合、その解釈は教授会の議を経て学長が決定する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は2004年4月1日から施行する。

この規程は2004年7月1日から施行する。

この規程は2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は2007年4月1日から施行する。

## 天使大学大学院運営会議規程

(設置の目的)

第1条 大学院運営会議(以下「運営会議」という。)は、大学院の教育・研究及び管理・運営を円滑に行うことを目的に設置する。

(協議事項)

第2条 運営会議は、次の事項を協議する。

- (1) 大学院の教育・研究に関して学長が必要と認める事項
- (2) 大学院の管理・運営に関して学長が必要と認める事項
- (3) 教員会議並びに教授会に付議される案件
- (4) その他学長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 運営会議は、学長、研究科長、教授の職位にある者で構成する。

2 学長が必要と認めたときは、他の職制又は職位にある者を加えることができる。

(会議の招集及び議長)

第4条 学長は運営会議を招集し、その議長となる。

2 学長に支障あるときは、学長の指名者が代行する。

3 運営会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、学長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

(議事録)

第5条 運営会議は議事録を作成し、議長の確認印を得て学長が保管する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議によるものとする。

附 則

この規程は2004年7月1日から施行する。

## 天使大学大学院校務分掌規程

### (目的)

第1条 この規程は、天使大学大学院研究科教授会規程第15条の定めにより、校務を分掌する委員会について定めることを目的とする。

### (常設委員会の設置)

第2条 前条の目的達成のため、教授会構成員により常設の総務委員会、教務委員会、学生委員会、入試・広報委員会、学術・国際委員会並びに図書・情報処理委員会を設置する。

2 学長は、必要に応じて臨時の担当委員会を置くことができる。

3 学部との連携を図る必要のある事項については、学部を設置する常設委員会、特設委員会又は臨時委員会に大学院教員が委員として加わることにより大学院の円滑な運営を推進する。

### (分掌事項)

第3条 常設の各委員会は、本大学院に関する次の校務を分掌する。

#### (1) 総務委員会

##### 1) 校務分掌

- ① 学則等諸規程の制定及び改廃に関する事項
- ② 教員人事案の策定に関する事項
- ③ 予算案の策定に関する事項
- ④ 自己点検評価及び第三者評価等に関する事項
- ⑤ 教員の出張、留学、研修、休暇並びに兼業に関する事項
- ⑥ 他の委員会に属さない事項

2) 委員会の事務は事務局総務課が行う。

#### (2) 教務委員会

##### 1) 校務分掌

- ① 教育課程編成及び学科目、授業内容に関する事項
- ② 教育計画、年間学事計画の立案及び実施に関する事項
- ③ 課程修了の審査及び学位の授与に関する事項
- ④ 休学、退学、除籍、復学その他学籍に関する事項
- ⑤ 学外実習に関する事項
- ⑥ 非常勤講師、実習補助教員並びに臨床指導者の依頼等に関する事項
- ⑦ 正課教育に係る施設・設備計画及び教材に関する事項
- ⑧ 教員等のFD等研修及び公開講義計画に関する事項
- ⑨ 教務に係る諸調査、報告等に関する事項
- ⑩ その他教務に関する事項

2) 委員会の事務は事務局教務課が行う。

#### (3) 学生委員会

##### 1) 校務分掌

- ① 理念教育に関する学校行事及び学生生活に関する事項

- ② 院生会、他団体等学生の課外活動に関する事項
- ③ 学生の奨学援助に関する事項
- ④ 学生の健康管理に関する事項
- ⑤ 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- ⑥ 学生の就職に関する事項
- ⑦ 天使大学同窓会及び天使大学後援会に関する事項
- ⑧ その他学生に関する事項

2) 委員会の事務は事務局学生課が行う。

(4) 入試・広報委員会

1) 校務分掌

- ① 入学者選抜の基本方針に関する事項
- ② 大学院案内の企画・作成及び入学試験（学生募集）要領の作成に関する事項
- ③ 入学者選抜試験の実施に関する事項
- ④ 学生募集等に係る広報活動に関する事項
- ⑤ その他入学試験及び広報活動に関する事項

2) 委員会の事務は事務局総務課が行う。

(5) 学術・国際委員会

1) 校務分掌

- ① 研究活動に関する事項
- ② 研究紀要の募集、編集、発行等に関する事項
- ③ 公開講座の立案、広報、実施に関する事項
- ④ 外国の大学、研究機関との交流促進に関する事項
- ⑤ 学生の国際交流、海外研修、交換留学等に関する事項
- ⑥ その他学術振興、国際交流に関する事項

2) 委員会の事務は事務局総務課が行う。

(6) 図書・情報処理委員会

1) 校務分掌

- ① 図書の選定、資料収集に関する事項
- ② 情報処理教育に関する事項
- ③ その他図書館の運営及び情報処理機器の利用・管理に関する事項

2) 委員会の事務は事務局教務課、図書課が行う。

2 前項の各委員会の事務に抛りがたい事項があれば、事務局長が定める。

(担当委員の選任)

第4条 第2条に定める委員会の担当委員は若干名とし、教授会の議を経て学長が選任する。

2 各委員会に委員長を置く。

3 前項の委員長は教授会の議を経て、学長が選任する。

(委員会への業務委任)

第5条 本大学院の校務の迅速な運営を期するため、第3条に定める分掌事項の審議、執行の一部をそれぞれの委員会に業務委任することができる。

- 2 業務委任する分掌事項は、あらかじめ教授会の議を経て定められた事項に限られる。
- 3 前項によって業務委任された分掌事項であっても、以下の各号の一に該当する場合、あるいは学長又は研究科長が特別の事由があると判断した事項については、この限りでない。
- ① 異例に属する又は先例となると認められる事項
  - ② 紛議論争のある又は将来その原因になると認められる事項
  - ③ 規則、規程の解釈上疑義があると認められる事項
  - ④ 学長又は研究科長の命あるいは教授会の決定により特別に担当した事項  
(学部との連絡・調整)

第6条 第3条に定める校務分掌のうち、学部と関連する事項の履行にあたっては、十分な連絡調整を図ることとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

#### 附 則

この規程は2004年4月1日から施行する。

## 学校法人天使学園管理運営組織規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人天使学園（以下「学園」という。）の適切な運営を図るため、学園の管理運営組織について定めることを目的とする。

2 学園及び大学の管理運営については、法令、寄附行為、学則その他に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (組織)

第2条 学園の理事会、評議員会並びに設置する大学の学部、学科等の組織については、寄附行為の定めるところによる。

### (委員会等の設置)

第3条 学園は、学園並びに大学の業務の円滑な管理運営を図るため、必要な委員会等の組織をおくことができる。

2 前項の組織及び運営については委員会等の規程により、別に定める。

3 理事長、学長または事務局長が必要と認めたときは、第2項によらず臨時に委員会または組織をおくことができる。

### (事務局の構成)

第4条 学園並びに大学の業務を担うため、事務局をおく。

2 事務局には、総務課、財務課、教務課、学生課及び図書課をおく。

3 各課に必要な係をおくことができる。

4 各課の分掌業務は事務分掌規程により、別に定める。

### (管理運営組織図)

第5条 学園の管理運営の組織は別紙のとおりとする。

### (理事会等の職務権限)

第6条 学園の運営にかかる理事長、理事会、評議員会並びに監事の職務権限は、法令に基づく寄附行為の定めるところによる。

2 理事会は、迅速な業務の処理を図るため、その職務権限を他の職制にある者、あるいは組織に委任することができる。

3 前項の職務権限の委任については事務決裁規程により、別に定める。

### (学長等の職制及び職務)

第7条 大学に学長、研究科長、図書館長、学科長、科長、宗務部長、教務部長及び学生部長の職制をおく。

2 学則第7条第2項により、大学に副学長をおくことができる。

3 前2項に定める職制の職務は、以下のとおりとする。

(1) 学 長；学長は大学の校務を司り、所属の教職員を統督し、大学を代表する。

(2) 副学長；副学長は、学長を補佐し、または特命事項を処理する。

(3) 研究科長；研究科長は、学長を補佐し、大学院に関する事項を掌理する。

(4) 図書館長；図書館長は、学長のもと図書館に関する事項を掌理する。

(5) 学科長；学科長は、学長を補佐し、その学科の業務を掌理する。

(6) 科 長；科長は、学長を補佐し、教養教育科に関する業務を掌理する。

- (7) 宗務部長；宗務部長は、学長のもと宗務に関する事項を掌理する。
- (8) 教務部長；教務部長は、学長のもと教務に関する事項を掌理する。
- (9) 学生部長；学生部長は、学長のもと学生に関する事項を掌理する。
- 4 大学院看護栄養学研究科に看護学専攻主任及び栄養管理学専攻主任（以下「専攻主任」という。）をおく。
- 5 専攻主任は、看護栄養学研究科長を補佐し、専攻の業務を掌理する。  
（学長等の職制の選考及び任期）

第8条 前条に定める学長並びに副学長の選任及び任期については、別に定める選任規程によるものとする。

- 2 前条の研究科長は、研究科委員会または研究科教授会の議を経て選考し、理事長が任命する。
- 3 前条の学科長並びに科長は、学科・科会議の推薦により教授会の議を経て選考し、理事長が任命する。
- 4 前条の図書館長、教務部長並びに学生部長は、その候補者を学長が指名して教授会の議を経て選考し、理事長が任命する。
- 5 前条の宗務部長は、教授会の意見を聴いて学長が指名し、理事長が任命する。
- 6 前条の専攻主任は、専攻会議の推薦により研究科委員会の議を経て選考し、理事長が任命する。
- 7 前5項の職制の任期は2年とし、再任を妨げない。  
（事務局長等の職制、職務）

第9条 第3条に定める事務局に、事務局長、課長その他の職制をおく。

- 2 事務局に事務局次長をおくことができる。
- 3 前2項に定める職制の職務は、以下のとおりとする。
  - (1) 事務局長；事務局長は理事長並びに学長の命を受け、所管事務を司り、所属の職員を管理監督し、事務局を代表する。
  - (2) 事務局次長；事務局次長は、局長を補佐し、あるいは特命事項を掌理する。
  - (3) 課長；課長は、事務局長の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を管理監督する。

- 4 理事長は、各課の必要に応じ課長補佐、係長、主幹等をおくことができる。  
（事務局長等の職制の選任）

第10条 前条に定める職制の選任は、理事長が理事会の議を経て任命する。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項については、理事会の議を経て理事長が別に定める。

- 2 学長並びに事務局長は、必要がある場合には、細則等を定めることができる。  
（改廃）

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

#### 附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

## 天使大学研究科長、学科長、科長及び 宗務部長等の任期及び選考に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人天使学園（以下「学園」という。）管理運営組織規程第7条に定める職制のうち、天使大学の研究科長、専攻主任、学科長、科長、宗務部長、図書館長、教務部長及び学生部長（以下「科長等」という。）の任期及び選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任期及び再任)

第2条 科長等の任期は2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、いずれも再任されることがある。
- 3 前2項の任期は、就任の日から起算する。
- 4 前項の規定にかかわらず、科長等について、その任期中欠員が生じた場合の補充者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

### (選考の事由)

第3条 科長等が、次の各号のいずれかに該当する場合に選考を行う。

- (1) 任期が満了するとき。
- (2) 辞任申出を第6条各号に定める選考機関が承認したとき。
- (3) 欠員となったとき。

### (選考の時期)

第4条 科長等の選考は、その選考が前条第1号に該当して行われる場合には、原則として、その者の任期満了の3箇月前に、又はその選考が前条第2号若しくは第3号に該当して行われる場合には、その事由発生後遅滞なく行わなければならない。

### (被選考資格者)

第5条 科長等の被選考資格者は、原則として、教授とし、70歳を超えることができない。

### (選考の方法)

第6条 科長等の選考は、原則として次の方法によって行う。

- (1) 学生部長及び図書館長は、学長が指名し評議会で選考する。
- (2) 宗務部長は、評議会の意見を聴いて学長が指名する。
- (3) 助産研究科長は、学長が指名し研究科教授会で、看護栄養学研究科長は、学長が指名し研究科委員会で選考する。
- (4) 学科長及び科長は、学科会議又は科会議における投票結果に基づき、学長が指名する。
- (5) 教務部長は、学長が指名し学部教授会で選考する。
- (6) 専攻主任は、看護栄養学研究科長の推薦に基づき、研究科委員会の意見を聴いて学長が指名する。

### (上申及び任命)

第7条 学長は前条による選考の結果に基づく任命を学園の理事長に上申しなければ

ばならない。

(事 務)

第8条 選考等の事務は、事務局総務課が行う。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2003年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年2月1日から施行する。

## 教授会・各種委員会報告

2007 年度 研究科教授会議事録

		近藤潤子、石塚百合子、大石時子、島尻貞子、ジョイス・トンプソン、園生陽子、毛利多恵子、柳原真知子、リリーシャ、平山恵美子、伊藤久美子、今崎裕子、川満恵子、津田万寿美、本宿美砂子、山本詩子
会開催数		18 回
No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
1	2007 年 4 月 2 日 16 : 30 ~ 17 : 40	審議事項 ①2007 年度科目等履修生の許可について ②退学届の許可について 報告事項 ①天使大学大学院科目等履修生規程の制定について ②大学院看護栄養学研究科栄養管理学専攻博士課程の設置について ③2007 年度学園・大学授業計画及び当初予算について
2	2007 年 4 月 25 日 18 : 05 ~ 18 : 59	審議事項 ①2007 年度臨時講師の委嘱について ②2008 年度助産研究科学生募集要項案について 報告事項 ①2007 年度第 1 回 FD 研修会の開催について ②2007 年度大学院助産研究科の入学試験結果について ③2007 年度学生の禁煙支援について ④2007 年度合唱コンクールの実施について
3	2007 年 5 月 30 日 16 : 27 ~ 17 : 45	審議事項 ①2007 年度非常勤講師の委嘱並びに委嘱内容に変更について ②天使大学大学院学則の一部改正について ③助産研究科助産専攻「助産教育コース」の設置について ④天使大学学長の任期及び選挙に関する規程の一部改正について 報告事項 ①授業料等取扱規程の一部改正について ②研究費に関する規程の一部改正について ③2007 年度学長代理者について
4	2007 年 6 月 19 日 17 : 17 ~ 18 : 57	審議事項 ①「天使大学紀要」投稿規程の一部改正について ②2007 年度実習指導教員の委嘱について ③仮称「助産教育コース」の設置に伴う既設の助産師養成課程と仮称「助産教育コース」との定員の割り振り及び既設の助産師養成課程の試験毎の募集人員について 報告事項 ①2007 年度公開講座「更年期を元気に過ごすためのエトセトラ」について ②2007 年度天使祭当日のミサについて ③2007 年度教職員修養会について ④2007 年度天使祭の実施について ⑤受贈図書を選定後不用分の放出について ⑥2006 年度学園・大学事業報告及び会計収支決算について ⑦校舎増改築工事計画の概要について ⑧2007 年度天使大学ホームページマップについて ⑨2007 年度マタニティサイクル助産ケア基礎実習に伴う演習オリエンテーションの指導について

(続き)

No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
5	2007年7月18日 16:40~18:10	審議事項 ①大学院学則の一部改正について ②助産研究科専任教員の採用に係る募集大綱について 報告事項 ①校舎増改築工事の工程概要について
6	2007年7月20日 16:45~17:02	審議事項 ①大学院助産研究科助産専攻「助産教育分野」の学生募集要項について
7	2007年8月28日 13:32~15:03	審議事項 ①出願資格認定審査について
8	2007年9月19日 16:38~17:03	審議事項 ①2007年度非常勤講師の委嘱について ②2007年度臨時講師の委嘱について ③2007年度臨床指導者及び本学教員FD研修会の開催について ④復学願の許可について ⑤休学願の許可について ⑥天使学園嘱託教員に関する規程の一部改正に係る骨子について 報告事項 ①禁煙教育講演会の実施について
9	2007年10月3日 16:32~18:37	審議事項 ①助産研究科推薦入学試験の合否判定について
10	2007年10月17日 18:03~20:32	審議事項 ①2008年度助産研究科前期一般入学及び社会人入学試験の合否判定について ②2007年度実習指導教員の委嘱取消及び委嘱について ③学長候補者選挙管理委員会委員の選出について
11	2007年11月21日 17:37~19:27	審議事項 ①2007年度実習指導教員の委嘱について ②天使大学大学院助産研究科履修規程の一部改正について ③天使大学大学院助産研究科再入学に関する規程の制定について ④天使大学大学院学則の一部改正について ⑤大学院助産研究科専任教員の採用に係る募集大綱について 報告事項 ①天使大学紀要の執筆要領ならびに査読について ②今後の宗務行事予定について ③2007年度教職員修養会の実施及び出欠確認について ④天使大学競争的資金等の取扱に関する規程及び天使大学競争的資金等の不正に係る調査の手続等に関する取扱規程の制定について
12	2007年12月12日 15:35~15:55	審議事項 ①後期出願資格認定審査について

(続き)

No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
13	2007年12月19日 16:25~16:50	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2008年度非常勤講師の委嘱について</li> <li>②退学届の許可について</li> <li>③天使大学奨学金貸与規程及び同施行細則の一部改正について</li> <li>④大学院助産研究科臨床専任教員の採用に係る募集大綱について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①学籍番号の付番について</li> <li>②2007年度修了見込者の就職内定状況について</li> <li>③学生による授業評価アンケートの取扱いについて</li> <li>④学長候補者の選挙結果について</li> </ul>
14	2008年1月30日 17:20~18:50	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2008年度非常勤講師の委嘱について</li> <li>②2008年度学事暦について</li> <li>③助産研究科助産専攻助産教育分野の3月入試試験の実施について</li> <li>④2008年度助産研究科後期入学試験（一般、社会人）の可否判定について</li> </ul>
15	2008年2月20日 17:07~18:00	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2008年度非常勤講師の委嘱及び委嘱取消しについて</li> <li>②復学願の許可について</li> <li>③休学願の許可について</li> <li>④退学願の許可について</li> <li>⑤天使大学大学院助産研究科履修規程の一部改正について</li> <li>⑥天使大学大学院委託生の願出について</li> <li>⑦天使大学学科長、科長及び宗務部長等の任期及び選考に関する規程の一部改正について</li> <li>⑧各種委員会規程の一部改正について</li> <li>⑨天使大学大学院学則の一部改正について</li> <li>⑩助産研究分野授業科目の英文表記について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①教員の昇任について</li> <li>②外国人教員及び臨床専任教員の採用（任用の更新）について</li> <li>③2007年度修了見込者の就職内定状況について</li> <li>④2007年度天使大学学位記・修了証書授与式実施要領について</li> <li>⑤臨床専任教員の採用について</li> <li>⑥2008年度教員組織について</li> </ul>
16	2008年3月5日 16:41~17:46	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2007年度専門職学位課程の修了認定について</li> <li>②再入学の許可について</li> <li>③助産研究科長の選考について</li> <li>④天使大学大学院研究生の願出について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2008年度非常勤講師の委嘱内容の変更について</li> <li>②宗務部長の指名並びに学生部長及び図書館長の指名・選考について</li> <li>③研究倫理委員会規程の一部改正について</li> <li>④天使大学学位規程の一部改正について</li> </ul>

(続き)

No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
17	2008年3月10日 15:12～15:26	審議事項 ①2008年度助産研究科3月入学試験(助産教育分野)の合否判定について ②助産研究科長代理の指名について 報告事項 ①2008年度天使大学入学式実施要領について ②2007年度天使大学大学院助産研究科就職状況について
18	2008年3月19日 16:40～17:25	審議事項 ①日本学生支援機構2007年度返還免除候補者の推薦について ②次期評議員並びに各種委員会委員及び同委員長の選考について 報告事項 ①2008年度学園・大学事業計画及び当初予算について ②学生の危機管理マニュアルについて ③2008年度学事暦の一部変更について

2007年度 研究科特別教授会議事録

		近藤潤子、石塚百合子、大石時子、園生陽子、柳原真知子、島尻貞子
会開催数		7回
No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
1	2007年7月11日 18:10~18:13	審議事項 ①助産研究科専任教員の退職について
2	2007年7月18日 18:23~18:31	審議事項 ①助産研究科専任教員の採用に係る採用候補者選考委員会の設置について
3	2007年7月20日 16:21~16:37	審議事項 ①助産研究科専任教員の採用について
4	2007年10月17日 20:35~20:49	審議事項 ①助産研究科専任教員の退職願について
5	2007年11月21日 19:28~19:37	審議事項 ①助産研究科専任教員採用候補者選考委員会及び昇任候補者選考委員会の設置について 報告事項 ①臨床専任教員（教授）の雇用期間満了について ②嘱託教員Ⅰの雇用期間満了について
6	2008年1月30日 19:22~19:55	審議事項 ①外国人教員及び臨床専任教員（任用の継続）について ②専任教員の昇任について
7	2008年2月20日 16:36~16:55	審議事項 ①臨床専任教員の採用について ②2008年度教員組織について

2007年度 総務委員会活動報告

		委員長：柳原真知子 委員：津田万寿美、今崎裕子
委員会開催数		5回
No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
1	2007年4月10日 16:30～17:30	審議事項 ①日本助産師会総会（東京）への派遣について
2	2007年7月8日 16:30～17:30	審議事項 ①全国助産師教育協議会 北海道・東北ブロック会議（青森）への派遣について ②北海道助産師教育協議会（札幌）への派遣について
3	2007年10月7日 16:30～17:30	審議事項 ①次年度（2008年度）予算案の策定について ②実習場所の開拓について ③自己点検、認証評価の準備と年報の作成について
4	2008年1月15日 16:30～17:30	審議事項 ①全国助産師教育協議会研修会（福岡）への派遣について ②自己点検、認証評価の準備と年報の作成について
5	2008年2月12日 16:30～17:30	審議事項 ①自己点検、認証評価の準備と年報の作成について

2007 年度 教務委員会活動報告

		委員長：柳原真知子 委員：大石時子、平山恵美子、伊藤久美子、今崎裕子
委員会開催数		16 回
No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
1	2007 年 4 月 17 日 12：20～13：00	審議事項 ①臨時講師の委嘱について ②代理講師の委嘱について ③教員 FD の開催について
2	2007 年 5 月 8 日 17：00～18：30	審議事項 ①後期開講科目の授業展開について ②前期定期試験の日程について ③非常勤講師の委嘱について 報告事項 ①担当科目の変更について
3	2007 年 5 月 30 日 13：30～14：50	審議事項 ①教務委員会の年間活動計画について
4	2007 年 6 月 13 日 11：15～11：30	審議事項 ①実習指導教員の委嘱について
5	2007 年 7 月 13 日 16：30～17：30	審議事項 ①後期時間割の編成について ②前期定期試験時間割案、試験監督について ③後期にむけてのオリエンテーションの実施について ④後期の行事予定について
6	2007 年 8 月 23 日 10：00～11：30	審議事項 ①学籍異動について ②後期の教務係活動計画について ③学事暦について ④臨時講師の委嘱について
7	2007 年 10 月 5 日 10：00～12：00	審議事項 ①実習指導教員の委嘱について ②2008 年度科目担当者について ③学事暦について ④保留科目の取り扱いについて ⑤2008 年度教務委員会予算について
8	2007 年 10 月 25 日 13：30～15：00	審議事項 ①再入学に関する規程の制定について ②履修規程の一部改正について ③2008 年度時間割フォーマットについて ④実習指導教員の委嘱について ⑤学事暦の取り扱い（窓口・企画）について ⑥2008 年度臨地実習について ⑦合格祈願ミサ（受験票の配布含）の開催について

(続き)

No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
9	2007年11月14日 13:00～14:00	審議事項 ①履修規程の一部改正について ②2008年度時間割フォーマットについて ③後期試験日程について ④助産教育分野授業科目の英語表記について ⑤科目責任者が「新任」となっている授業概要の記入者について
10	2007年12月6日 15:00～16:30	審議事項 ①学籍番号の付番方法について ②後期定期試験時間割について ③授業概要の作成日程について ④学籍異動について
11	2008年1月16日 14:00～16:00	審議事項 ①2008年度学事暦について ②非常勤講師の委嘱について ③新年度オリエンテーションの日程について ④学期末オリエンテーションの日程について ⑤履修要項・授業概要の作成について
12	2008年2月6日 14:00～16:00	審議事項 ①新年度オリエンテーションの日程変更について ②学期末オリエンテーション時のアンケート実施について ③非常勤講師の委嘱・委嘱取消について ④学籍異動について ⑤最終試験（修了面接）について ⑥再入学試験要項について ⑦学習ガイドブックの作成について ⑧履修要項の作成について ⑨保健師助産師看護師学校養成所指定規則の変更手続きについて ⑩次年度時間割に関する調査票の配布について
13	2008年2月13日 10:30～12:00	審議事項 ①次年度授業科目担当者について ②履修規程の変更について
14	2008年2月20日 14:00～15:00	審議事項 ①次年度授業科目担当者について ②研究生の取り扱いについて
15	2008年3月5日 16:20～16:30	審議事項 ①2007年度専門職学位課程の修了認定について ②再入学の許可について ③研究生の願出について ④教育課程と指定規則との対比表について
16	2008年3月18日 11:00～12:00	審議事項 ①2007年度後期再試験について ②2008年度科目担当者の変更について ③2008年度時間割について ④履修要項・授業概要について ⑤テキストについて ⑥非常勤講師の交通費について

2007年度 学生委員会活動報告

		委員長：園生陽子 委員：本宿美砂子、安田トモ子、堀切俊介
委員会開催数		11回
No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
1	2007年4月16日 10:15～10:45	審議事項 ①就職ガイダンス講師について ②JASSO 2006年度返還免除候補者の推薦について ③JASSO奨学生選考委員会について ④JASSO推薦基準 適格認定基準作りについて ⑤合唱コンクール実施要領配布について ⑥パントリー清掃当番・使用方法等について ⑦科目等履修生について
2	2007年5月11日 9:30～10:10	審議事項 ①奨学生出願状況について ②JASSO 2006年度返還免除候補者の推薦について ③合唱コンクール出場順について ④就職関係について ⑤教室の使い方について
3	2007年6月6日 15:00～16:00	審議事項 ①奨学生選考結果通知後の動きについて ②就職ガイダンスについて ③天使祭期間中の院生の動きについて ④実習用定期について
4	2007年7月13日 9:00～10:00	審議事項 ①就職支援について ②建築工事に伴う件について ③学生の今後の予定について ④職員の今後の予定について
5	2007年9月18日 9:30～10:30	審議事項 ①就職支援について ②学生の休学・復学について ③国際助産学 マダガスカル実習について ④学生満足度調査について ⑤2006年度学生相談室・保健相談室報告書の配布について
6	2007年10月10日 13:30～14:30	審議事項 ①就職支援について ②学生の復学について ③国際助産学 マダガスカル実習について ④オフィスアワー実施について ⑤パントリーの使用状況について
7	2007年11月7日 15:00～16:00	審議事項 ①学事暦原案について ②就職支援について ③抗体価等の検査について ④自己評価（案）について ⑤創立記念講演会・禁煙記念講演会等について

(続き)

No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
8	2007年12月5日 14:00～14:45	審議事項 ①次年度学事暦について ②予算について ③就職関係について ④予防接種勧奨について
9	2008年1月16日 14:30～15:30	審議事項 ①卒業前オリエンテーション日程検討について ②JASSO奨学金「優れた業績による免除対象候補者」申請状況について ③JASSO奨学生の「継続願」の届出について ④学生生活ガイドブックについて ⑤就職関係について ⑥2008年度学事暦について ⑦アッセンブリーアワー計画について
10	2008年2月6日 15:00～16:00	審議事項 ①卒業前、年度末オリエンテーション日程確認について ②学生生活ガイドブック訂正原稿について ③JASSO第一種奨学生免除対象候補者の決定日程予定について ④休学・復学者の情報について ⑤就職内定状況について ⑥新入生オリエンテーション日程確認について ⑦アッセンブリーアワー予定について
11	2008年3月12日 13:00～14:00	審議事項 ①新入生・在學生オリエンテーションについて ②休学・復学・退学者・進級者の情報について ③JASSO第一種奨学生免除関係について ④就職関係について ⑤2008年度就職ガイダンスの予定について ⑥アッセンブリーアワーについて

2007年度 入試・広報委員会活動報告

委員会組織		委員長：大石時子 委員：園生陽子、伊藤久美子、津田万寿美
委員会開催数		10回
No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
1	2007年4月13日 17:00～18:00	審議事項 ①2008年度学生募集要項（案）について ②2007年度広報展開（案）について ④2008年度リーフレットについて
2	2007年5月25日 10:50～11:50	審議事項 ①2008年度推薦書書式について ②オープンキャンパスについて
3	2007年6月15日 10:30～12:10	審議事項 ①助産教育分野設置にかかる試験定員の割り当てについて ②助産教育分野の記載方法について ③ホームページについて ④リーフレットについて
4	2007年7月20日 13:10～14:20	審議事項 ①助産教育分野募集要項について ②リーフレットについて
5	2007年8月24日 16:30～17:30	審議事項 ①出願資格認定審査認定案作成について ②西興部中学校訪問対応について
6	2007年8月27日 16:45～17:20	審議事項 ①出願資格認定審査認定案作成について
7	2007年10月3日 10:20～11:10	審議事項 ①推薦入試合否案作成について
8	2007年10月17日 10:20～11:10	審議事項 ①前期入試合否案作成について
9	2007年12月12日 14:05～14:35	審議事項 ①後期資格認定審査－認定案作成について
10	2008年1月29日 15:05～16:20	審議事項 ①後期入試合否案作成について ②3月入試広報要領確認について

2007 年度 学術振興委員会活動報告

委員会組織		委員長：平井克哉 委員：瀧 断子、古崎和代、吉田 翠、石塚百合子、佐藤昇子
委員会開催数		11 回
No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
1	2007 年 4 月 10 日 9 : 00 ~ 10 : 30	審議事項 ①2007 年度委員長の互選について ②投稿規程改正案、執筆要領改訂案、査読制度(審査)の見直しについて ③査読者用審査留意事項について ④紀要第 7 巻の査読状況について ⑤2007 年度の課題について ⑥研究課題情報等の収集と学術振興委員会研究会(仮称)の開催にむけて ⑦研究費による図書購入額の下限規程について
2	2007 年 4 月 24 日 9 : 30 ~ 10 : 30	審議事項 ①天使大学投稿規程改正案 ②執筆要領改訂案
3	2007 年 5 月 28 日 10 : 40 ~ 12 : 10	審議事項 ①紀要投稿規程改正案に関する協議会の検討結果について ②自己点検評価用年報の記載内容変更について ③紀要第 7 巻の編集について
4	2007 年 6 月 18 日 10 : 40 ~ 12 : 10	審議事項 ①執筆要領改訂案について ②紀要第 7 巻の編集について ③紀要第 6 巻の NII における電子化・公開について ④本学ホームページへの研究情報等の掲載について
5	2007 年 9 月 19 日 14 : 50 ~ 16 : 30	審議事項 ①執筆要領改訂案について ②査読者用審査留意事項案について ③査読制度(審査)の見直しについて
6	2007 年 9 月 26 日 15 : 00 ~ 16 : 00	審議事項 ①執筆要領改訂案について ②査読者用審査留意事項案について ③査読制度(審査)の見直しについて ④紀要第 7 巻の送付先について ⑤ホームページへの紀要の掲載について
7	2007 年 10 月 24 日 15 : 00 ~ 16 : 05	審議事項 ①執筆要領について ②査読について ③天使大学紀要第 8 巻(2008)の編集日程について ④天使大学紀要第 8 巻投稿申込書および査読候補者アンケート用紙について ⑤研究課題情報の取り扱いについて ⑥科研費補助金申請のための講習会開催について 報告事項 ①大学基準協会主催「特色ある大学教育支援プログラム」(10/19)について

(続き)

No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
8	2007年11月21日 15:00～15:35	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2008年度活動計画ならびに予算(案)について</li> <li>②天使大学紀要第8巻への投稿申込状況について</li> <li>③研究課題情報の取り扱いについて</li> <li>④紀要受領の取消依頼について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①科研費補助金申請のための講習会開催について(結果報告)</li> </ul>
9	2007年12月19日 9:10～10:10	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①紀要第8巻の投稿申込状況と編集日程について</li> <li>②研究課題情報の取り扱いについて</li> <li>③学術振興委員会研究会(仮称)の開催について</li> <li>④その他(委員会の統合について)</li> </ul>
10	2008年1月23日 13:10～13:40	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①紀要第8巻:投稿状況と査読について</li> <li>②研究課題情報誌の作成について</li> <li>③学術振興委員会研究会(仮称)の開催について(第1回、第2回)</li> </ul>
11	2008年2月27日 13:10～14:20	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①紀要第8巻:投稿状況と査読について</li> <li>②『研究活動の概要』(2008年1月初版)の発刊について</li> <li>③学術振興委員会研究会(仮称)の報告と次回開催について</li> <li>④年報用活動報告について</li> <li>⑤紀要掲載論文のHUSCAP登録について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①今年度委員会の終了と研究会の開催・紀要編集の継続について</li> </ul>

2007 年度 図書館委員会活動報告

委員会組織		館長：吉田 翠 委員：青木香保里、影山セツ子、鈴木美和、斉藤昌之、金澤康子 平山恵美子、今崎裕子
委員会開催数		11 回
No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
1	2007 年 4 月 20 日 12 : 20 ~ 12 : 50	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2007 年度図書資料費予算配分について</li> <li>②後援会助成図書の第 1 回選定について</li> <li>③助産研究科実習生の待機時自習に伴う分館 24 時間利用について</li> <li>④新規購入加除式資料について</li> <li>⑤図書館委員会の記録担当について</li> <li>⑥不明・除籍図書への対応について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①図書館ボランティアの現況について</li> <li>②2006 年度図書資料費執行状況について</li> <li>③蔵書点検について</li> <li>④紀伊国屋書店 Book Web Pro による図書発注簡略化手続 (Supervisor) について</li> <li>⑤新入生図書館オリエンテーションおよび文献検索ガイダンスについて</li> <li>⑥LVZ 関係機器の更新について</li> <li>⑦AV 視聴室・グループ学習室における喫煙・飲食防止について</li> <li>⑧教員貸出図書の延滞処理について</li> <li>⑨図書館本館の増改築の可能性について</li> </ul>
2	2007 年 5 月 30 日 14 : 50 ~ 15 : 40	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①後援会助成図書の第 2 回選定について</li> <li>②寄贈図書の未登録分について</li> <li>③新規購入雑誌および加除式資料について</li> <li>④閉館後の分館利用について</li> <li>⑤アッセンブリーアワー時の図書館開館(不変)について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2007 年度図書資料費執行状況について</li> <li>②2007 年度継続受入雑誌リストについて</li> <li>③図書館オリエンテーションおよび文献検索ガイダンスについて (報告)</li> <li>④教員貸出図書の延滞処理について</li> <li>⑤不明・除籍図書への対応について</li> </ul>

(続き)

No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
3	2007年6月20日 14:50～16:15	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①新規購入雑誌について</li> <li>②後援会助成図書第3回選定について</li> <li>③2007年度後期開閉館予定表(10月～3月)案について</li> <li>④本館東側増築計画について</li> <li>⑤雑誌の利用状況調査について</li> <li>⑥継続受入雑誌の製本・保存期間について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2007年度図書資料費執行状況について</li> <li>②受贈図書の選定と天使祭放出について</li> <li>③天使祭期間中の図書館利用について</li> <li>④学生アルバイトの新規募集について</li> </ul>
4	2007年7月13日 10:40～11:40	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本館東側増築工事に伴う対応について：閉館時期・工事の概要・助産研究科実習生の分館24時間利用・本館閲覧室レイアウト案・利用の競合対策</li> <li>②2007年度後期開閉館予定表(10月～3月)案について</li> <li>③研究費による図書購入額の下限規程について</li> <li>④未製本雑誌の保存期間終了後の譲渡先について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2007年度図書資料費執行状況について</li> <li>②無断持ち出し図書の返却アピールについて</li> <li>③職員の人事異動と業務分担について</li> <li>④新規導入用集密書架の選定概要と見積について</li> </ul>
5	2007年8月1日 10:40～11:40	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①後援会助成図書第4回選定について</li> <li>②2007年度後期開閉館予定表(10月～3月)案について</li> <li>③本館東側増築工事への対応について 開閉館の予定：空調設備工事期間・分館24時間利用期間・増築スペースとの連結工事期間 分館の利用（学部学生と大学院生の利用競合への対応） 新規導入集密書架の合見積結果</li> <li>④継続受入雑誌の製本・保存期間について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2007年度図書資料費執行状況について</li> <li>②収蔵選定されなかった受贈図書の天使祭放出結果について</li> </ul>

(続き)

No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
6	2007年9月25日 12:10~13:00	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①後援会助成図書の第5回選定について</li> <li>②新規購入雑誌について</li> <li>③本館東側増築工事への対応について3:後期開閉館予定・閉館に伴う貸出条件の変更・分館の利用・集密書架の新規導入</li> <li>④助産研究科実習生のための分館24時間利用について</li> <li>⑤アッセンブリーアワーの時間帯で行われる行事への対応について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2007年度図書資料費執行状況について</li> <li>②洋雑誌の利用状況調査と見積について</li> </ul>
7	2007年10月26日 13:20~13:45	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①後援会助成図書の第6回選定について</li> <li>②新規購入雑誌について</li> <li>③洋雑誌の継続・打ち切り・電子ジャーナルへの切り替えについて</li> <li>④本館東側増築工事への対応について</li> <li>⑤図書の配架方法の変更について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2007年度図書資料費執行状況について</li> <li>②助産研究科実習生のための分館24時間利用について(年末年始休暇期間の開館時間の変更について)</li> </ul>
8	2007年11月12日 12:10~12:50	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本館東側増築工事結果とレイアウトについて</li> <li>②2008年度の洋雑誌購入について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①教職員貸出延滞図書の返却督促について</li> </ul>
9	2007年12月14日 13:10~14:00	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①新規購入雑誌について</li> <li>②後援会助成図書の第7回選定について</li> <li>③2008年度前期開閉館予定表(案)について</li> <li>④2008年度活動計画ならびに予算(案)について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①今年度研究費による図書等の購入期限について</li> <li>②和雑誌等購入先(有)ブックス平和の倒産と事後処理について</li> <li>③2007年度図書資料費執行状況について</li> </ul>

(続き)

No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
10	2008年1月25日 13:10~14:10	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2008年度前期開閉館予定表について</li> <li>②後援会助成図書第8回選定について</li> <li>③洋雑誌の継続購入見直しについて(案)</li> <li>④加除式資料ならびに見計らい雑誌の購入選定について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2007年度図書資料費執行状況について</li> <li>②電子ジャーナルの無料トライアルについて</li> <li>③今年度研究費による図書等の購入期限について</li> <li>④無断持ち出し図書の返却アピール文の配布について</li> <li>⑤和雑誌の購入見直しについて</li> <li>⑥蔵書点検の実施と集密書架の導入について</li> <li>⑦管理栄養士国家試験対策図書の調理実習室(自修室)への貸出について</li> </ul>
11	2008年2月28日 16:35~18:00	<p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①洋雑誌の継続購入見直しについて(修正案)</li> <li>②2007年度年報用「図書館」報告について</li> <li>③新規購入雑誌について</li> <li>④助産研究科実習生のための分館24時間利用可能時期の決定方法について</li> <li>⑤図書館委員会の議事録作成について</li> <li>⑥委員会の統廃合に向けた2008年度暫定定数削減案に対する図書館委員会の対応について</li> <li>⑦読後感想を含めた図書の紹介について</li> </ul> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①2007年度図書資料費執行状況について</li> <li>②2007年度後援会助成図書・視聴覚資料リストおよび次年度依頼金額について</li> <li>③2008年度図書資料費予算配分表について</li> <li>④図書館ボランティアの現況について</li> <li>⑤文献複写料金受付単価の改定について(2008年4月1日から20円→40円)</li> <li>⑥年度末実施事項について(雑誌の外注製本と学内周知 他)</li> <li>⑦吉田館長ご挨拶</li> </ul>

2007年度 情報処理委員会活動報告

		委員長：川口雄一 委員：久賀久美子、小島悦子、小林良子、森谷 梨、本宿美砂子
委員会開催数		6回
No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
1	2007年5月8日 9:00～10:00	審議事項 ①副委員長の兼任について ②本年度の活動方針について ③（私情協）全国大学 IT 活用教育方法研究発表会について ④次期天使大学情報処理環境について ⑤2008年度学生満足度調査（仮称）のアンケート内容について ⑥アッセンブリーアワー時間帯における情報処理室の開閉について 報告事項 ①情報処理室年度末、年度始業務について
2	2007年9月4日 9:00～11:25	報告事項 ①学内 LAN 定期点検について ②情報処理室（等）前期定期点検について ③後期分（国立大学系）平成 19 年度情報教育研究集会について ④情報処理室アプリケーションソフト導入希望調査について
3	2007年10月12日 13:00～14:50	審議事項 ①教員用パソコンの更新について ②今後の標準メールソフトの変更について ③プリンタ室のカラーレーザープリンタについて ④平日における情報処理室職員のトラブル対応について ⑤各種アプリケーションソフトウェアへの情報処理室の今後の対応について ⑥電子掲示板や連絡メールの積極的活用について
4	2007年11月20日 9:00～11:10	審議事項 ①教員用パソコンの更新について（再） ②電子メールの積極的活用について ③プリンタ室のカラーレーザープリンタについて ④情報処理委員会への情報処理室職員の出席について ⑤新規 PC 購入時の設定のお願いについて 報告事項 ①情報処理室緊急時連絡網について（再）
5	2008年2月1日 9:00～9:45	審議事項 ①情報処理室緊急時連絡網について ②2008年度前期（4月～9月）情報処理室開閉予定について ③教員用パソコンの調達と管理について ④電子メールの積極的活用について ⑤新規パソコン購入時の設定のお願いについて ⑥アンチウィルス更新時の教員不在時の入室について ⑦迷惑メールの取り扱いについて

(続き)

No.	開催日時	審 議 ・ 報 告 事 項
6	2003年3月18日 13:05~13:30	審議事項 ①情報処理室緊急時連絡網について ②2008年度前期(4月~9月)情報処理室開閉予定について ③迷惑メールの取り扱いについて ④2007年度決算について